

# 伊奈町子ども・子育て支援事業計画 (第3期)



すべての子ども・子育て家庭を見守り、支えあい、  
豊かな子育てを実感できるまち

令和7年3月

(令和8年3月改定)

伊 奈 町



# はじめに

伊奈町では、「これからも安心して住み続けられるぬくもりのあるまちづくり」を将来像とし、各種施策を講じております。

そのような中、伊奈町では、子ども・子育て支援法第61条に基づき、第1期(平成27年から令和元年)及び第2期(令和2年から令和6年)の計画期間の中で保育施設や放課後児童クラブ等の整備、拡充をはじめとして、様々な保育や子育て支援のニーズに対応してきたところでございます。

この間、伊奈町では年々増加していた人口の伸びもゆるやかになり、さらには、少子化に伴う人口減少が例外なく進んでおり大きな課題となっております。また、少子化が進む一方、保育や子育て支援のニーズは高まり、多様化・複雑化しております。

伊奈町では、今後も子育て支援のさらなる充実を図り「誰もが安心して出産・子育てしやすいまち」を目指し、計画期間を令和7年度からの5年間とする「伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)」をここに策定いたしました。

この計画は、従来の「子ども・子育て支援事業計画」と、「次世代育成支援行動計画」に加え、新たに、「子どもの貧困対策についての計画」を一体化した計画でございます。

社会情勢が変化し共働きの世帯が増加している中、少子化時代を踏まえた子育て施策の充実といった、次代を担う子どもへの投資は今後も大変重要なものでございますので、本計画に基づき各種施策を講じてまいります。

結びに、本計画を策定するにあたりアンケート調査などにご協力いただきました町民の皆様、子育て関係団体の皆様、慎重かつ活発なご審議を賜りました伊奈町子ども・子育て会議委員及び関係団体の皆様方に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

伊 奈 町 長 大 島 清





# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけと期間 .....	2
3 計画の策定体制 .....	3
第2章 伊奈町のこども・家庭の現状 .....	4
1 少子化の動向 .....	4
2 婚姻及び出産等の動向 .....	7
3 人口推計 .....	10
4 就業の状況 .....	12
5 子育て支援の状況 .....	13
6 第2期計画の施策の評価 .....	16
7 子ども・子育てに関する調査の状況 .....	18
第3章 計画の基本的な考え方 .....	43
1 基本的な視点 .....	43
2 基本理念 .....	44
3 基本目標 .....	45
4 施策体系 .....	46
第4章 施策の展開 .....	47
基本目標1 すべての子ども・子育て家庭を支える .....	47
基本目標2 安心して産み、育てることができる .....	57
基本目標3 子育てを温かく見守り、支える .....	65
第5章 教育・保育等の量の見込み及び確保の方策 .....	71
1 認定区分について .....	71
2 教育・保育提供区域の設定 .....	72
3 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策 .....	73
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策 .....	78
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	94
第6章 計画の推進に向けて .....	95
1 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保 .....	95
2 計画の進行管理 .....	96
資料編 .....	97
1 伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)策定の経過 .....	97
2 伊奈町子ども・子育て会議条例 .....	98
3 伊奈町子ども・子育て会議委員名簿 .....	100
4 用語解説 .....	101

※本計画の「こども」の表記は、法律名や計画名、事業名、固有名詞等に基づき、「子ども」「子供」を使う場合があります、それ以外を「こども」としています。「子ども・子育て」の語は、計画名に基づく固有名詞として扱っています。また、アンケート調査においては、調査時の文章のまま記載しており、「子ども」表記が残っている場合があります。

---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

近年の核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となる中、就労する既婚女性の割合は増加を続けており、社会全体で子育てを支援する必要性と重要性は、これまで以上に高まっています。

また、様々な社会環境の変化から、こどもの貧困の問題が深刻化しています。

こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、今、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

わが国では、少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図るため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、また、令和元年9月に同法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、こどもの貧困対策に関する市町村計画の策定が努力義務となりました。

令和5年4月には「こども基本法」が施行、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、ライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援していくことを方針に掲げ施策に取り組んでいくこととされています。

本町では、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、質の高い幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、保育需要を把握し、教育・保育の計画的な整備と提供体制を定める「子ども・子育て支援事業計画」と、本町の子育て支援施策を総合的に推進するための「次世代育成支援行動計画」を包含した、「伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第2期)」(以下、第2期計画という。)を令和2年度に策定し、事業などを計画的に進めてきました。

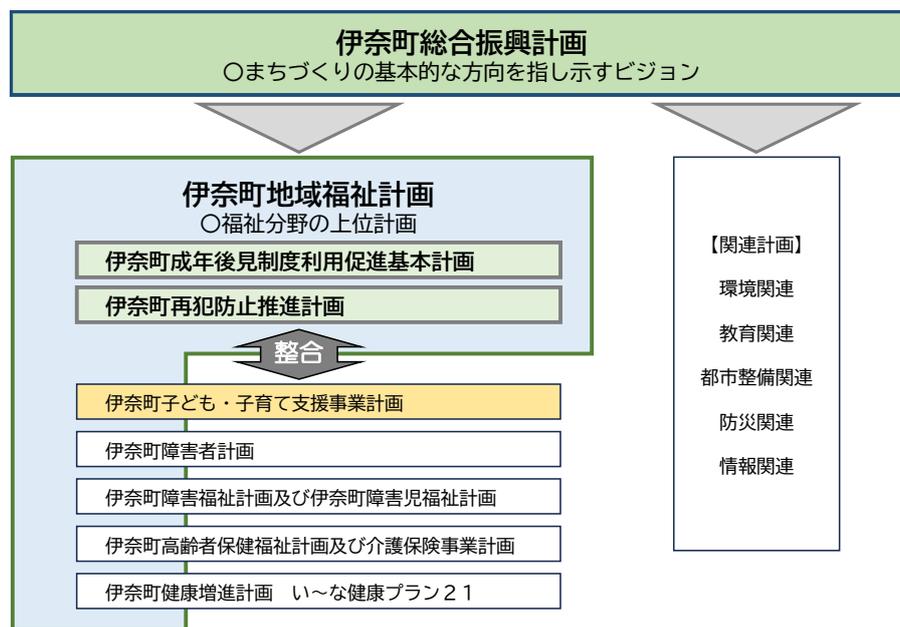
この度、第2期計画が最終年度を迎えることから、これからの5年間の本町の子育てを総合的に支援するために、こどもの育ちや子育てをめぐる課題に広い視野で果敢に取り組む「伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)」(以下、本計画という。)を策定します。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」(次世代育成支援計画)、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策についての計画」を一体化した計画です。

また、本町の最上位計画である「伊奈町総合振興計画」をはじめ、「伊奈町地域福祉計画」「伊奈町障害者計画」「伊奈町障害福祉計画及び伊奈町障害児福祉計画」「伊奈町健康増進計画」、などの個別計画との整合を図っています。



#### 【子ども・子育て支援法】

##### (基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

##### (市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

## (2)計画の期間

計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。また、計画の進捗状況を毎年把握・点検し、必要に応じて計画の見直しを図ります。

計画名	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
伊奈町総合振興計画	平成27年～令和6年					次期 (令和7年～令和16年)				
伊奈町地域福祉計画	第2期 (令和2年～令和6年)					第3期 (令和7年～令和11年)				
<b>伊奈町 子ども・子育て支援事業計画</b>	第2期 (令和2年～令和6年)					<b>第3期 (令和7年～令和11年)</b>				

## 3 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法72条に規定する「伊奈町子ども・子育て会議」での審議、就学前児童や小学生の保護者へのアンケート調査並びに子育て関係団体へのヒアリング調査などにより、本町の子ども・子育てに関する状況やニーズ等の把握を通じて策定しました。

### (1) 伊奈町子ども・子育て会議

本会議は、子ども・子育て支援法第72条に基づき、保護者や子育て支援事業者などで構成された審議機関です。

### (2) ニーズ調査の実施

本調査は、「伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)」の策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者の保育や教育に関するニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

### (3) パブリックコメントによる意見公募

本町の公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、広く意見を求め、計画への反映に努めました。

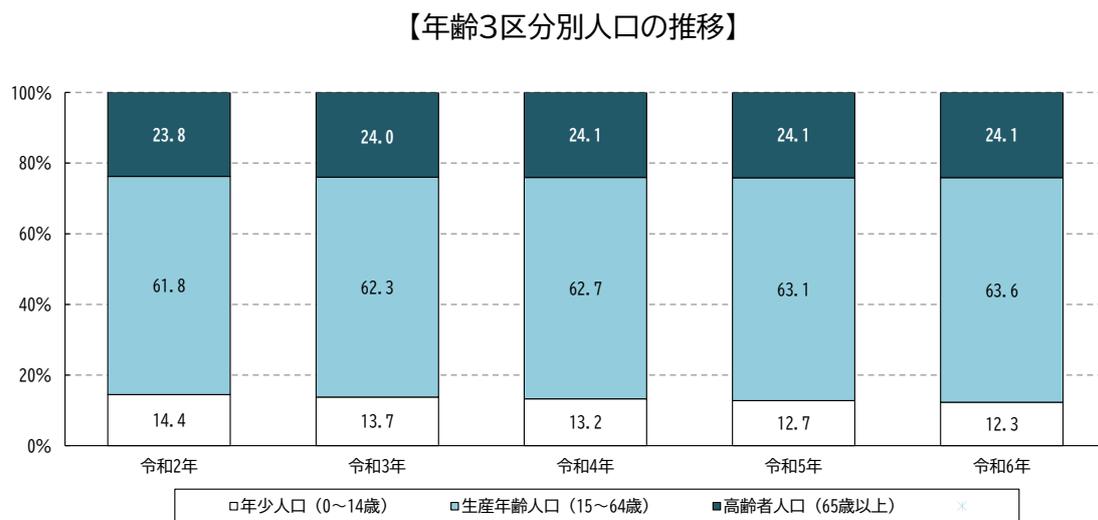
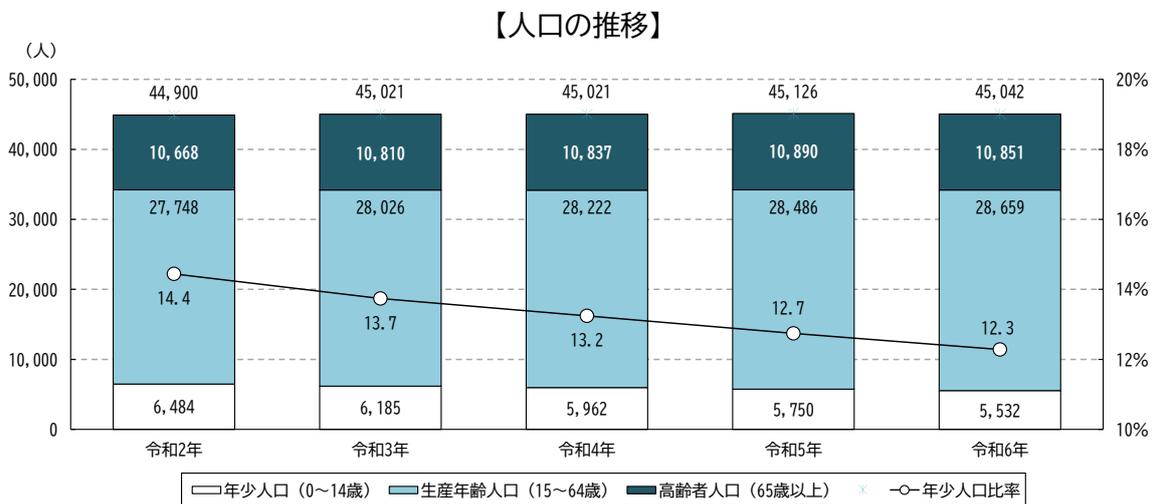
## 第2章 伊奈町の子ども・家庭の現状

### 1 少子化の動向

#### ① 人口の推移

本町の総人口は、令和2年から令和5年までゆるやかに増加し、令和6年にわずかに減少して45,042人となっています。

年齢3区分別人口の割合をみると、令和2年から令和6年まで、65歳以上の高齢者人口の割合(高齢化率)は23.8%から24.1%に増加、15歳未満の年少人口は14.4%から12.3%に減少し、少子高齢化が進んでいます。一方、15～64歳の生産年齢人口は、61.8%から63.6%に増加しています。



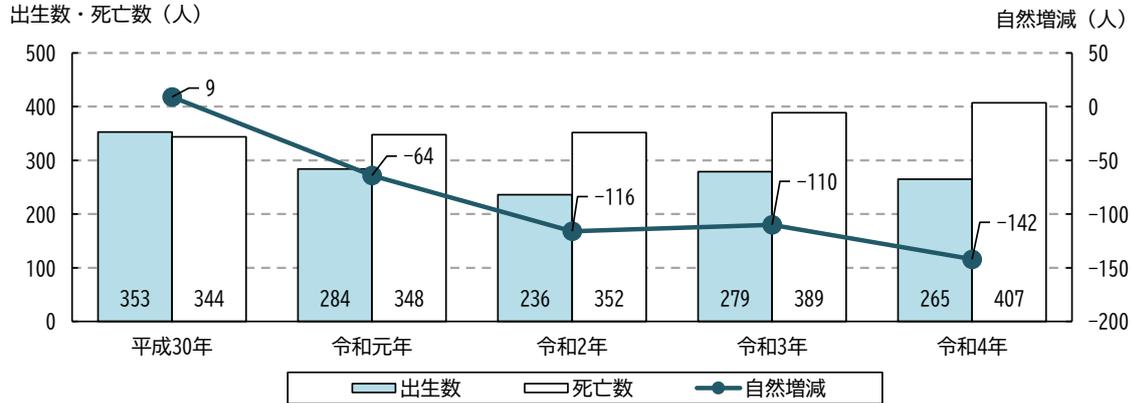
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 自然動態の推移

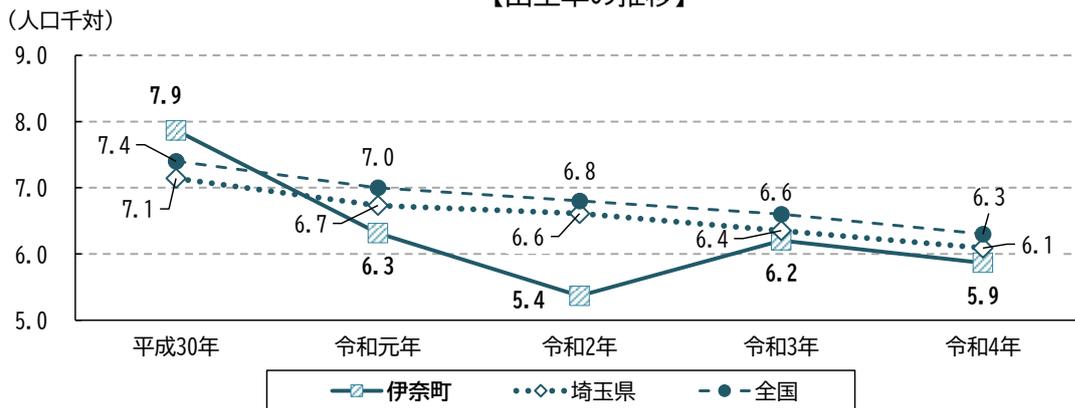
本町の出生数及び死亡数の推移をみると、令和元年以降、死亡数が出生数を上回っており、平成30年から令和4年まで、自然増減の減少割合が大きくなっています。

令和元年以降の本町の出生率は、埼玉県や全国を下回っています。一方、死亡率についても、埼玉県や全国を下回る状況が続いています。

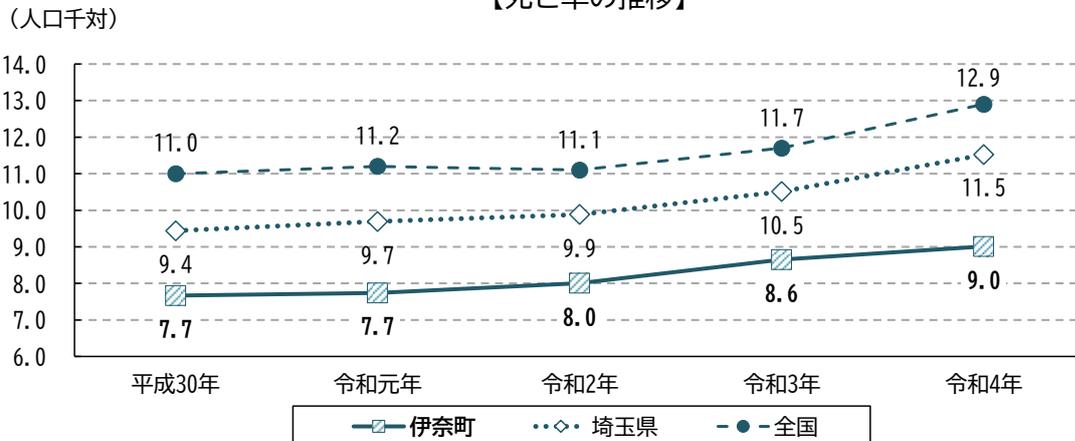
【出生数及び死亡数の推移】



【出生率の推移】



【死亡率の推移】

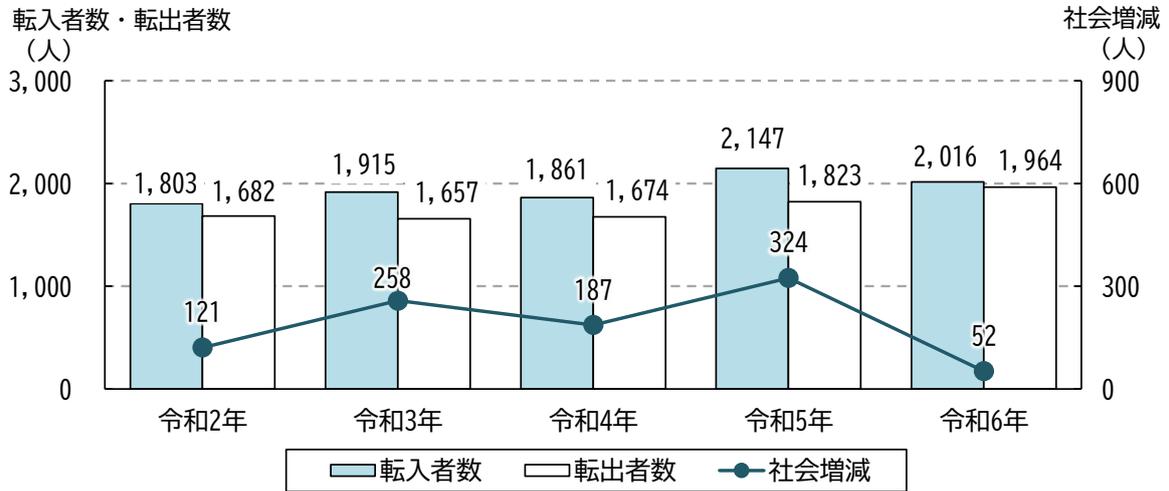


資料:埼玉県人口動態総覧(各年10月1日)

### ③ 社会動態の推移

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和2年から令和6年まで転入者数は転出者数を上回り、社会増減では増加が続いています。

【転入者数及び転出者数の推移】

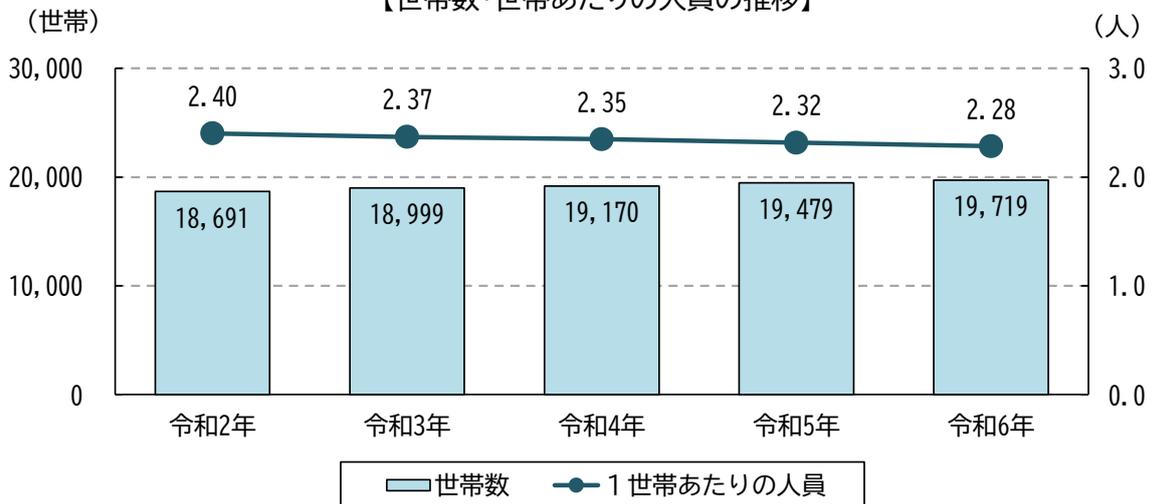


資料:住民基本台帳(各年1月1日)

### ④ 世帯数・世帯あたり人員の推移

本町の世帯数は、令和2年の18,691世帯から令和6年の19,719世帯に増加する一方、世帯あたりの人員は緩やかに減少し、令和6年には2.28人となっています。

【世帯数・世帯あたりの人員の推移】



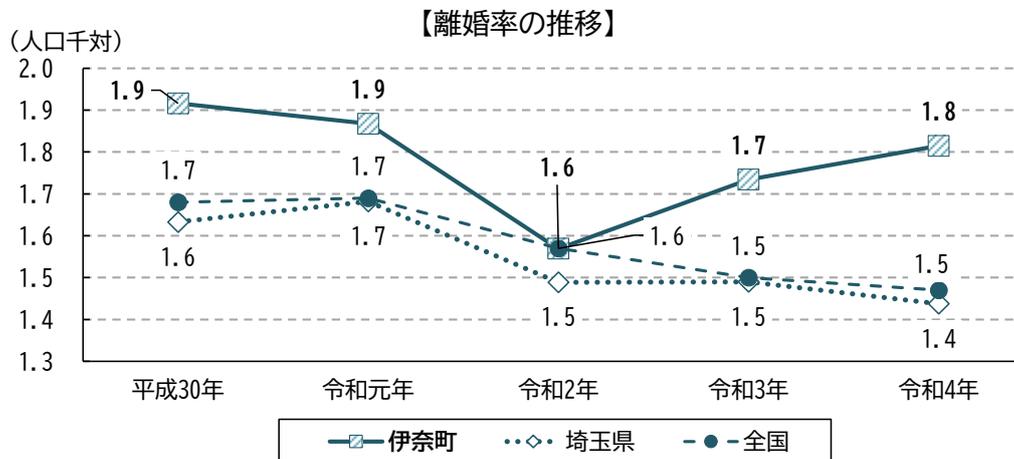
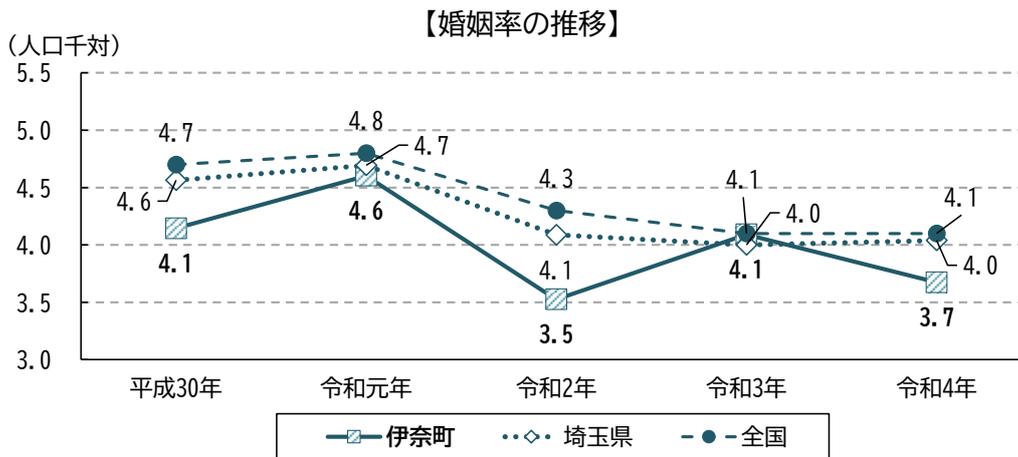
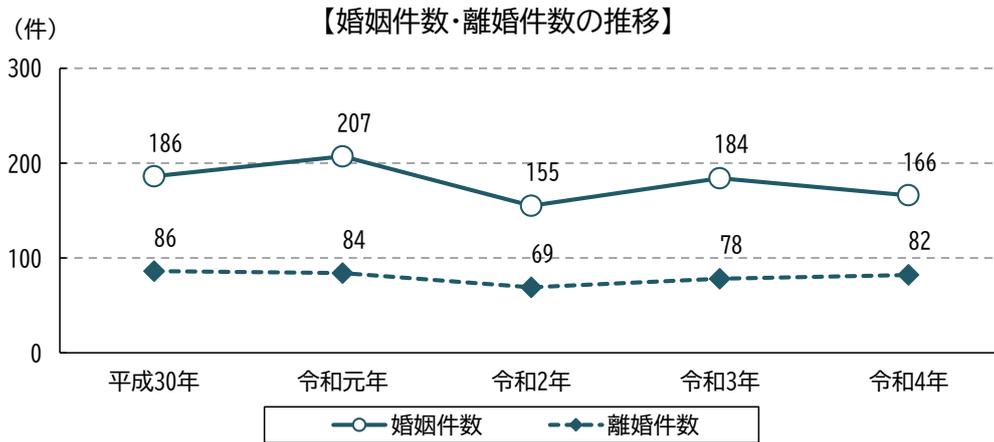
資料:住民基本台帳(各年4月1日)

## 2 婚姻及び出産等の動向

### ① 婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、平成30年から令和4年における平均が約180件となっています。一方、同じ期間の離婚件数平均は、約80件となっています。

全国や埼玉県と比較すると、婚姻率はやや低く、離婚率はやや高くなっています。

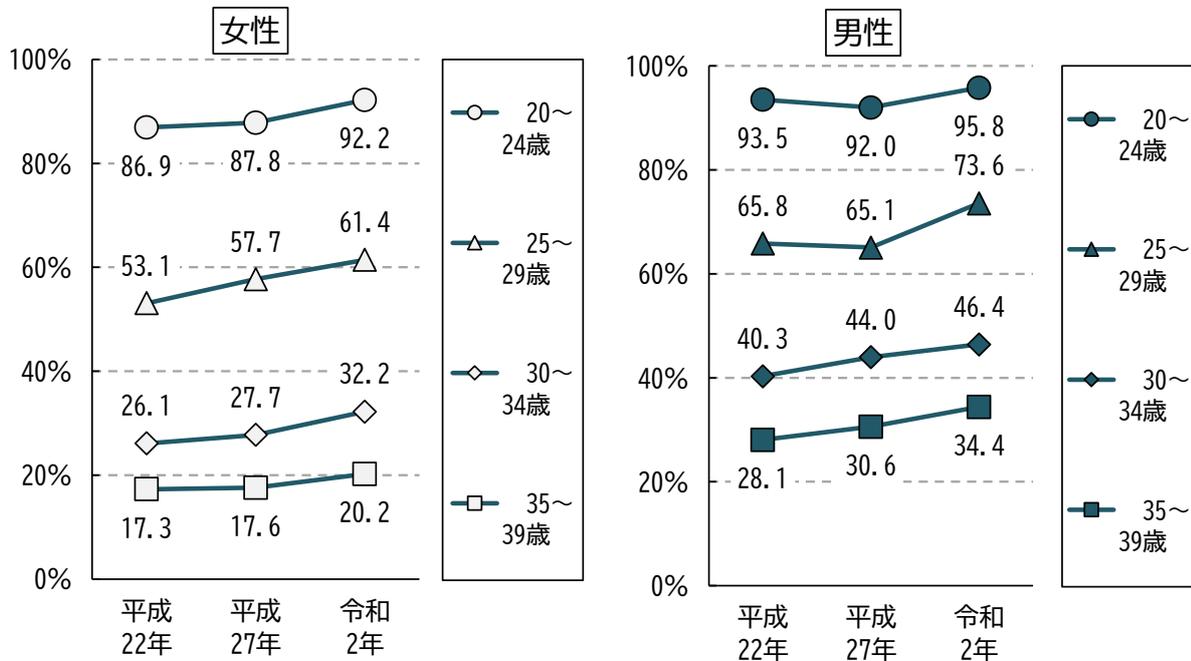


資料：埼玉県人口動態総覧(各年10月1日)

② 未婚率の推移

本町の未婚率は、同じ年代で比較すると、女性よりも男性のほうが高くなっています。また、平成22年から令和2年にかけて、女性、男性ともに、すべての年代で未婚率が上昇しています。

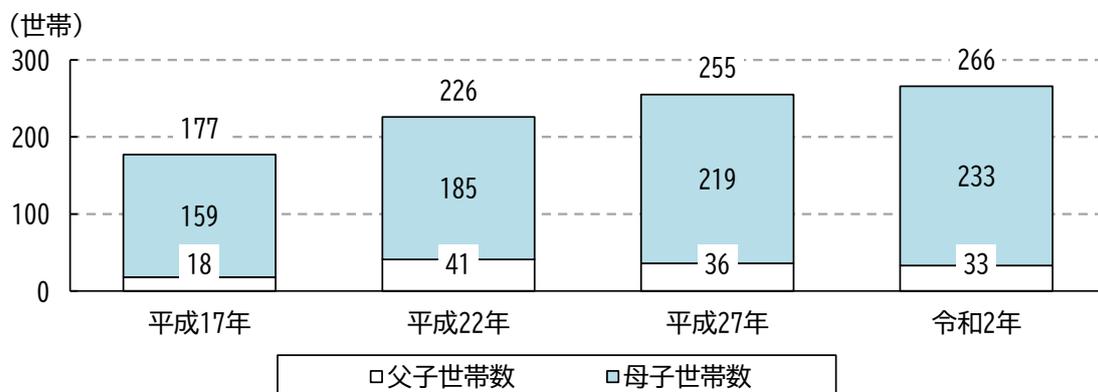
【未婚率の推移】



資料:国勢調査(各年10月1日)

③ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数は、母子家庭において増加傾向が続いています。令和2年時点で母子世帯数は233世帯、父子世帯数は33世帯となっています。

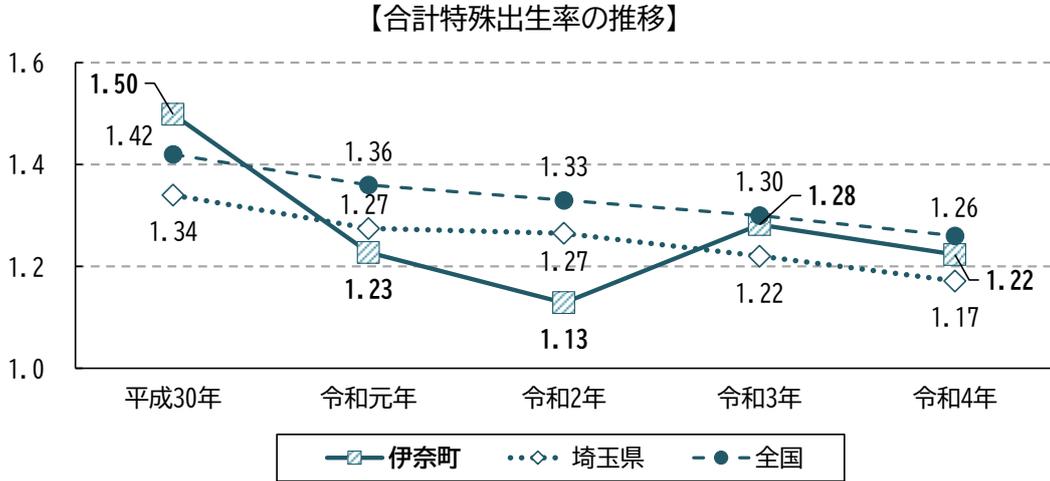


資料:国勢調査(各年10月1日)

#### ④ 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率※は年による変動が大きくなっていますが、令和元年、令和2年は、全国や埼玉県を下回っています。

※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定した時の子ども数に相当します。

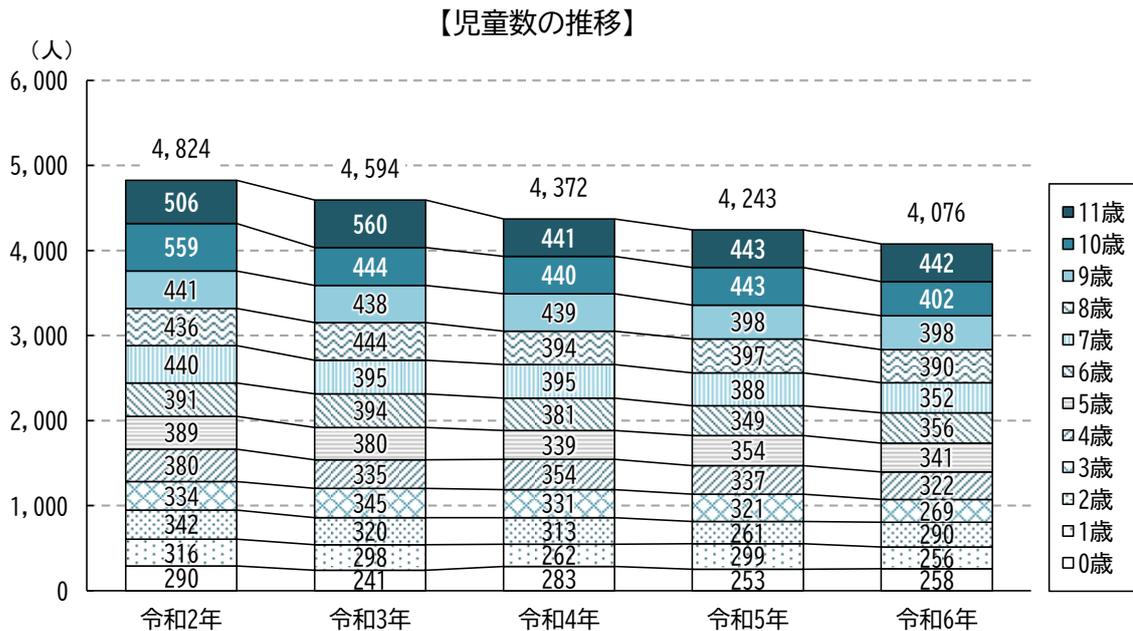


資料：彩の国統計情報館 合計特殊出生率の年次推移(保健所・市区町村別)

#### ⑤ 児童数の推移

本町の0歳から11歳までの児童数は、令和2年の4,824人が令和6年には4,076人となり、748人減少しています。

令和6年4月1日時点において、0歳から5歳の就学前児童数は1,736人、6歳から11歳の小学生児童数は2,340人となっています。



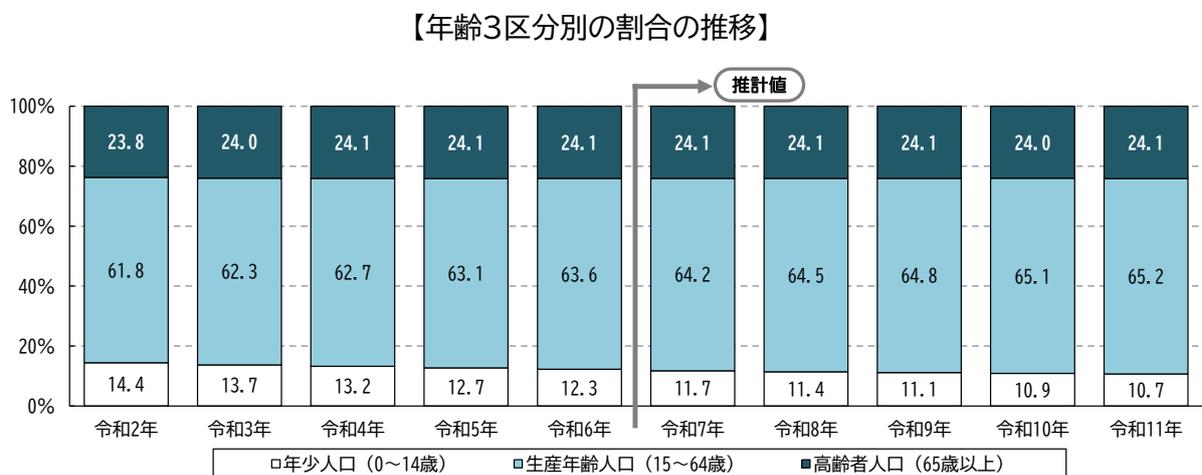
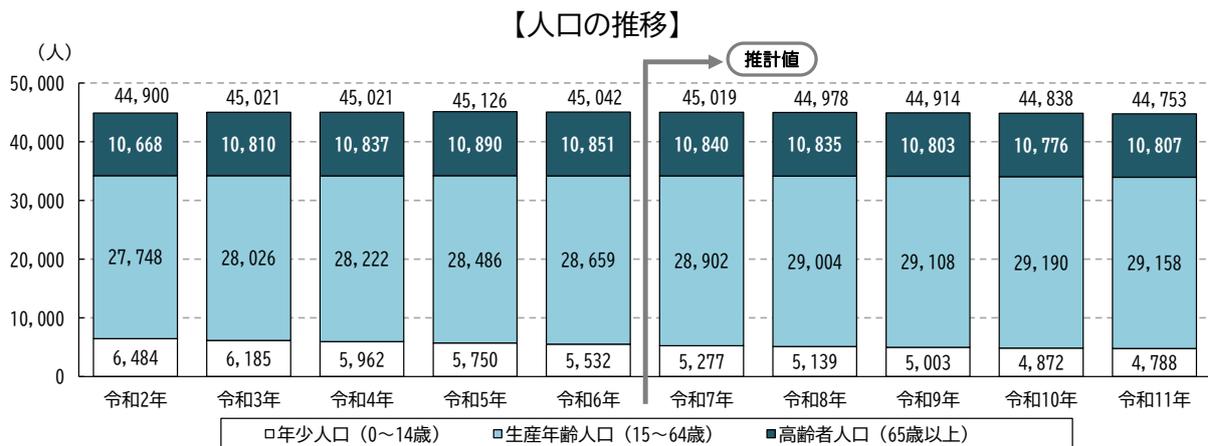
資料：住民基本台帳(各年4月1日)

### 3 人口推計

#### ① 人口推計

本町の総人口は、令和7年から令和11年にかけて、ゆるやかに減少していくものと推計されます。

また、年齢3区分別人口の割合をみると、15歳未満の年少人口は減少が続き、15～64歳の生産年齢人口は令和10年まで増加すると推計されます。また、65歳以上の高齢者人口は令和7年から令和11年にかけては、ほぼ同程度に推移するものと推計されます。



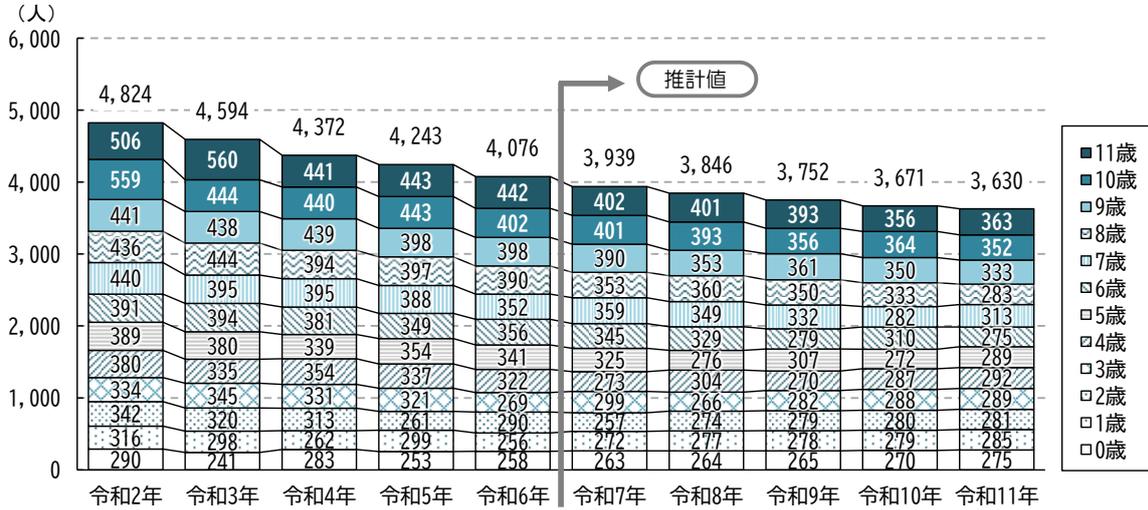
資料：住民基本台帳(各年4月1日)を基にコーホート変化率法※を用いて推計

※「コーホート変化率法」とは、各コーホート(同い年に生まれた人々の集団)について、過去における人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

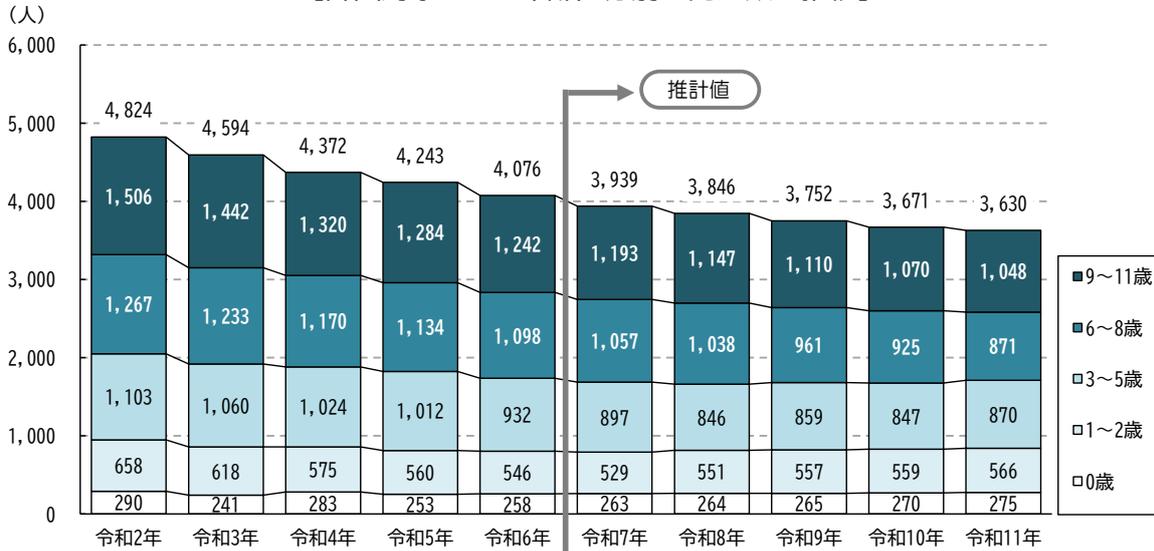
② 将来の児童数の推計

本町の0歳から11歳までの児童数は、令和11年には3,630人になると推計され、本計画が開始する令和7年からの4年間で309人の減少が見込まれています。

【将来の児童数の推移】



【計画対象となる年齢区別の児童数の推移】

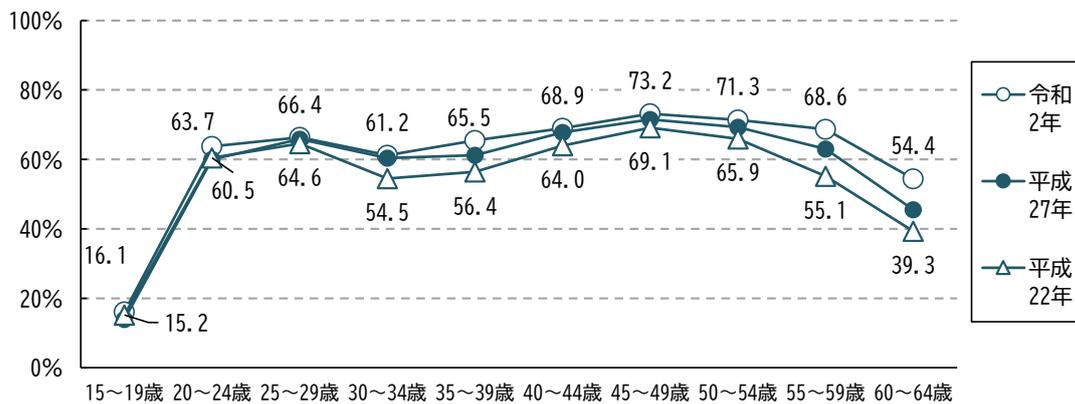


資料：住民基本台帳（各年4月1日）を基にコーホート変化率法を用いて推計

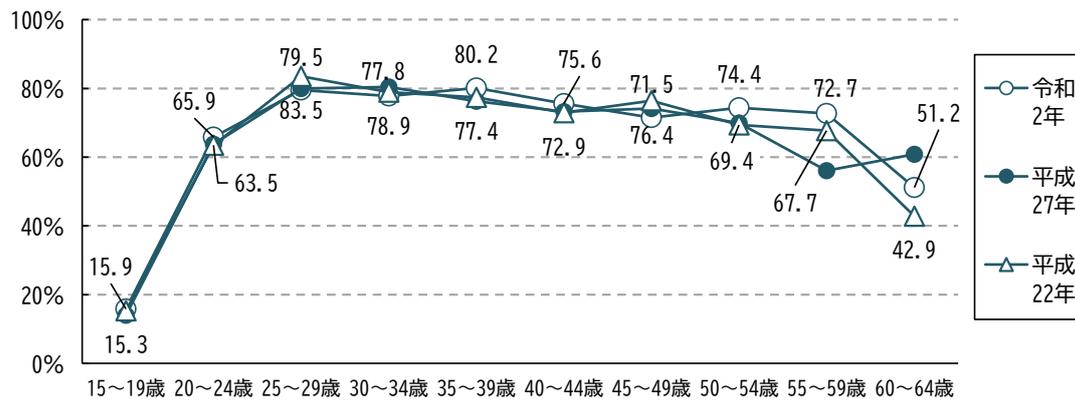
## 4 就業の状況

本町の女性の年代別就業率をみると、平成22年から令和2年の10年で、30歳代にみられる落ち込みの度合いが少なくなっています。未婚女性の就業率には大きな変化がない一方で、既婚女性の就業率は、全年代で増加しています。

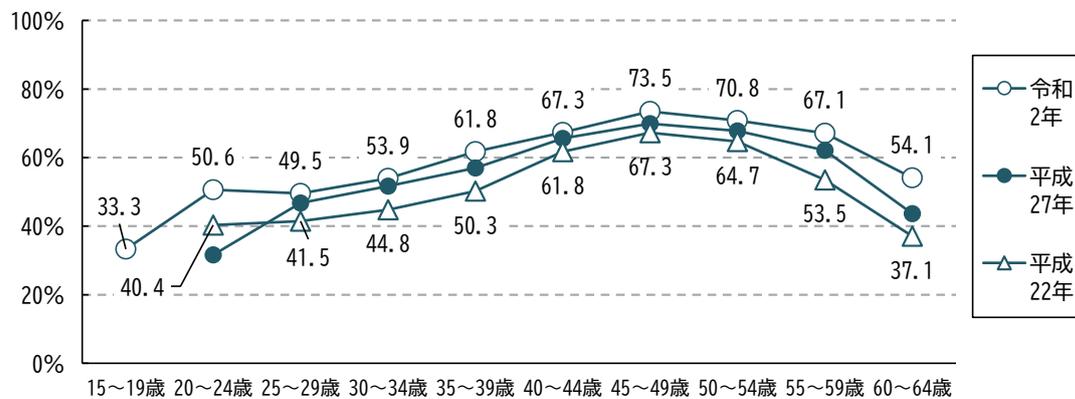
【女性の年代別就業率】



【未婚女性の年代別就業率】



【既婚女性の年代別就業率】



資料：国勢調査(各年10月1日)

## 5 子育て支援の状況

### (1) 認可保育施設入所児童数

本町における、小規模保育所を含む認可保育施設数は、令和6年4月現在で12か所となっています。また、本町の認可保育施設入所児童数は、令和6年4月現在で0歳児から5歳児まで合わせて813人となっています。

#### ○保育所年齢別入所状況(各年4月1日現在)

単位:か所、人

	園数	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
令和2年	12	770	50	140	156	134	152	145	777	101%
令和3年	12	770	35	136	158	138	131	149	747	97%
令和4年	12	770	50	131	155	147	134	132	749	97%
令和5年	12	770	53	149	160	156	150	136	804	104%
令和6年	12	777	54	130	166	149	158	156	813	105%

資料:子育て支援課

※ 入所率に100%超があるのは、弾力運用があるため。弾力運用とは、人員基準、設備基準内であれば、定員の120%まで入所可というもの。

### (2) 幼稚園(認定こども園(教育認定)を含む)就園児童数の推移

本町における幼稚園数(認定こども園(教育認定)を含む)は、令和6年5月現在で3か所となっています。また、本町の幼稚園の就園児童数は、令和6年5月現在で、3歳児から5歳児まで合わせて547人となっています。

#### ○幼稚園年齢別入園状況(各年5月1日現在)

単位:か所、人

	園数	3歳	4歳	5歳	合計
令和2年	3	208	208	225	641
令和3年	3	217	210	214	641
令和4年	3	189	230	214	633
令和5年	3	197	195	230	622
令和6年	3	151	200	196	547

資料:学校基本調査

### (3) 小学校児童数の推移

本町における小学校数は、令和6年5月現在、4校となっています。また、本町の小学校の児童数は、令和2年から令和6年まで減少しており、令和6年5月現在で2,307人となっています。

#### ○小学生児童数の推移(各年5月1日現在)

単位:人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和2年	387	433	429	437	555	495	2,736
令和3年	384	392	436	433	438	559	2,642
令和4年	377	387	391	433	434	434	2,456
令和5年	345	382	388	397	437	434	2,383
令和6年	352	345	386	390	398	436	2,307

資料:学校基本調査

### (4) 中学校生徒数の推移

本町における中学校数は令和6年5月現在、3校となっています。また、本町の中学校の生徒数は、令和2年から令和6年まで減少しており、令和6年5月現在で1,359人となっています。

#### ○中学校生徒数の推移(各年5月1日現在)

単位:人

	1年生	2年生	3年生	合計
令和2年	489	523	547	1,559
令和3年	465	493	522	1,480
令和4年	531	462	498	1,491
令和5年	415	534	462	1,411
令和6年	407	417	535	1,359

資料:学校基本調査

### (5)放課後児童クラブ利用児童数の推移

本町における放課後児童クラブ数は、令和6年5月現在、17か所となっています。また、本町の放課後児童クラブ利用児童数は、令和2年に減少した後、増加しており、令和6年5月現在で607人となっています。

#### ○放課後児童クラブ利用児童数の状況(各年5月1日現在)

単位:人

	児童クラブ数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和2年	16	73	75	66	38	17	1	270
令和3年	17	159	150	127	85	47	22	590
令和4年	17	151	137	126	91	41	17	563
令和5年	17	159	142	117	79	50	16	563
令和6年	17	170	150	130	97	41	19	607

資料:子育て支援課

### (6)児童館利用者数の推移

本町には令和6年5月現在、1か所の児童館数があり、幼児から小中高生まで幅広く利用しています。

児童館利用者数は、コロナ禍の始まった令和2年度に減少しましたが、それ以降は増加しており、令和5年度には16,001人となっています。

#### ○児童館利用者数の状況(各年度末現在)

単位:人

		幼児	保護者	小中高生	合計(人)
令和元年度	年入館者数	5,314	5,035	6,990	17,339
	1日平均	14.7	14.0	19.4	48.1
令和2年度	年入館者数	554	459	420	1,433
	1日平均	1.5	1.2	1.1	3.8
令和3年度	年入館者数	1,684	1,518	1,509	4,711
	1日平均	4.6	4.2	4.2	13.0
令和4年度	年入館者数	3,622	3,587	5,291	12,500
	1日平均	10.0	9.9	14.7	34.6
令和5年度	年入館者数	4,499	4,723	6,779	16,001
	1日平均	12.5	13.1	18.8	44.4

資料:子育て支援課

## 6 第2期計画の施策の評価

本町における第2期計画の活動結果の概要を以下に示します。

取組の評価は、以下の4段階で評価を行いました。

その結果、約8割がA(実施できた)、2割弱がB(概ね実施できた)という結果でした。

A:実施できた(70%以上、又は事業完了)

B:概ね実施できた(40%~70%未満)

C:一部実施できた(40%未満)

D:実施できなかった

### 【全体まとめ】

	事業数	評価			
		A	B	C	D
合 計	97	76 (78.4%)	17 (17.5%)	3 (3.1%)	1 (1.0%)

### 基本目標1 すべての子ども・子育て家庭を支える

基本施策	取組		評価			
	具体的な取組	事業数	A	B	C	D
(1)仕事と子育ての 両立を支援する 環境の整備	① 待機児童の解消	3	3	0	0	0
	② 保育サービスの質の向上	2	2	0	0	0
	③ 幼稚園教育振興支援	2	2	0	0	0
	④ 男女共同参画計画の推進	1	0	0	1	0
	⑤ 家庭教育の充実	4	3	1	0	0
	⑥ 事業所、労働者への意識啓発	2	0	2	0	0
	⑦ 就労支援	1	0	1	0	0
(2)地域における 子育ての支援	① 交流・相談機会の提供	7	7	0	0	0
	② 子育て家庭への訪問	3	3	0	0	0
	③ 子育てサークルへの支援	2	1	0	1	0
	④ 民生委員・児童委員活動の 推進	1	1	0	0	0
	⑤ 異世代間交流の推進	2	0	1	0	1
	⑥ ボランティア活動の推進	3	3	0	0	0
(3)地域における子ども の居場所づくり	① 子どもの居場所の整備	4	3	1	0	0
	② 遊び場づくり	1	1	0	0	0
小計		38	29 (76.3%)	6 (15.8%)	2 (5.3%)	1 (2.6%)

## 基本目標2 安心して産み、育てることができる

基本施策	取組		評価			
	具体的な取組	事業数	A	B	C	D
(1)親や子どもの健康の確保・増進	① 妊産婦、乳幼児の健康診査、保健指導	7	7	0	0	0
	② 妊娠・出産・育児の悩み解消のための体制の充実	4	4	0	0	0
	③ 感染症予防対策	1	1	0	0	0
	④ 食育の推進	4	3	0	1	0
	⑤ 小児医療体制の充実	2	2	0	0	0
(2)こどもの貧困に関する取組	① 経済的支援の充実	4	3	1	0	0
	② 教育的支援	1	0	1	0	0
	③ ひとり親家庭の医療支援	1	1	0	0	0
	④ ひとり親家庭の生活の安定と自立支援	2	1	1	0	0
	⑤ ひとり親家庭児童就学支援	1	1	0	0	0
	⑥ ひとり親家庭保護者の就労支援	1	0	1	0	0
(3)障がい児施策の充実	① 障がい児福祉施策	1	0	1	0	0
	② 障がい児への支援	10	8	2	0	0
小計		39	31 (79.5%)	7 (17.9%)	1 (2.6%)	0 (0.0%)

## 基本目標3 子育てを温かく見守り、支える

基本施策	取組		評価			
	具体的な取組	事業数	A	B	C	D
(1)子どもの安全の確保	① 防犯・交通安全のための体制整備	3	3	0	0	0
	② 地域ぐるみの防犯体制整備	2	2	0	0	0
	③ 犯罪から身を守る教育の推進	5	4	1	0	0
(2)児童虐待防止対策の充実	① 児童虐待の防止	3	3	0	0	0
	② 児童と保護者へのケア体制整備	3	3	0	0	0
(3)子育てを支援する生活環境の整備	① 安心して出かけられる公共施設整備	4	1	3	0	0
小計		20	16 (80.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

## 7 子ども・子育てに関する調査の状況

本計画の策定にあたり、計画に反映させることを目的に「子ども・子育て支援ニーズ・生活状況調査」及び「子育て関係団体ヒアリング調査」を実施しました。その概要と主な調査結果を以下に示します。

### (1)調査の概要

#### ■調査期間

令和6年7月16日(火)～ 令和6年8月14日(水)

#### ■調査対象者と調査方法

	配布数
就学前児童調査	3～5歳で町内の保育園と幼稚園に通うこどもの保護者全員に案内を配布及び0～2歳で町内の該当する年齢のこどもの保護者全員に案内を郵送配布し、Webアンケート調査を実施。
小学生調査	町内の公立小学校 1～6年生全員の保護者を対象に案内を配布し、Webアンケート調査を実施。

#### ■調査内容

	配布数
就学前児童調査	子ども・子育て支援ニーズ調査
小学生調査	子ども・子育て支援ニーズ調査の一部と生活状況調査

#### ■配布数及び回収数

	配布数	回収数	回収率
未就学児調査	1,465件	321件	21.9%
小学生調査	2,307件	294件	12.7%

※なお、アンケートの配布世帯数は2,715世帯でした。2人以上の調査票が配布された世帯では、1回のみ回答をいただくこととしました。

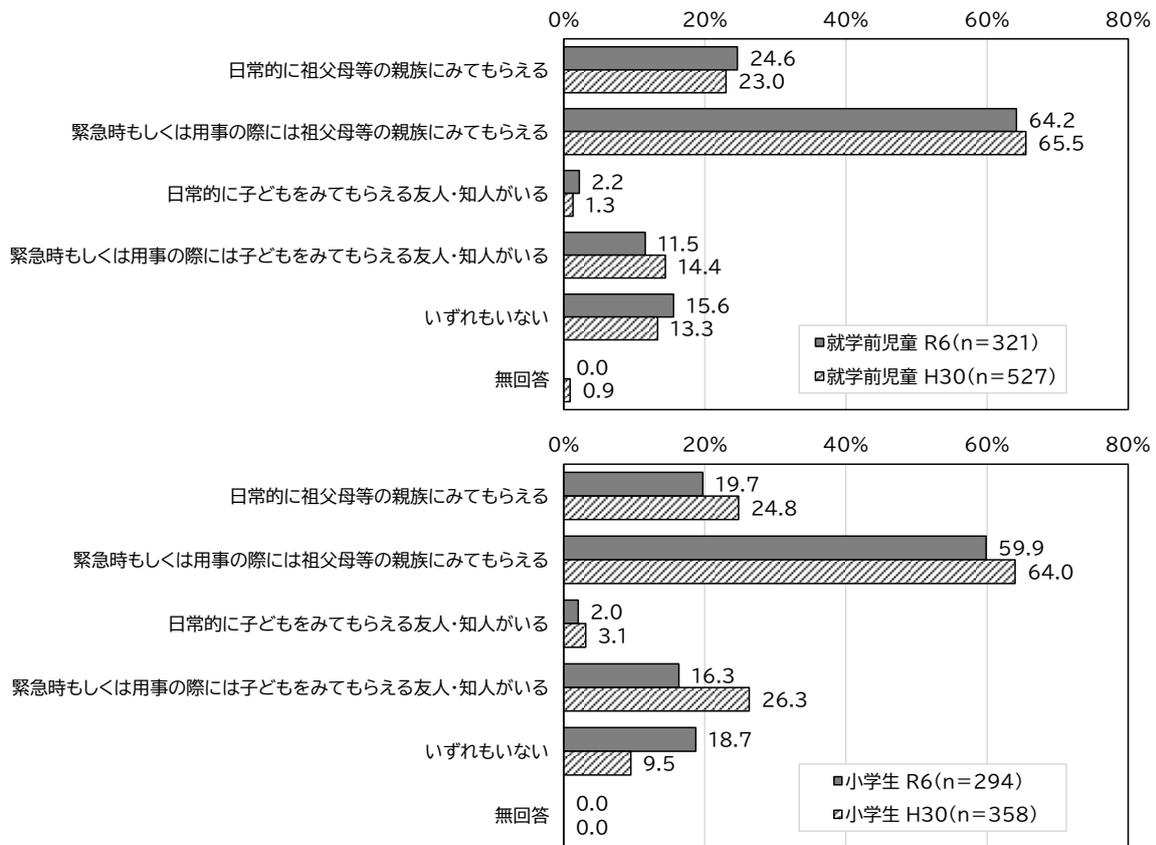
※比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第二位を四捨五入し算出しているため合計が100%にならない場合があります。

## (2)「子ども・子育て支援ニーズ・生活状況調査」の主な調査結果

### 【子ども・子育てのニーズについて】

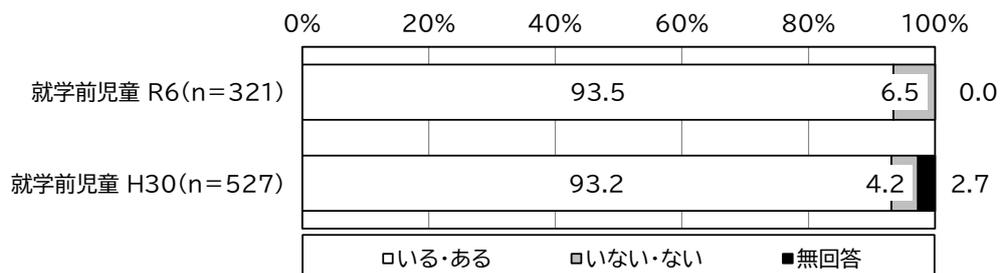
#### (1) お子さんをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)

子どもをみてもらえる親族・知人の状況では、就学前児童保護者、小学生保護者とも、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。一方、「いずれもない」は、就学前児童保護者で15.6%、小学生保護者で18.7%となっています。また、小学生保護者の「いずれもない」が、平成30年と比較して、9.2ポイント増加しています。



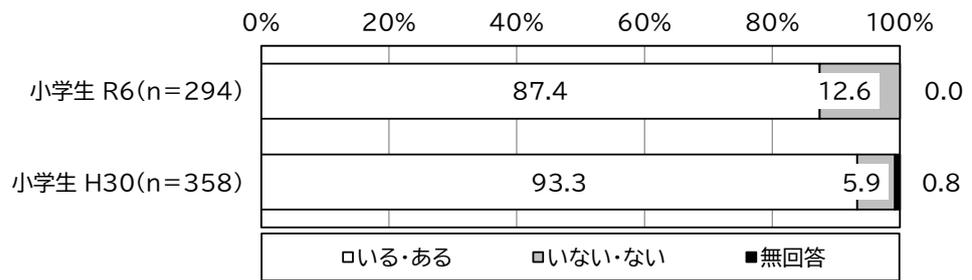
#### (2) 気軽に相談できる人・場所の有無(単数回答)

子育てについて気軽に相談できる人の有無では、就学前児童保護者で「いる・ある」が93.5%となっています。平成30年と比較して、ほぼ同等となっています。



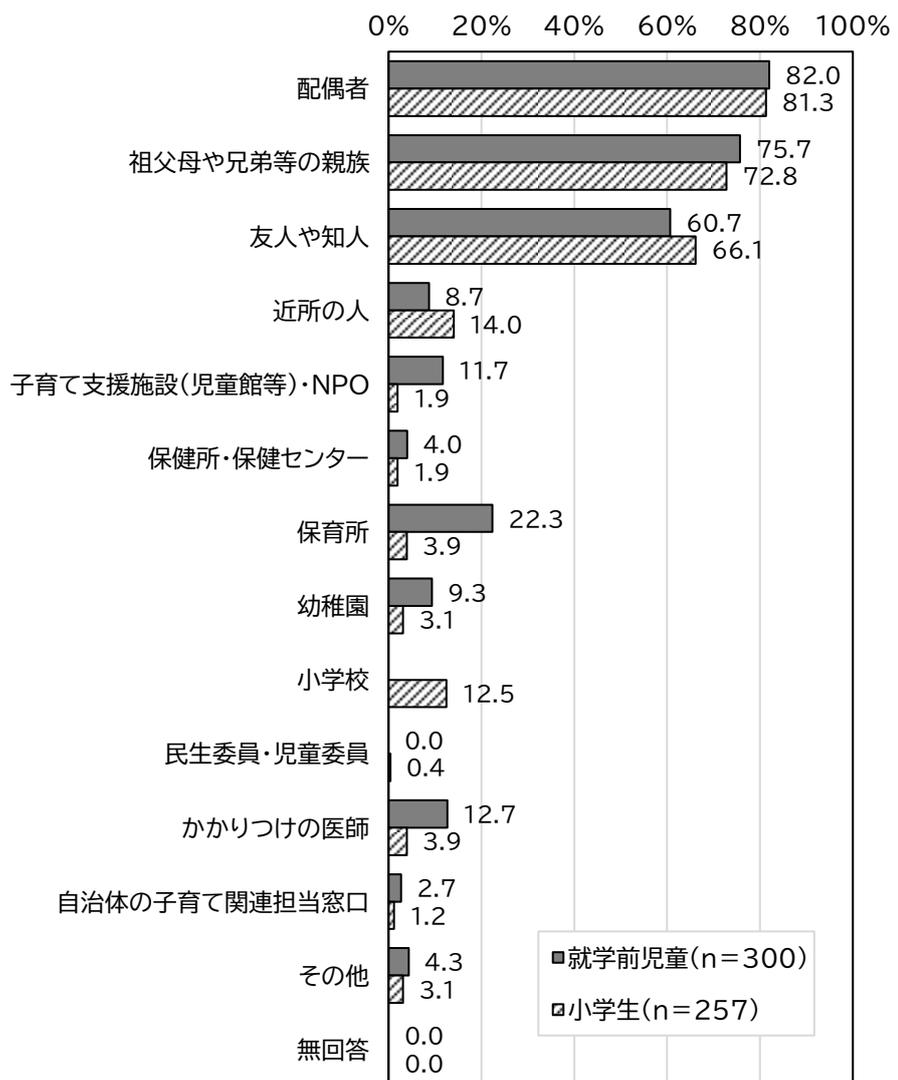
## 第2章 伊奈町の子ども・家庭の現状

子育てについて気軽に相談できる人の有無では、小学生保護者で「いる・ある」が87.4%となっています。平成30年と比較して、5.9ポイント減少しています。



### (2-1) 気軽に相談できる先(複数回答)

気軽に相談できる先としては、就学前児童保護者、小学生保護者とも「配偶者」が80%台と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が70%台、「友人や知人」が60%台となっています。また、就学前児童保護者では「保育所」が22.3%となっています。



**(3) 保護者(母親)の就労状況(単数回答)**

母親の就労状況について、就学前児童保護者では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が30.6%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が26.3%となっています。

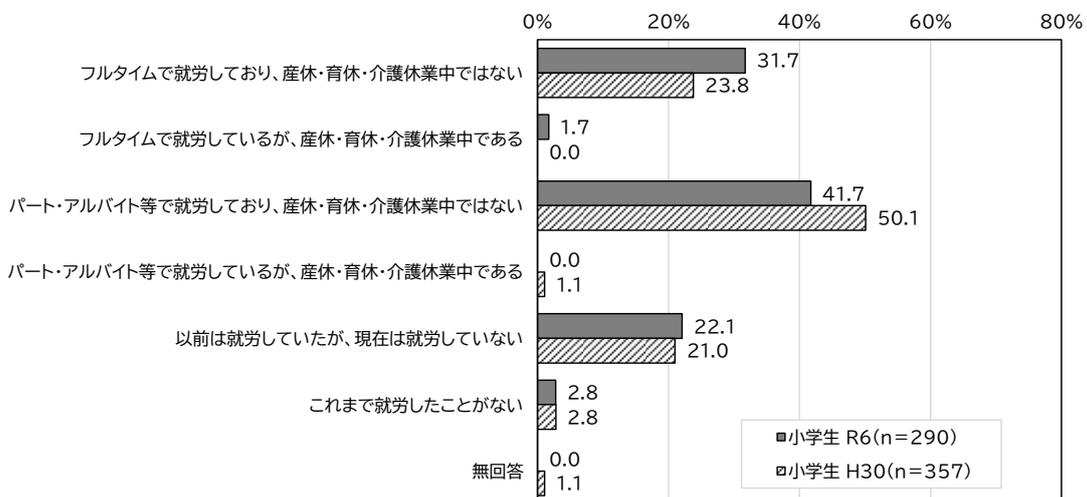
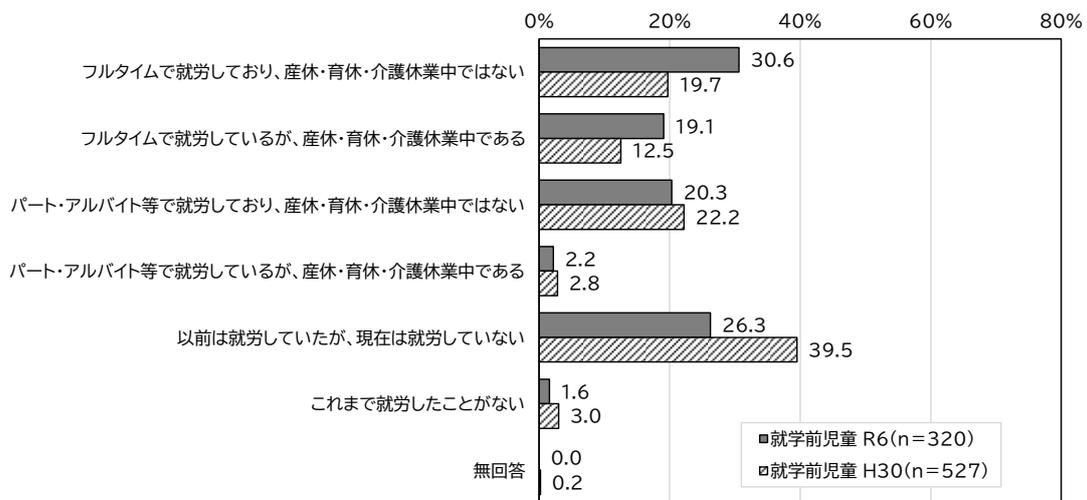
平成30年と比較して、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は10.9ポイント増加、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は13.2ポイント減少、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」は6.6ポイント増加しています。

母親の就労状況について、小学生保護者では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が41.7%と最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が31.7%となっています。

平成30年と比較して、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、8.4ポイント減少し、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、7.9ポイント増加しています。

平成30年と比較して、就学前児童保護者、小学生保護者とも、フルタイムの就労が増えていくことがうかがえます。

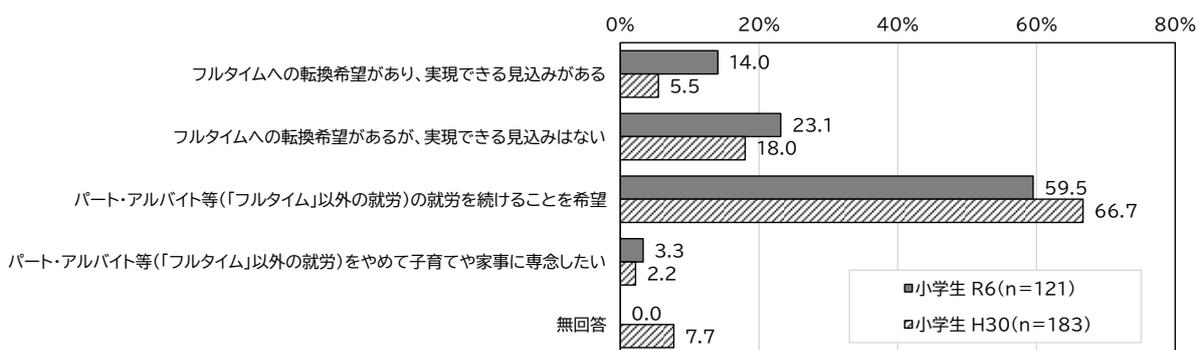
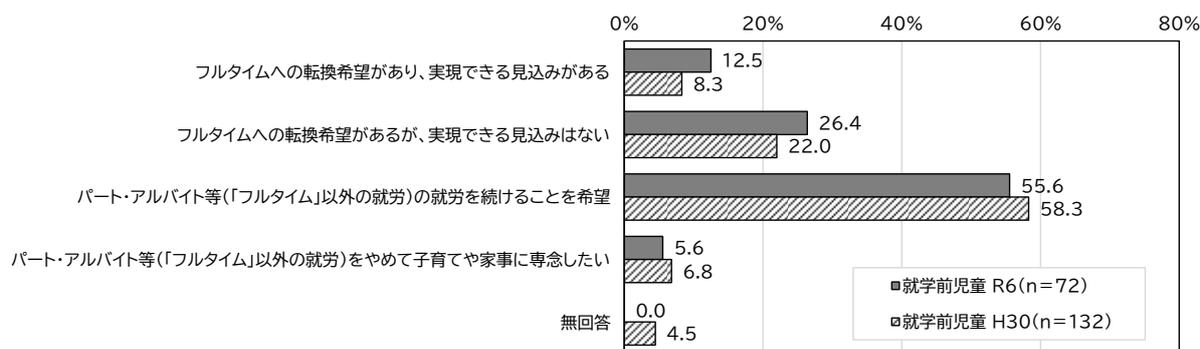
※フルタイム:週5日・1日8時間程度 / パート・アルバイト等:フルタイム以外



**(3-1) 母親のパート・アルバイトからフルタイムへの転換希望(単数回答)**

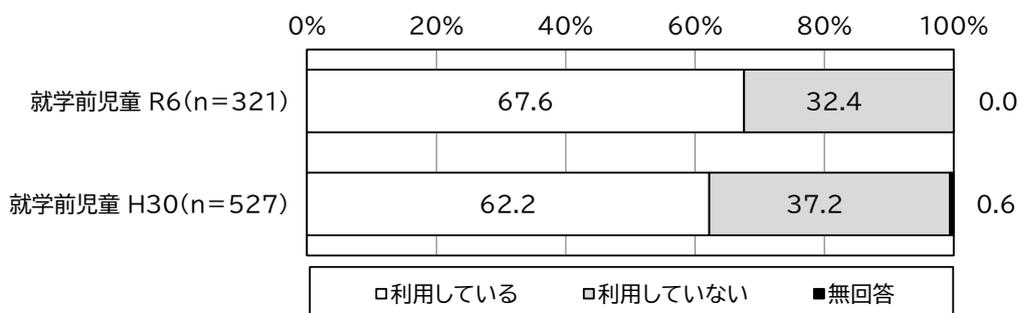
母親のパート・アルバイトからフルタイムへの転換希望については、就学前児童保護者、小学生保護者とも、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が最も多くなっています。

また、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」と「フルタイムへの転換希望があるが、実現できる見込みはない」を合わせた『フルタイムへの転換希望がある』は、平成30年と比較して、就学前児童保護者で8.6ポイント増加、小学生保護者で13.6ポイント増加しています。



**(4) 平日の教育・保育事業の利用(単数回答)**

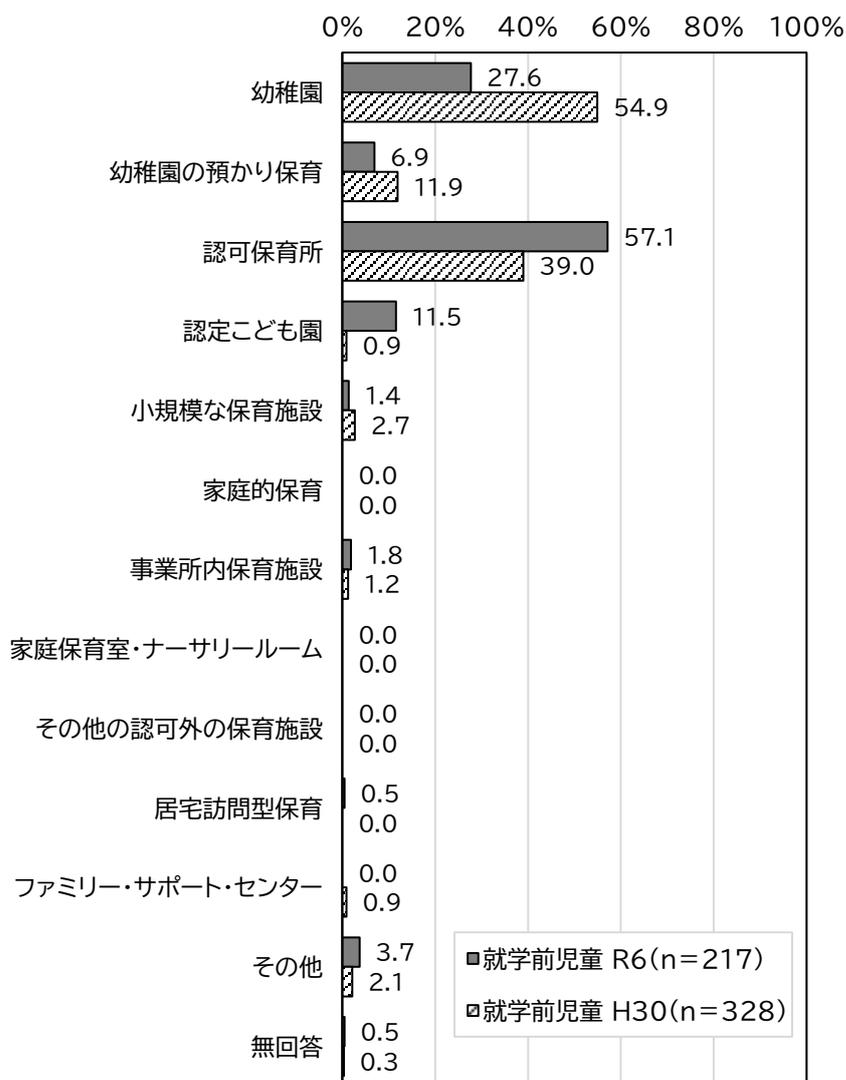
幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育事業を、月単位で定期的に「利用している」は67.6%で、平成30年と比較して5.4ポイント増加しています。一方、「利用していない」は32.4%で、平成30年と比較して4.8ポイント減少しています。



**(5) 平日に利用している教育・保育事業(複数回答)**

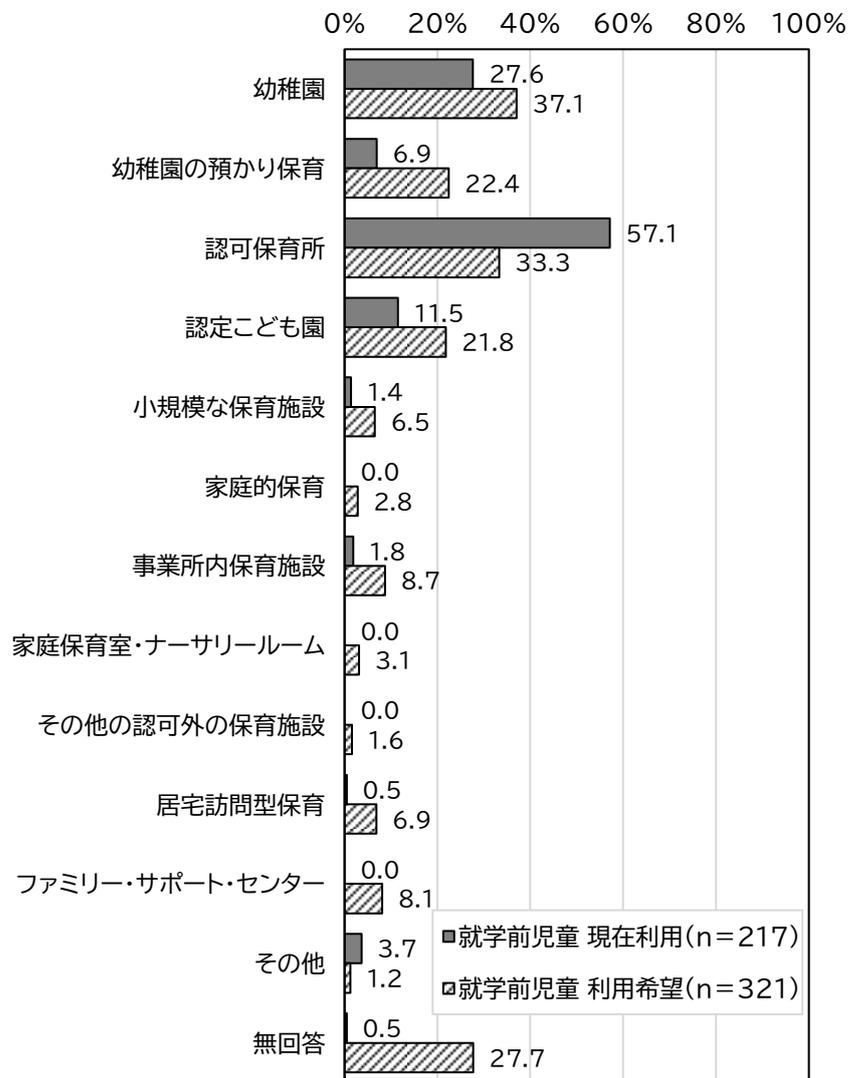
平日に利用している教育・保育事業では、「認可保育所」が57.1%と最も多く、次いで「幼稚園」が27.6%、「認定こども園」が11.5%となっています。

平成30年と比較すると、「幼稚園」が27.3ポイント減少し、「認可保育所」が18.1ポイント増加しており、保育事業利用が著しく増加しています。



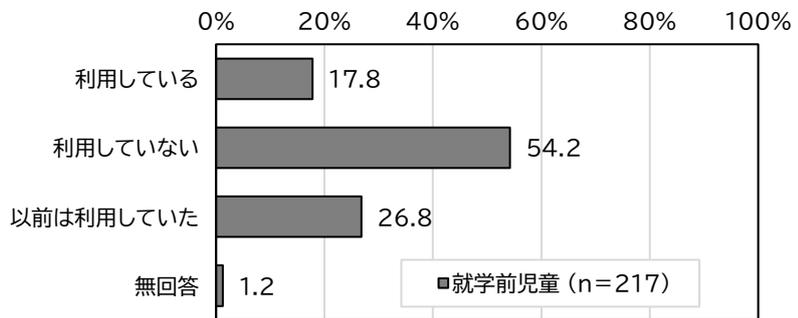
## 第2章 伊奈町の子ども・家庭の現状

平日に利用している教育・保育事業の利用について、現在の利用状況と利用希望をみると、「認可保育所」は現在利用よりも利用希望が少なく、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」は、現在利用と比較して、利用希望が多くなっています。



**(6) 地域の子育て支援拠点事業の利用状況(複数回答)**

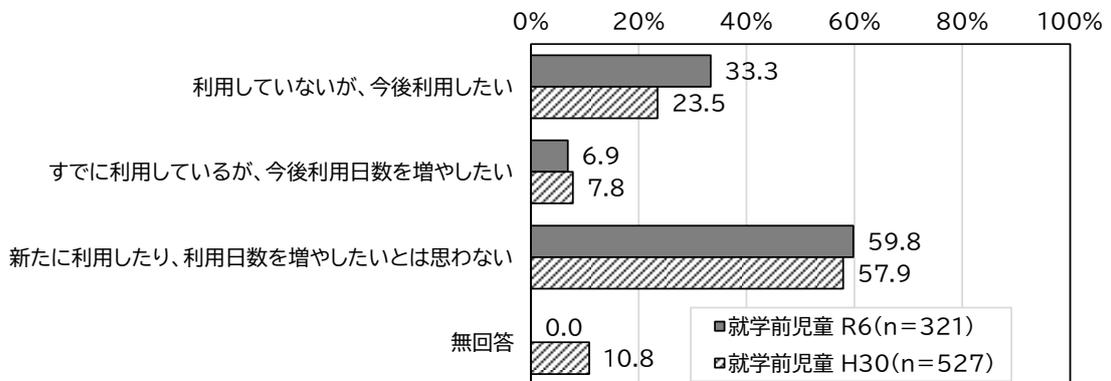
地域の子育て支援拠点事業については、「利用していない」が54.6%と最も多くなっています。



**(6-1) 地域の子育て支援拠点事業の今後の利用(単数回答)**

地域の子育て支援拠点事業の今後の利用については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が59.8%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が33.3%となっています。

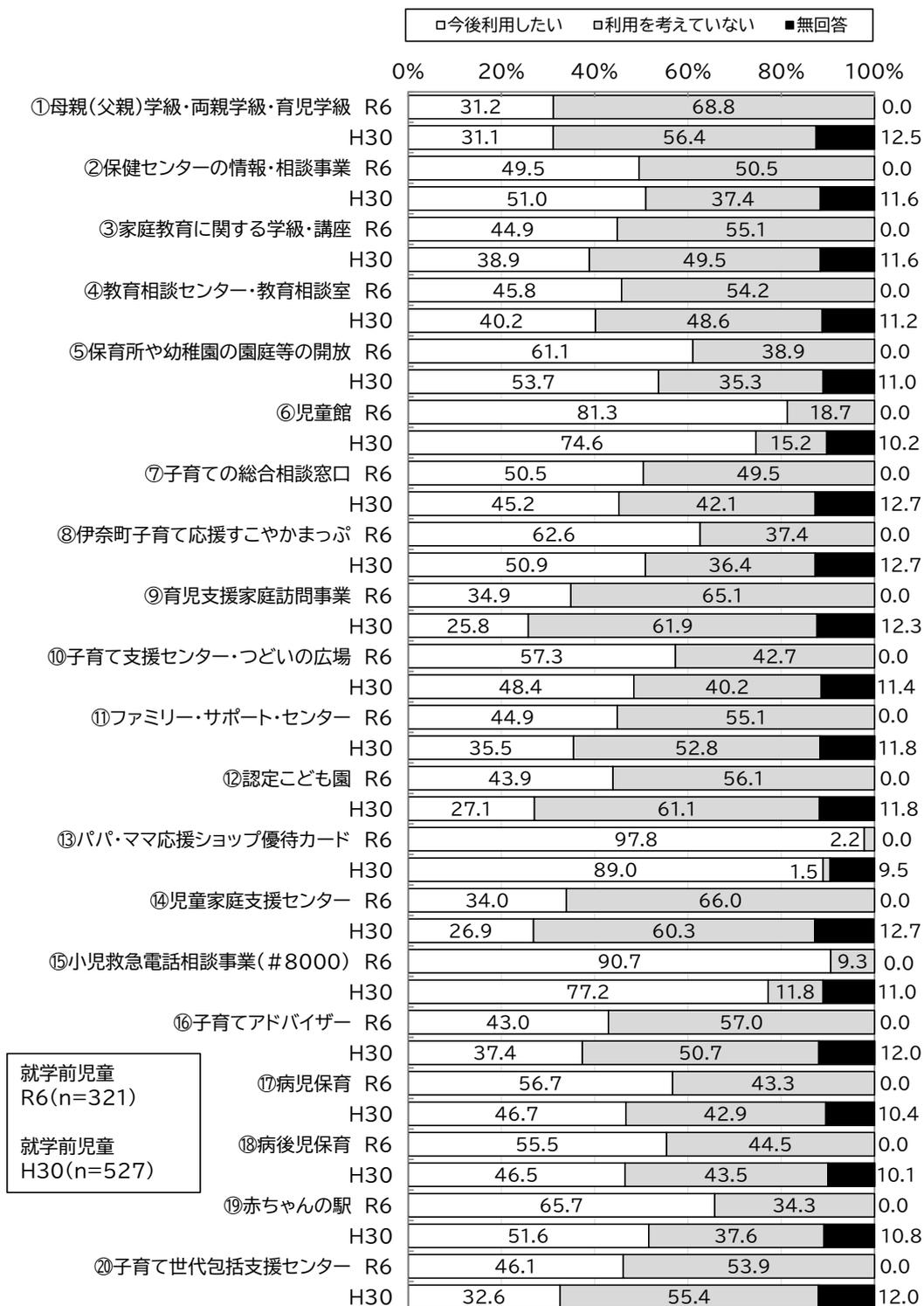
平成30年と比較すると、「利用していないが、今後利用したい」が9.8ポイント増加しています。



(7) 町の子育て支援事業の今後の利用意向(単数回答)

町の子育て支援事業で今後の利用意向は、「⑬パパ・ママ応援シヨップ優待カード」が97.8%と最も多く、次いで「⑮小児救急電話相談事業」が90.7%、「⑥児童館」が81.3%となっています。

平成30年と比較すると、「⑫認定こども園」が16.8ポイント増加、「⑲赤ちゃんの駅」が14.1ポイント増加、「⑮小児救急電話相談事業」と「⑳子育て世代包括支援センター」が13.5ポイント増加しています。



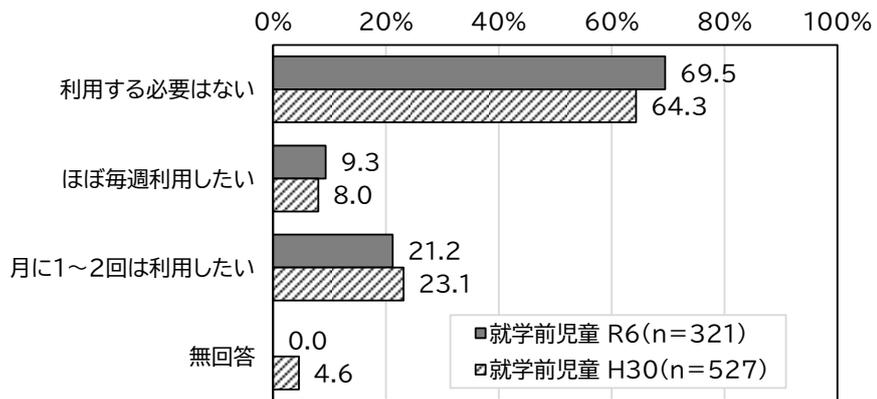
就学前児童  
R6(n=321)

就学前児童  
H30(n=527)

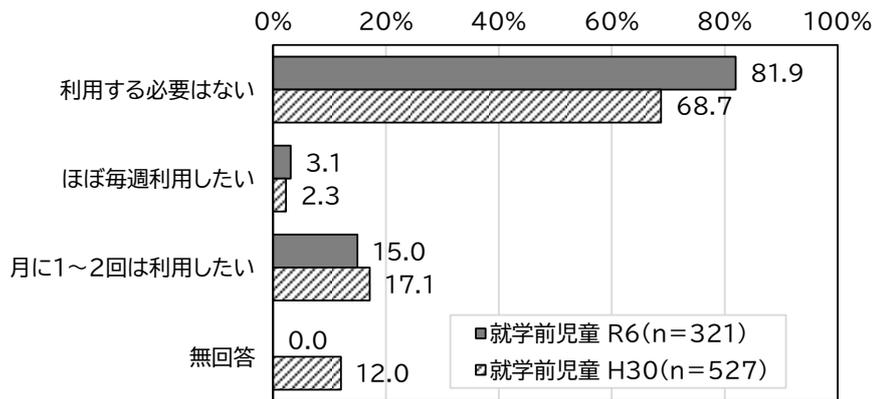
**(8) 土曜、日曜・祝日、長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望(単数回答)**

土曜、日曜・祝日、長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、平成30年と比較して、土曜日で、「利用する必要はない」が5.2ポイント増加、日曜・祝日で、「利用する必要はない」が13.2ポイント増加、長期休暇中で、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が5.8ポイント増加しています。

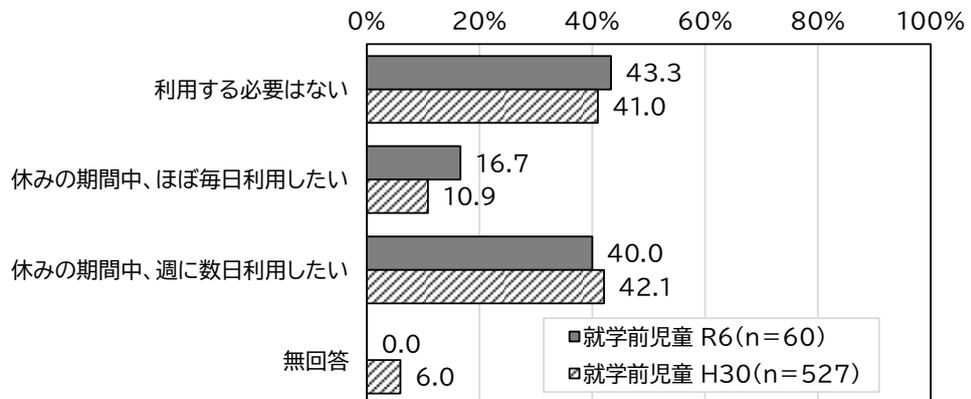
【土曜日】



【日曜・祝日】



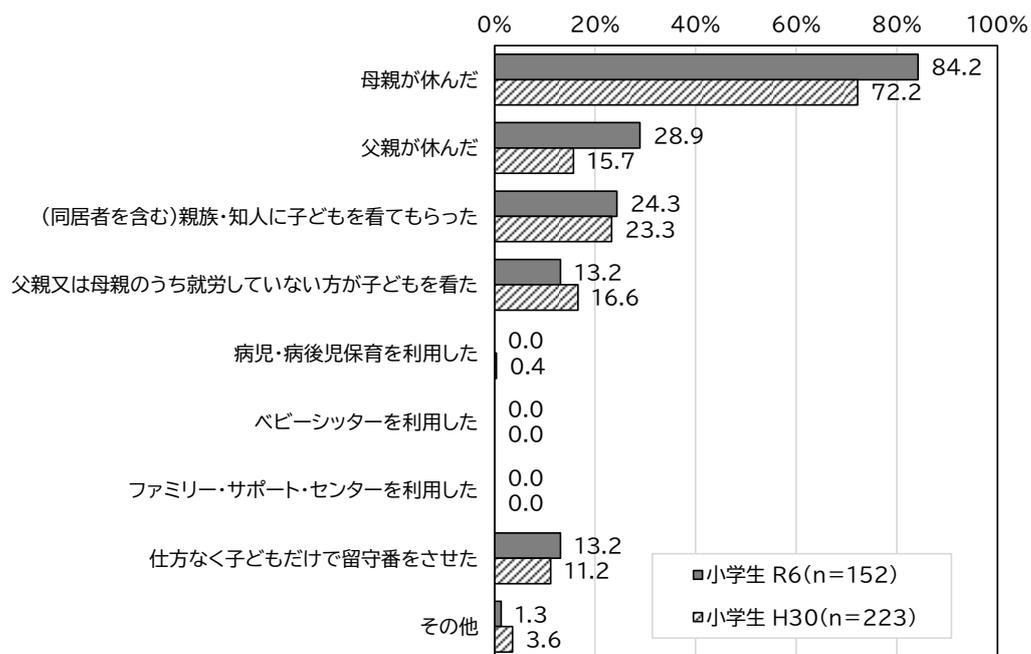
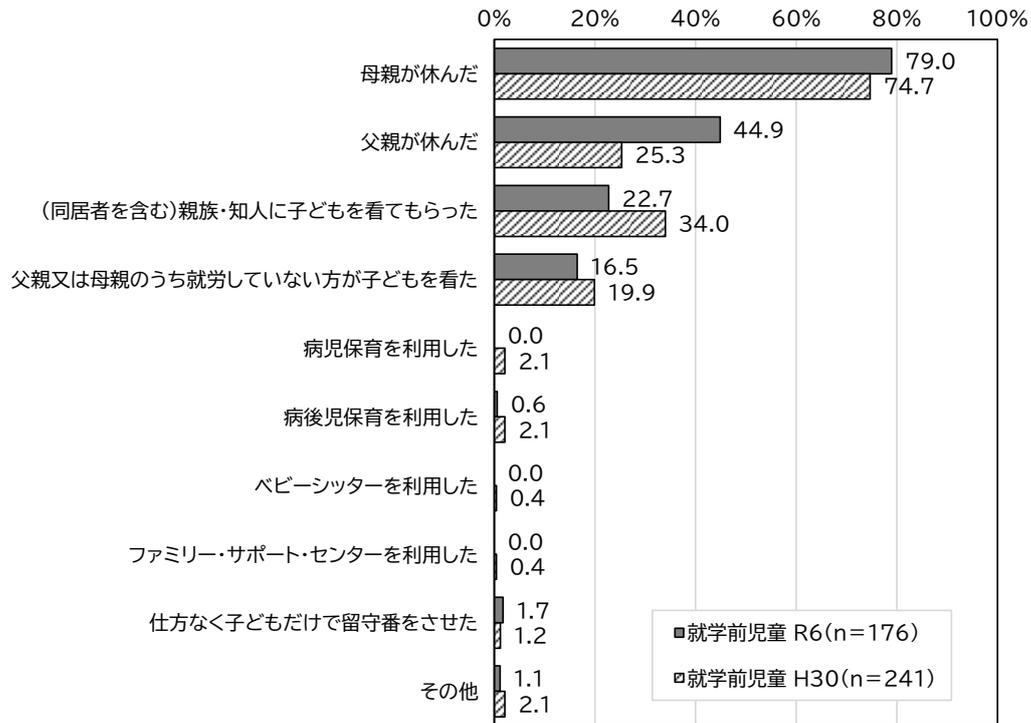
【長期休暇中】



**(9) お子さんの病気の際の対応方法(複数回答)**

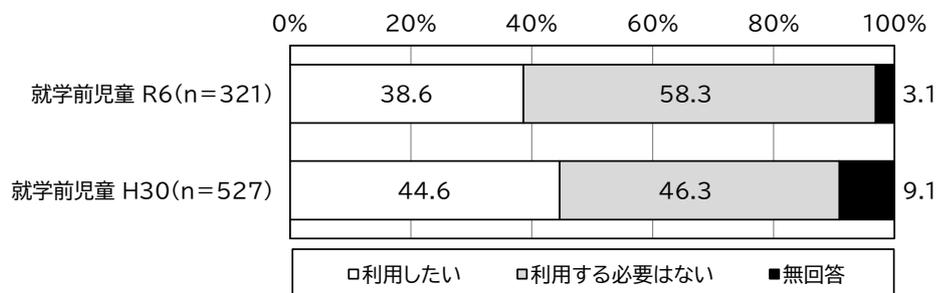
お子さんの病気の際の対応方法については、就学前児童保護者、小学生保護者とも「母親が休んだ」が最も多く、それぞれ、79.0%、84.2%となっています。

平成30年と比較すると、就学前児童保護者では、「父親が休んだ」の変化が最も多く、19.6ポイント増加しています。また、小学生保護者も「父親が休んだ」の変化が最も多く、13.2ポイント増加、次いで「母親が休んだ」が12.0ポイント増加しています。



**(10) 私用、親の通院、不定期の就労等の目的で必要とする事業の利用希望(単数回答)**

一時預かりや幼稚園の預かり保育、ファミリー・サポート・センター、トワイライトステイなど、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で必要とする事業の利用希望について、「利用したい」が38.6%、「利用する必要はない」が58.3%となっています。平成30年と比較して、「利用する必要はない」が12.0ポイント増加しています。

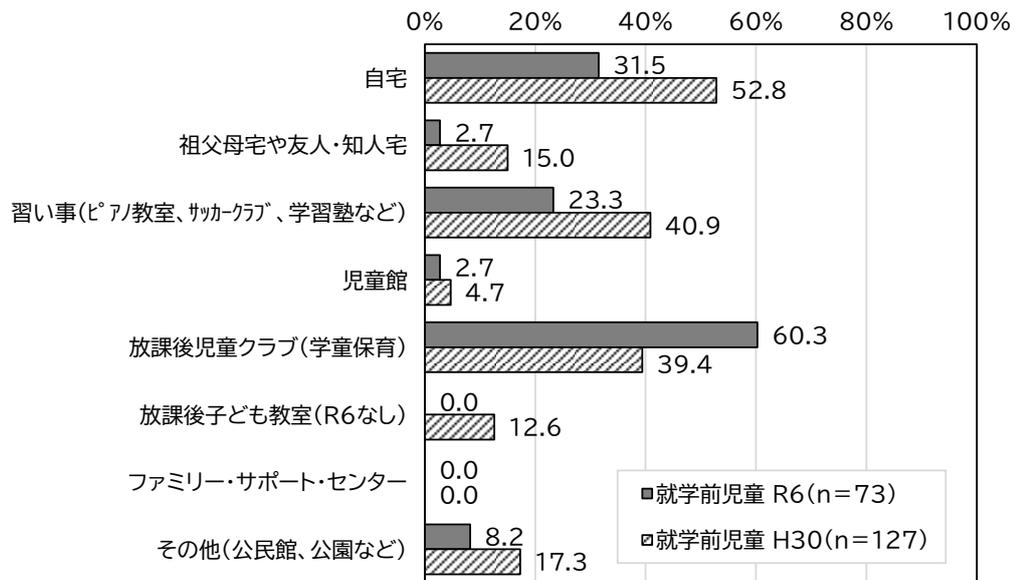


**(11) 放課後の過ごし方(複数回答)**

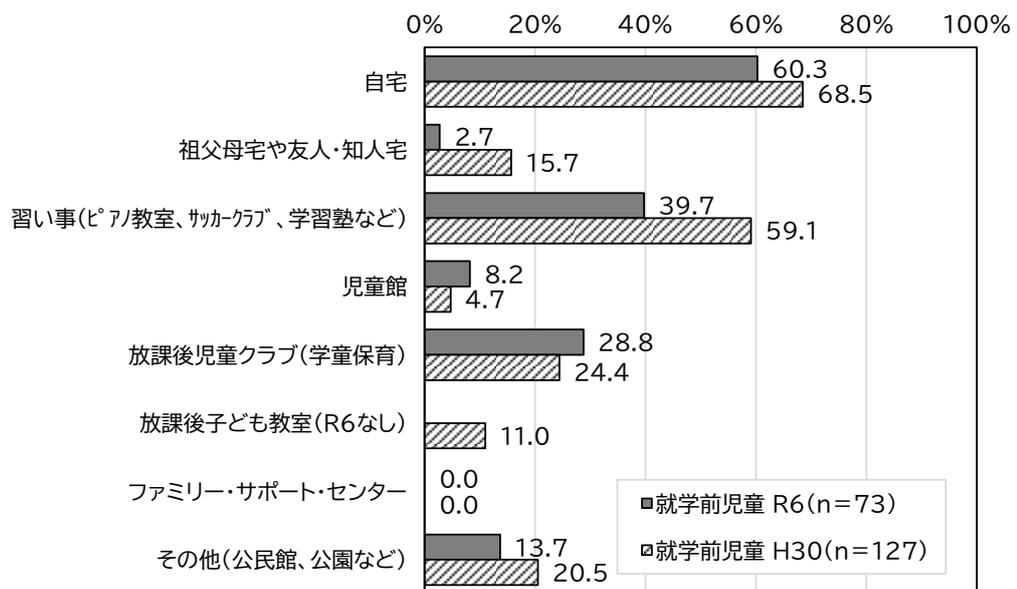
5歳以上の就学前児童保護者が希望する小学校低学年時の放課後の過ごし方については、「放課後児童クラブ」が最も多く、60.3%となっています。平成30年と比較すると、「自宅」と「習い事」は減少し、「放課後児童クラブ」が20.9ポイント増加しています。

小学校高学年時の放課後の過ごし方については、「自宅」が60.3%と最も多く、次いで「習い事」が39.7%、「放課後児童クラブ」が28.8%となっています。平成30年と比較すると、「自宅」と「習い事」が減少しています。

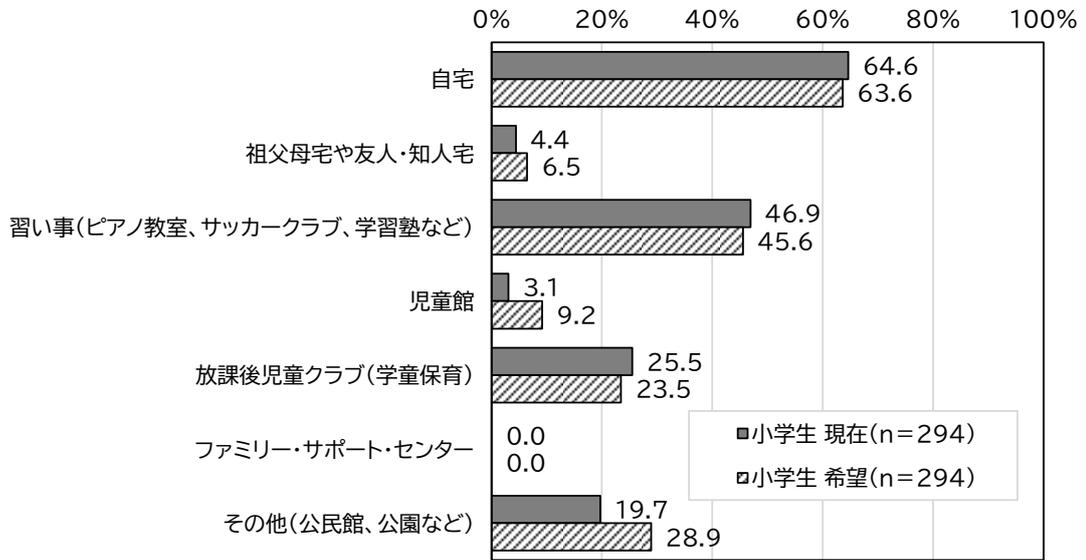
【5歳以上の就学前児童保護者】(小学校低学年(1～3年)時に希望する放課後の過ごし方)



【5歳以上の就学前児童保護者】(小学校高学年(4～6年)時に希望する放課後の過ごし方)



小学生保護者の放課後の過ごし方についての現在と希望では、「児童館」と「その他(公民館、公園など)」が、現在を希望が上回っています。

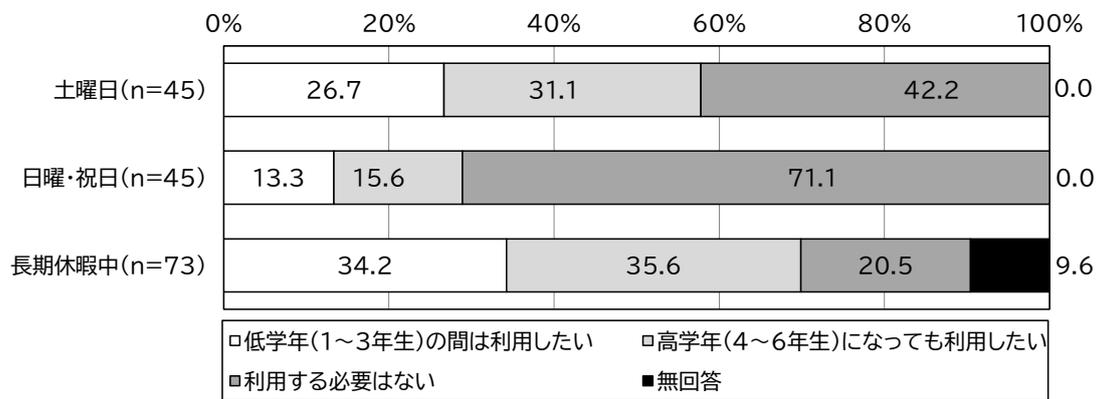


**(12) 土曜、日曜・祝日、長期休暇期間中の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望  
(単数回答)**

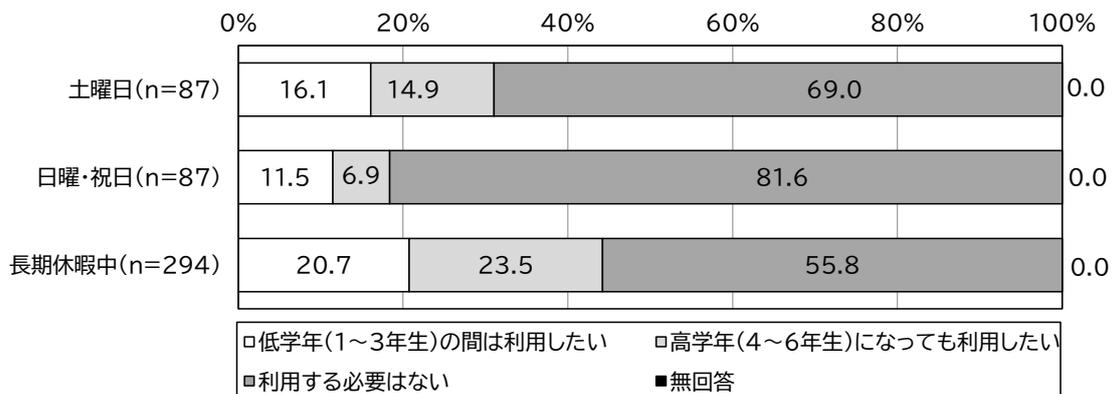
5歳以上の就学前児童保護者の土曜、日曜・祝日、長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望について、低学年での土曜日の利用希望が57.8%、長期休暇中の利用希望が69.8%と多くなっています。

小学生保護者の土曜、日曜・祝日、長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望については、低学年での土曜日の利用希望が31.0%、長期休暇中の利用希望が44.2%となっています。

【5歳以上の就学前児童保護者】



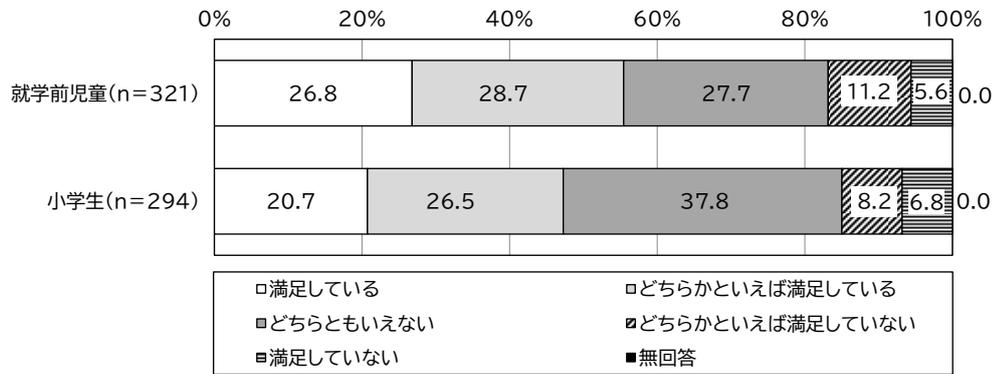
【小学生保護者】



**(13) お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度(単数回答)**

お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせた『満足』は、就学前児童保護者では55.5%、小学生保護者では47.2%となっています。

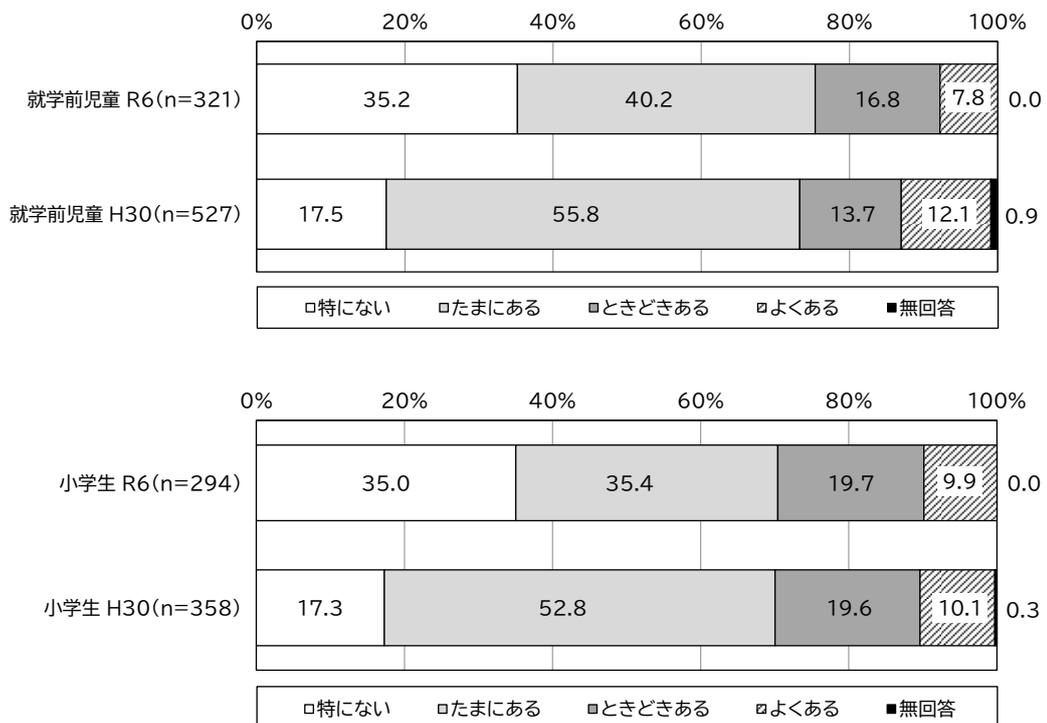
「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」を合わせた『不満足』は、就学前児童保護者では16.8%、小学生保護者では15.0%となっています。



**(14) 子育てに自信が持てなくなること(単数回答)**

子育てに自信が持てなくなることが「たまにある」「ときどきある」「よくある」を合わせた『ある』の割合は、就学前児童保護者では、64.8%となっています。平成30年と比較すると、16.8ポイント減少しています。

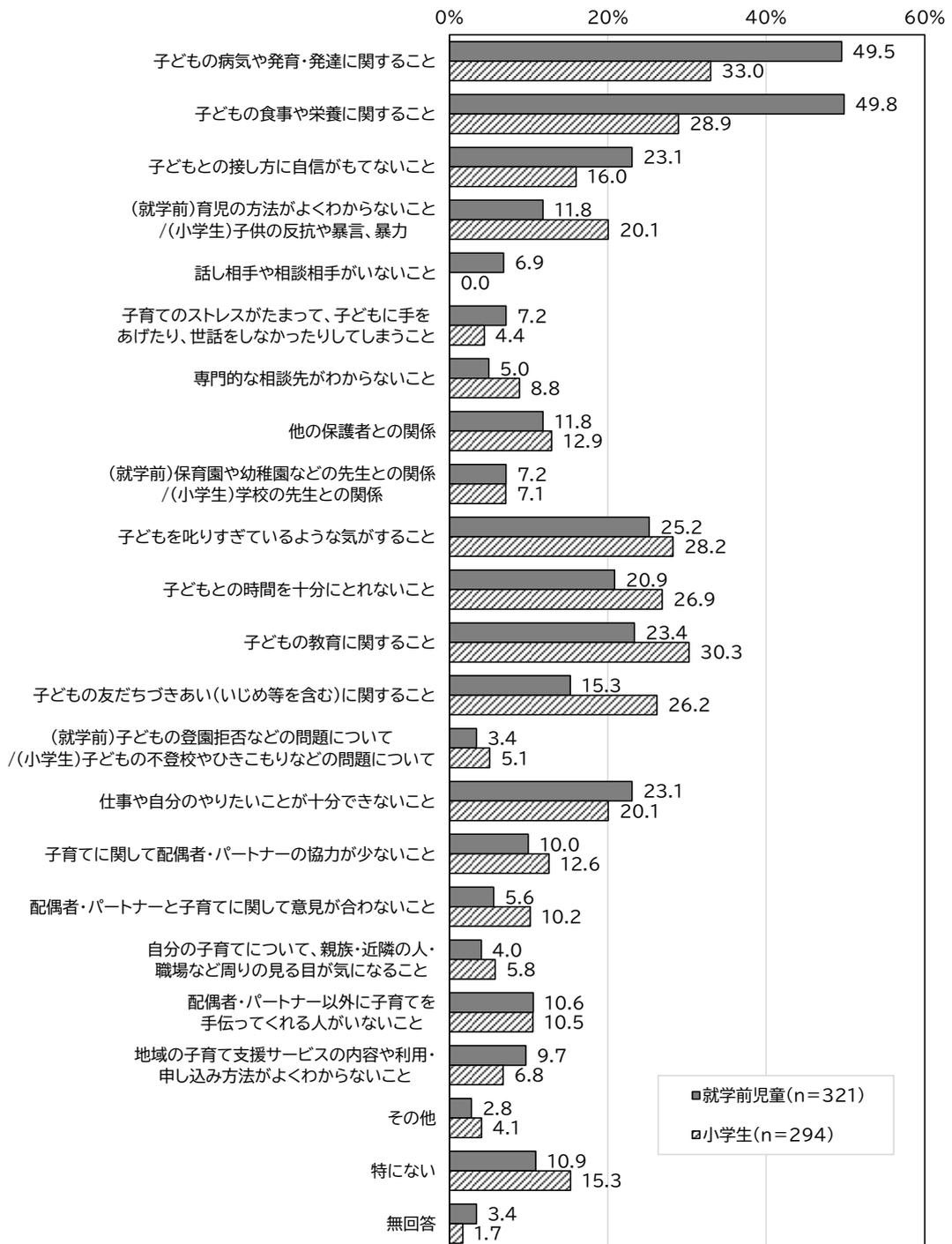
小学生保護者では、『ある』の割合が65.0%となっています。平成30年と比較すると、17.5ポイント減少しています。



(15) 子育てに関して悩んでいること(3つまでの複数回答)

子育てに関して悩んでいることについて、就学前児童保護者では「子どもの食事や栄養に関すること」が49.8%と最も多く、次いで「子どもの病気や発育・発達に関すること」が49.5%、「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。

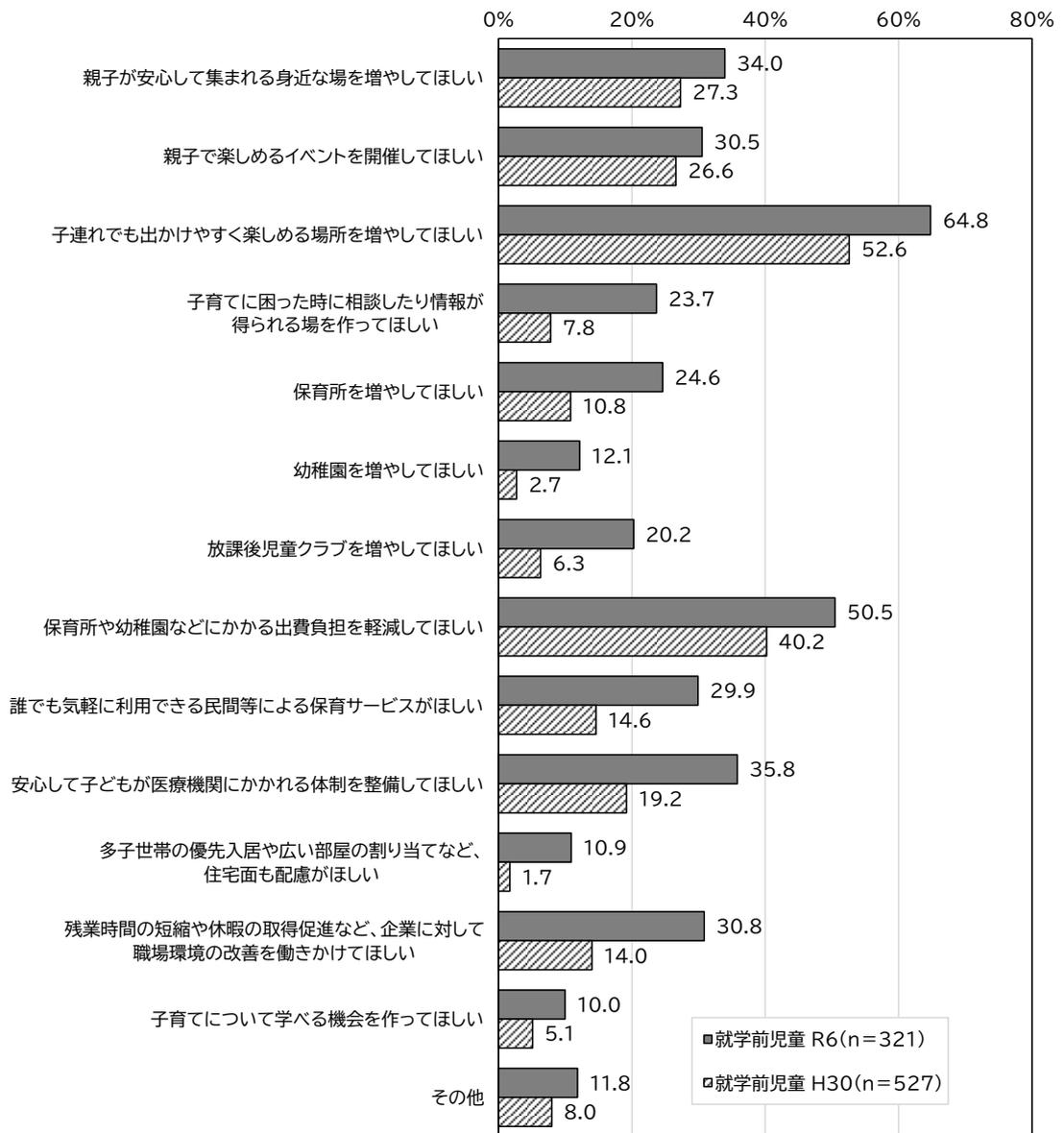
小学生保護者では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が33.0%と最も多く、次いで「子どもの教育に関すること」が30.3%、「子どもの食事や栄養に関すること」が28.9%となっています。



(16) 伊奈町で出産・子育てを行いたいと思える支援策(複数回答)

伊奈町で出産・子育てを行いたいと思えるには(行いたいと思っている人は、今より、そう思えるには)、どんな支援策が充実すればよいかについて、就学前児童保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が64.8%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園などにかかる出費負担を軽減してほしい」が50.5%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が35.8%となっています。

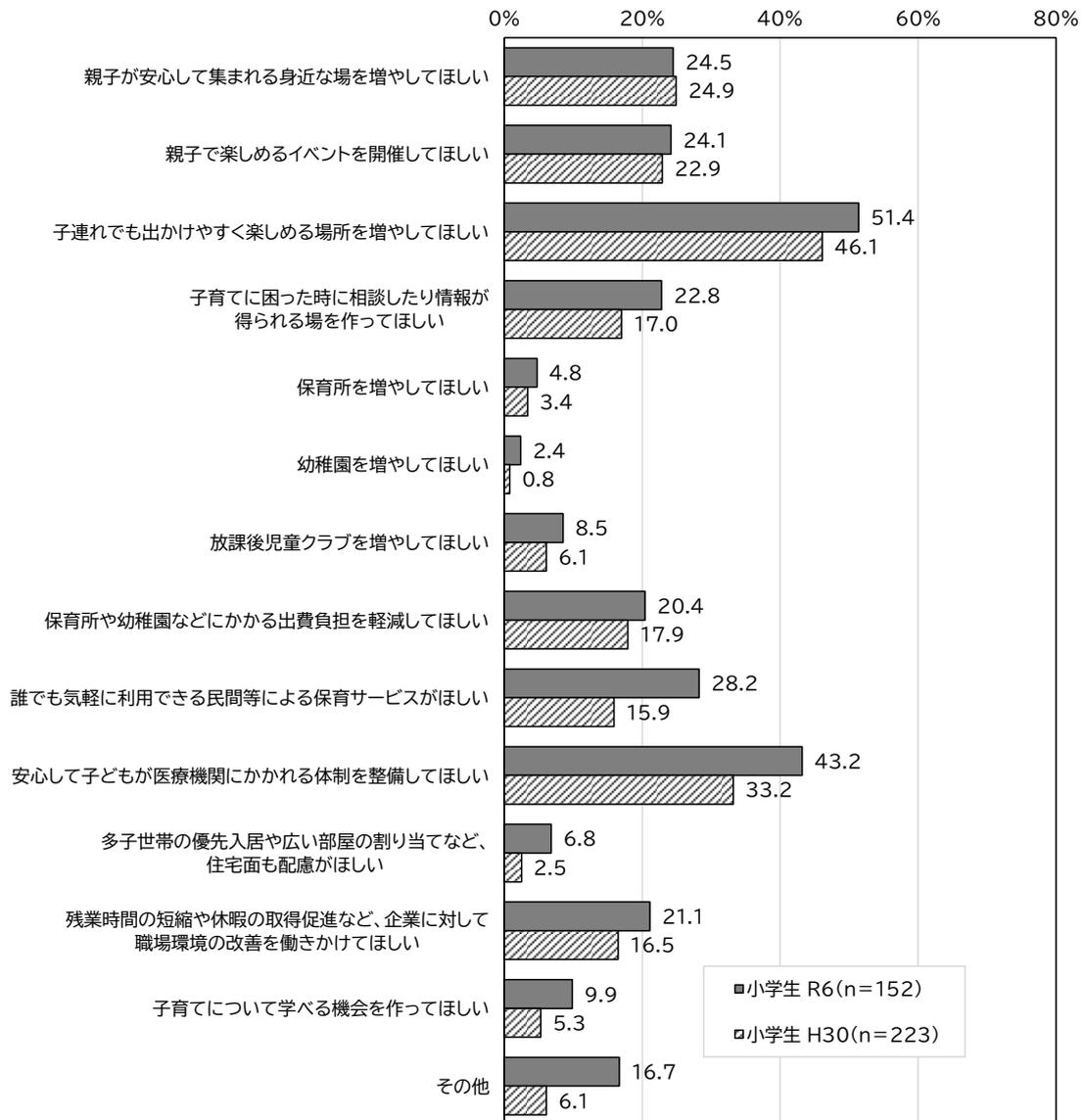
平成30年と比較すると、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」「子育てに困った時に相談したり情報が得られる場を作ってほしい」が大幅に増加しています。



## 第2章 伊奈町の子ども・家庭の現状

小学生保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が46.1%と最も多く、次いで、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が43.2%、「誰でも気軽に利用できる民間等による保育サービスがほしい」が28.2%となっています。

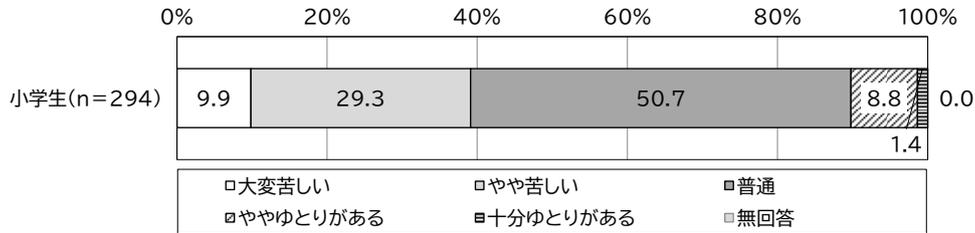
平成30年と比較すると、「誰でも気軽に利用できる民間等による保育サービスがほしい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が大幅に増加しています。



## 【子どもの生活状況について】

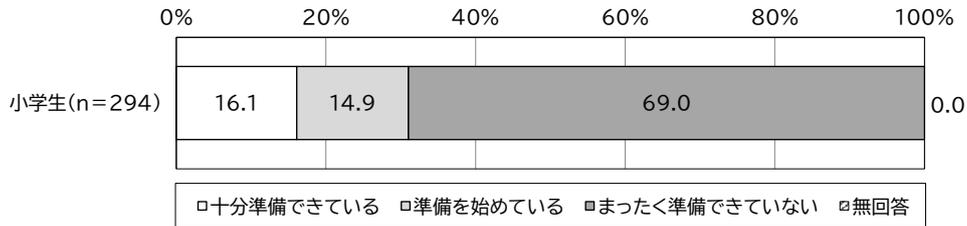
### (17) 現在の暮らしの状況(単数回答)

小学生保護者の現在の暮らしの状況については、「普通」が50.7%と最も多くなっています。一方、「大変苦しい(9.9%)」「やや苦しい(29.3%)」を合わせた『苦しい(計)』は39.2%となっています。



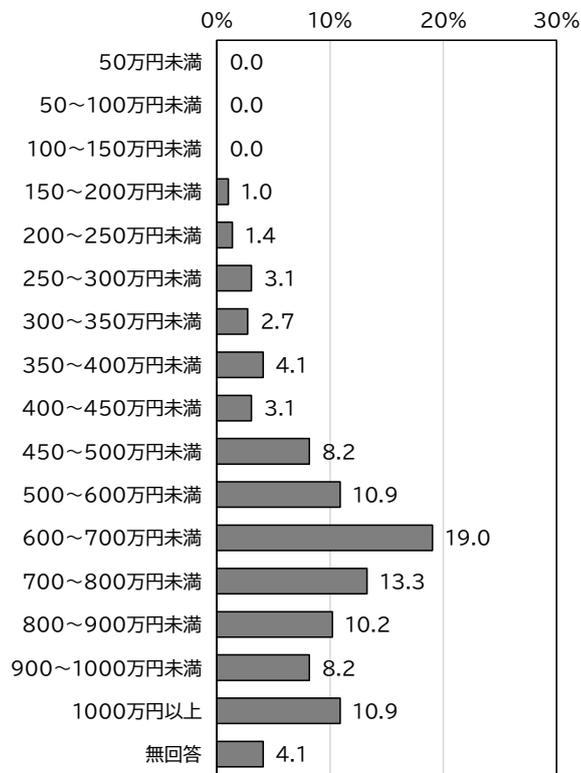
### (18) 教育資金の準備(単数回答)

小学生保護者の、今後、教育を受けさせるためのお金の準備については、「準備を始めている」が59.2%と最も多く、次いで、「まったく準備できていない」が27.6%、「十分準備できている」が13.3%となっています。



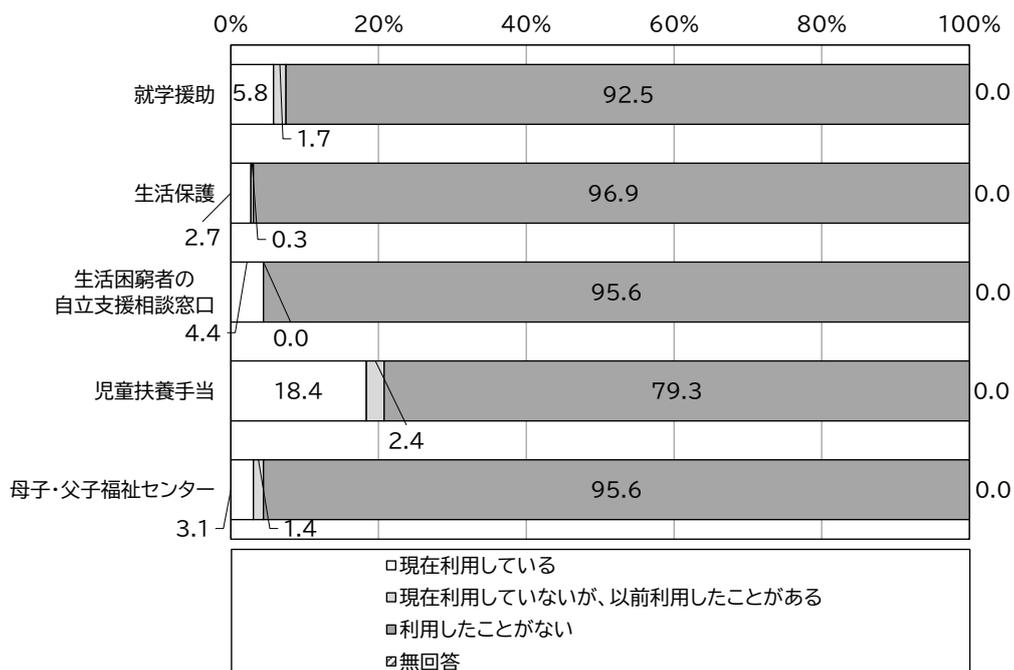
**(19) 世帯全体のおおよその年間収入(税込) (単数回答)**

小学生保護者の、昨年1年間(2023年1月～2023年12月)の世帯全体のおおよその年間収入については、「600～700万円未満」が19.0%と最も多くなっています。



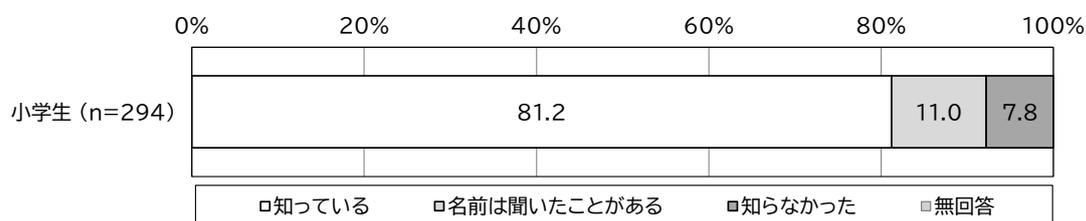
**(20) 支援制度の利用状況(単数回答)**

小学生保護者の各支援制度の利用状況について、児童扶養手当で「現在利用している」が最も多く18.4%となっています。



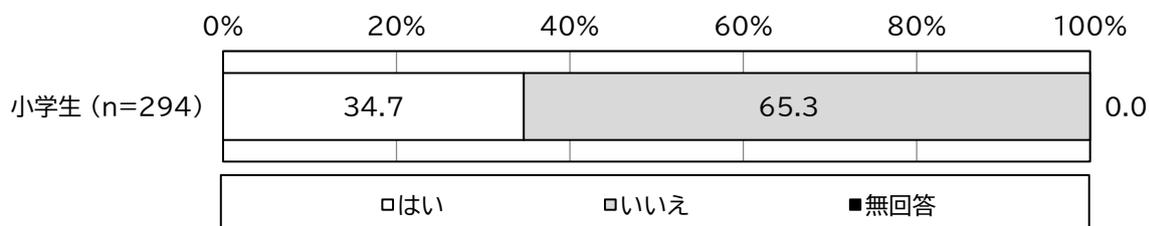
**(21) ヤングケアラーについて(単数回答)**

ヤングケアラーについて知っているかについては、「知っている」が81.3%と最も多く、次いで、「名前は聞いたことがある」が10.9%、「知らなかった」が7.8%となっています。



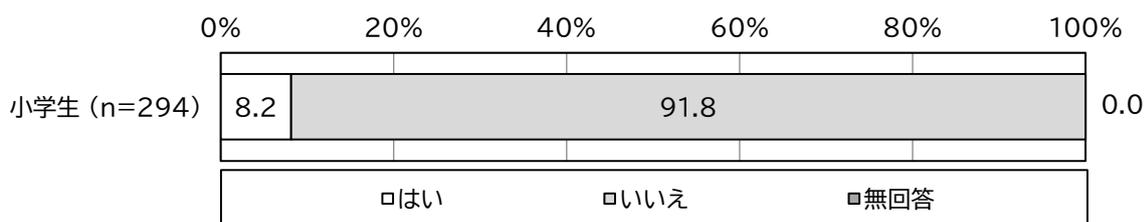
**(22) こども食堂の場所について(単数回答)**

こども食堂の場所を知っているかについては、「はい」が34.7%、「いいえ」が65.3%となっています。



**(23) こども食堂に行ったことがあるかについて(単数回答)**

こども食堂に行ったことがあるかについては、「はい」が8.2%、「いいえ」が91.8%となっています。



### (3)「子育て関係団体ヒアリング調査」の主な調査結果

子ども・子育てに関係する町内の4団体に、ヒアリング調査を行いました。調査の結果は以下のとおりです。

#### 活動における問題点について

<p>団体の活動を行う上での問題点・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動する場所について確保が難しい。</li> <li>・個人情報の観点から本当に必要としている方へ支援できない。</li> <li>・地域の方からの支援協力が乏しい。</li> </ul>
<p>団体の活動を活性化していくために必要なこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に、交通費や備品のサポートはこれからもあるとありがたい。</li> <li>・町の広報や学校を通して伊奈町のこども食堂の存在と活動が周知。</li> <li>・早急に必要なのは、スタッフと場所の確保。</li> </ul>
<p>子食やコミュニティから孤立しがちな状況にあると思われる家庭と接することがあるか。それらは、どのようなことが原因と思うか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の事情に立ち入れるほどの関わりを求められていないと感じるため、団体としての把握も難しい。</li> <li>・0～2歳、3歳までは、子育てが本当に大変で、イベントなどの情報を見聞きする機会も少ないように感じます。もっと周知を図れば、孤立を防げるのではと感じています。</li> <li>・戸建てが増えて、近隣との交流や地域との交流も少なく、公園でもあまり同年代との出会いが少ないそうです。集団のイベントには足が重い方ほど、いつでも気軽に行ける話せる場が必要かと思います。保育園ではなく、家庭で育てている方が、孤立しがちです。</li> <li>・共働き故、孤食はやむを得ない部分もあり問題としない場合もある。</li> <li>・不登校のご家庭は子食になる割合が高いと感じる。</li> </ul>
<p>子食やコミュニティから孤立しがちな状況にあると思われる家庭に対し、どんな支援があったらよいと思うか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町や地域全体でどのような支援があるかを把握し、発信する必要がある。そして、個々の支援団体へのサポートをする機関が必要。</li> <li>・一人で抱えないでといっても、なかなか保健センターなどに連絡する方は少ない。とにかく同じ目線で寄り添って、話を聞いてほしい。ここにいていいんだと思える環境が大切</li> <li>・年に数回、町主催でゆめくるなど公共の施設でこども食堂を開催する。町主催のほうが地域住民の方への認知と協力が得やすく、町全体で子育てに関心を持つようになる。</li> </ul>

※子食（こどもだけで食べること）

## 伊奈町の子育て支援について

伊奈町のこどもたちの現状や取り巻く環境について、日頃感じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童クラブの雰囲気・・・人数が増えてもつめこむだけでなくもっと豊かな活動をできたらいいのに思う。</li> <li>・公園の遊具・・・小さい子向けのものしかなくつまらない。</li> <li>・公園も禁止ばかりでなく、他の地域が始めたように、できないか。</li> <li>・こども食堂を利用する家庭（ひとり親など）は自分が受け取っていいのか、他に困っている家庭があるのではと遠慮される方が多い。その一方で一般的な家庭では無断キャンセルを繰り返す、支援品を断りもなく持ち帰るなど、ボランティア活動や支援があたり前のように思う方も一定数いるため利用者を制限せざるを得ない。</li> <li>また、伊奈町には困っている人がいないイメージが町全体にあり、支援の協力が得にくい＝活動の継続が困難＝こども食堂などの活動を立ち上げたい人がいない。</li> <li>・こどもたちに元気がない様を感じる。遊ぶ場、遊び方など制限が多く、良くも悪くもこどもだけの世界がない。</li> </ul>
伊奈町の子育て支援の施設や子育てに関する事業に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな遊具があまりなくつまらない。</li> <li>・小学生の居場所がない。</li> <li>・年齢を問わず遊べる場所がほしい。</li> <li>・室内でこどもたちが走り回れる公共の場。</li> <li>・施設に遊びに行った際に専門のスタッフさんに気軽に相談できたり、不登校のこどもの居場所があると嬉しい。</li> </ul>
伊奈町の子育てに関する情報発信や相談窓口について思うこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報がどこから発信されているか分からないため、気軽に相談できる窓口がないように感じる。</li> <li>・役場や保健センターに来館したり、電話をするのは勇気がいる。悩みや相談事が膨れ上がる前に、もっと気軽に話せる人や場所があるといいと思う。</li> <li>・生活困窮者は情報弱者のため、受けられる支援を知る術がない。</li> <li>・民生委員・児童委員や保健センターなど各家庭へ訪問できる課と連携したい。</li> <li>・子育てに関して、どのような支援や相談ができるか知らない方が多い。具体的な内容や方法をポスターやチラシで店舗などに掲示するのは如何か。</li> </ul>
伊奈町の子育て支援に希望すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもたちへの支援。保護者への支援。応援したいと思っている団体への助成金、空き家貸など。</li> <li>・こどもは家庭だけで育つ訳ではないと思うので、他世代との交流やこども同士、親同士の交流など、今以上に人との繋がりを身近に感じられる様なあたたかい町になったらよいと思う。</li> </ul>

<p>伊奈町で出産や子育てしようという住民の気持ちは、どのような支援策が充実すれば高まると思うか</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・産後一時保育など産後ケア事業の充実。</li><li>・民間児童クラブの参入。</li><li>・ニューシャトルの定期割引支援</li><li>・図書館、児童館など北地区の居場所改革（放課後など、こどもたちの遊び場、居場所がない。）</li><li>・地域での多世代交流。</li><li>・3歳未満の保育料の一部支援。</li><li>・定期健診の間に簡易的な検診を設け、母親がお茶を飲みながら気軽に相談できるような場があればと思う。</li><li>・出産や子育て中に起こる不測の事態（病気などでの欠席、不登校、孤立など）に対応できるサービスがあれば安心して出産や子育てができると思う。</li><li>・こどもに何かあっても相談できる人や環境があること。</li><li>・行政から一方的に支援を受ける形ではその先がない様に思う。町民が自主的に支えたり支えあったりする事で支援の輪が広がっていくと思う。</li></ul>
--	---

## その他

<ul style="list-style-type: none"><li>・ゆめくるの図書館、こども用のスペースがほしい。（お年寄りに嫌がられることがある）</li><li>・ゆめくる幼児室が有効に使われていないため、常時利用できるようなといい。</li><li>・現在の不登校児童の状況としては、伊奈町には「居場所が限定的」という気がしている。居場所の拡充だけでなく、居場所の質も検討し、こどもたちが学校に行けなくてもすくすくと安心して自立できる様な環境を整えていきたい。</li></ul>
--

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本的な視点

第2期計画では、「すべての子どもと子育て家庭」を対象に、地域全体で子育てを支えることで、子育ての喜びや楽しみを実感できるようにすることを基本的な視点として、事業を推進してきました。

この基本的な視点は、本町の子育て支援を「誰に対して何を」「どこを目指し」「どのように行うか」を端的に表すものとして、本計画においても引き継いでいきます。

#### 視点1 すべての子ども・子育て家庭に必要な支援を届ける

本計画は、町で生まれ、育つすべての子どもとその子どもを育てる家庭を対象としています。様々な家庭環境にある子どもの一人ひとりの状況を踏まえ、必要で適切な支援が届くように子育て支援の充実を図ります。

#### 視点2 地域全体で子育てを支える

子どもの健やかな成長は、親や家族にとっての幸せであるとともに、社会の未来を託す存在として、地域にとっても大いなる幸せです。そのために、子どもの安全や保護者の安心につながるよう、周囲の人々や企業、商店など、地域の様々な主体が子育ての支援に取り組みます。

#### 視点3 子育ての喜びや楽しみを実感できる

子育てを通じた喜びを感じながら、親も親として育っていきますが、その過程では、時に子ども自身や家庭、学校などに関わる問題を抱えることがあります。それでも再び、子育てに喜びや楽しみを実感してもらえるよう、そうした親の問題に向き合い、必要な支援の手を差し伸べていきます。

## 2 基本理念

第2期計画では、「すべての子ども・子育て家庭を見守り、支えあい、豊かな子育てを実感できるまち」を基本理念として掲げ、次世代を担うこどもたちの成長を願う取組に努めてきました。

この基本理念は、子ども・子育て支援法が目的としている、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現、を目指すものです。

本計画においても第2期計画の基本理念を継承し、本町に生まれ育つすべてのこどもが健やかに成長できる地域社会の実現を目指します。

すべての子ども・子育て家庭を  
見守り、支えあい、  
豊かな子育てを実感できるまち

### 3 基本目標

基本理念に掲げる「まち」の実現に向け、「行政」「保護者」「地域・団体」のそれぞれが目指すものを織り込んだ基本目標を、次のとおり設定します。

なお、これらの目標は、第2期計画の目標を継承するものです。

#### 基本目標1 すべての子ども・子育て家庭を支える

すべてのこどもと子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、子育て情報の収集・提供、経済的負担の軽減と児童の健全育成を推進します。

#### 基本目標2 安心して産み、育てることができる

安心してこどもを産み、育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携など、母子保健の充実を図ります。

また、すべてのこどもの人権が尊重され、身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取組を推進します。

#### 基本目標3 子育てを温かく見守り、支える

子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう働きかけていくとともに、男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、こどもと子育て中の保護者が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

## 4 施策体系

### 基本理念

すべての子ども・子育て家庭を見守り、支えあい、  
豊かな子育てを実感できるまち

### 基本目標1 すべての子ども・子育て家庭を支える

#### 基本施策(1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

- ①保育ニーズの多様化について
- ②保育サービスの質の向上
- ③幼稚園教育振興支援
- ④男女共同参画計画の推進
- ⑤家庭教育の充実
- ⑥子育て世帯への応援
- ⑦事業所、就労者への意識啓発
- ⑧就労支援
- ⑨経済的支援

#### 基本施策(2) 地域における子育ての支援

- ①交流・相談機会の提供
- ②子育て家庭への訪問
- ③子育てサークルへの支援
- ④民生委員・児童委員による活動
- ⑤異世代交流の推進
- ⑥ボランティア活動の推進
- ⑦ヤングケアラー支援
- ⑧里親支援

#### 基本施策(3) 地域におけるこどもの居場所づくり

- ①こどもの居場所づくり
- ②こどもの居場所の提供

### 基本目標2 安心して産み、育てることができる

#### 基本施策(1) 親とこどもの健康の確保・増進

- ①妊産婦、乳幼児の健康診査、保健指導
- ②妊娠・出産・育児の悩み解消のための体制の充実
- ③感染症予防対策
- ④食育の推進
- ⑤小児救急医療提供体制の充実

#### 基本施策(2) こどもの貧困に関する取組

- ①経済的(生活)支援の充実
- ②教育的(学習)支援
- ③ひとり親家庭等医療支援
- ④ひとり親家庭の生活の安定と自立支援
- ⑤ひとり親家庭児童就学支援
- ⑥ひとり親家庭保護者の就労支援
- ⑦居場所づくりの支援

#### 基本施策(3) 障がい児施策の充実

- ①障がい児福祉施策
- ②障がい児等への支援

### 基本目標3 子育てを温かく見守り、支える

#### 基本施策(1) こどもの安全の確保

- ①防犯、交通安全のための体制整備
- ②地域ぐるみの防犯体制整備
- ③犯罪から身を守る教育の推進

#### 基本施策(2) 児童虐待防止対策の充実

- ①児童虐待の防止
- ②児童と保護者へのケア体制整備

#### 基本施策(3) 子育てを支援する生活環境の整備

- ①安心して出かけられる公共施設整備

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 すべての子ども・子育て家庭を支える

#### (1) 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

##### 現状と課題

本町において、子育て世代に相当する30歳代の既婚女性の就業率が、平成22年から令和2年で上昇しています。

アンケート調査では、フルタイムで就労して、産休・育休・介護休業中ではない母親は、平成30年と比較して、就学前児童保護者では10.9ポイント増加、小学生保護者でも、7.9ポイント増加しています。また、就学前児童保護者で、フルタイムで産休・育休・介護休業中の母親も増加しています。

育休等を取得せずに子育てをしている母親が増えるとともに、フルタイムの就労の母親が増えていることがうかがえます。

また、お子さんの病気の際の対応方法について、平成30年と比較すると、父親が休んだ場合が大きく増加しているものの、父親に比べて母親が休む場合が著しく多い状況です。

今後も、仕事と育児に追われる母親の負担軽減を図ることが重要です。そのためには、教育・保育ニーズを把握して対処するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進するための事業所や就労者自身の意識の改革、就労する母親に負担が偏ることのないよう、父親の更なる育児参画が求められています。

##### 具体的な取組

#### ① 保育ニーズの多様化について

事業名	事業概要	担当課・関連機関
認可保育所受け入れ態勢の強化	幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの変化を踏まえつつ、計画的に認可保育所の受け入れ人数の拡充を図る。	子育て支援課
小規模保育事業の充実	幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの変化を踏まえた、低年齢児の家庭的な保育事業の受け入れ人数の拡充を図る。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	支援員人員の確保について、基準等を遵守しながら、就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校就学児童を保育する。	子育て支援課

## 第4章 施策の展開

### ② 保育サービスの質の向上

事業名	事業概要	担当課・関連機関
保育士研修	保育内容及びこどもの安全等に関する保育士研修を実施する。保育士会・保育協議会等に保育士を派遣する。支援学級・通級学級への見学及びコーディネーターとの研修を行う。 また、私立の保育施設に対しても、研修の周知・案内を行い、町全体の保育士の更なる能力向上に努める。	子育て支援課 保育所 心身障害児通園施設 伊奈町子育て支援センター
保育所改修事業	安全な保育を確保するため、随時施設の改修・改善を図っていく。 南保育所の施設の老朽化が進んでいるため、更新方法を検討する。	子育て支援課 保育所
ICT化の推進	保育現場におけるICTシステムの活用を推進し、保護者との情報共有を円滑にすることで、職員の業務負担の軽減を図るとともに、質の高い保育サービスを提供する。	子育て支援課
保育士奨学金返済支援事業	町内私立保育所等で新たに就労する保育士の奨学金返済に係る費用について、年額18万円を上限に最大5年間補助することで、町内における保育人材の確保を図り、保育士が働きやすい環境を整備する。	子育て支援課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	令和8年度から国が本格実施を予定している新たな通園給付制度であり、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる。	子育て支援課

### ③ 幼稚園教育振興支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
幼児教育振興協議会	こどもの発達には連続性があり、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基盤を培うものである。「幼児期の終わり」は「学童期の初め」でもあることから、幼-小の連携・接続は、こどもの成長にとって大変重要であるため、関係機関、関係者の情報交換・情報共有をとおり円滑な連携・接続を図る。	学校教育課
幼稚園の認定こども園等への移行支援	町内の幼稚園が認定こども園等に移行希望する場合、必要な情報を適宜提供する。	子育て支援課

## ④ 男女共同参画計画の推進

事業名	事業概要	担当課・関連機関
男女共同参画事業	男女共同参画に関わる各種施策を推進する。	人権推進課

## ⑤ 家庭教育の充実

事業名	事業概要	担当課・関連機関
母親学級、両親学級	出産までの健康管理と準備、乳児の保育等の指導を行うため母親学級を年18回(1コース3回)実施する。赤ちゃんの保育、おふろの入れ方、妊婦体験実習等の指導を行うため、両親学級を年6回(うち3回は土曜日)実施する。	健康増進課
子育て啓発事業	町内全小学校で実施される就学児健診で子育て啓発資料を配布する。	生涯学習課
PTA 家庭教育学級	各小・中学校のPTAと町PTA連合会が家庭教育学級の開催やこどもの健全育成に関連する内容の講座(コンサートなど)を開催する。	各校PTA PTA 連合会 生涯学習課
ブックスタート事業	絵本を通じた親子の心のふれあいを目的とし、乳児健診の際、受診後、一人ひとりに読み聞かせを行った後に絵本を贈る。	伊奈町子育て支援センター 図書館 健康増進課 赤十字奉仕団

## ⑥ 子育て世帯への応援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
子育て応援事業・子育てファミリー応援事業	県と市町村が共同し、第1子から育児ギフトや商品券等を組み合わせて支給する。町は2万円相当分の町商品券を支給し、県は1万円相当の育児ギフトを支給する。	子育て支援課 埼玉県福祉部子ども支援課
ファミリーサポート事業	安心して子育てができるよう、“子育ての援助を受けたい方(利用会員)”と“子育ての援助を行いたい方(協力会員)”の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う。	社会福祉協議会

## ⑦ 事業所、就労者への意識啓発

事業名	事業概要	担当課・関連機関
就労条件改善等の意識啓発	広報や就労講座を通し、就労・雇用に対する意識高揚を図る。	元気まちづくり課
雇用機会情報の収集・提供	関係機関と連携を図り、就労希望者に求人情報や職業訓練等について情報を提供する。	元気まちづくり課

## 第4章 施策の展開

### ⑧ 就労支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
雇用機会情報の収集・提供(再掲)	関係機関と連携を図り、就労希望者に求人情報や職業訓練等について情報を提供する。	元気まちづくり課

### ⑨ 経済的支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
児童手当支給事業	対象の児童を養育する家庭に対して手当を支給する。	子育て支援課
子ども医療費支給事業	高校生世代までの子どもを養育する家庭を対象に医療費の一部を支給する。	保険医療課
多子世帯就学支援事業	第3子以降の新小学1年生に体操着を支給する。	学校教育課

## (2)地域における子育ての支援

### 現状と課題

アンケート調査では、日常的にも緊急時にも子どもをみてもらえる親族や友人・知人がいない保護者が、就学前児童保護者、小学生保護者とも15%を超えています。また、小学生保護者で、子育てについて気軽に相談できる人(または場所)がいる(またはある)と答える人が減少しています。

子育てに自信が持てなくなることについて、「よくある」「ときどきある」「たまにある」と回答した保護者は6割強となっています。平成30年と比較して減少したものの、高い値となっています。また、こどもの病気や発育・発達に関することを悩んだり、気にしているとの回答は就学前児童保護者で約5割、小学生保護者で約3割となっています。

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、親同士や同世代の子ども同士の交流の機会が少なかったり、子育てや生活全般について、地域で信頼して相談できる人がいないといった状況があります。

本町では、地域子育て支援センターを運営し、子育てに関する情報の発信や、子育て・育児相談などへの対応を行うとともに、子育て中の母親同士の交流機会づくりのための子育てサークルへの支援、ボランティアによる子育て家庭への支援などの事業を行っています。

子育てに不安を持つ多くの保護者が地域で安心して楽しい子育てができるよう、本計画においても、事業を引き継ぎ、更に充実を図る必要があります。

### 具体的な取組

#### ① 交流・相談機会の提供

事業名	事業概要	担当課・関連機関
地域交流会	未就学児との交流を深めたり、子育ての相談等の育児支援を行う。	教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)
子育てに関する情報発信	ホームページやSNS、広報等にて教育・保育施設の情報を掲載し、地域の子育て中の親子に向けて、情報発信を行う。	教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)
児童相談	毎月1回伊奈町子育て支援センターにおいて、相談員が待機し、地域の子育て全般の相談に応じる。	伊奈町子育て支援センター
子育て電話相談	子育てに関する相談を電話にて対応する。内容によっては各専門機関へ紹介する。	伊奈町子育て支援センター
地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供、子育てに関する相談、子育て全般に関する専門的な支援を行う。	子育て支援課 地域子育て支援センター
つどいの広場事業	週3日親子で遊べる場を提供する。スタッフが常駐し子育てに関するアドバイスを行う。	伊奈町子育て支援センター

## 第4章 施策の展開

伊奈町子ども家庭総合支援拠点 ((仮称)伊奈町子ども家庭センター)	町内に住んでいる子どもとその家庭及び妊産婦に対して子ども家庭支援員が相談全般から家庭訪問等の専門的な支援を行う。	子育て支援課
子育てサロン「ハピベビるーむ」	「赤ちゃんおはなし会」開催後、絵本や紙芝居を用意した図書館集会室を、子育て中の親子に開放し、それぞれの親子が交流や情報交換を行う場として提供する。	生涯学習課 図書館
児童館事業	幅広い年齢(0歳～18歳未満)のこどもの成長に合わせた遊びの場を提供し、事業においては、年齢別の事業を引き続き実施する。 また、クリスマス会や芋ほり会など家族向けのイベントも行う。 さらに、育児相談など子育て支援の充実も図る。地域児童の健全育成に努める。	児童館

### ② 子育て家庭への訪問

事業名	事業概要	担当課・関連機関
保健師等による訪問	新生児、乳幼児、妊産婦を対象として、保健師等による家庭訪問を実施する。乳幼児健診未受診者への受診勧奨等の訪問を実施し、そのほか必要に応じて訪問する。	健康増進課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に町の保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を実施する。	健康増進課
母子愛育会ボランティアによる活動	子育て家庭への声かけ、地域での子育て支援を実施する。	健康増進課 母子愛育会

### ③ 子育てサークルへの支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
子育てサークルへの支援	子育てサークルの育成及びサークルへの活動場所の提供を行う。	伊奈町子育て支援センター
子育てサークルに関する情報提供	子育て家庭へ子育てサークルの活動などの情報提供を行う。	伊奈町子育て支援センター 生涯学習課
児童館事業(再掲)	子育てサークルへの活動場所の提供を行う。	児童館

## ④ 民生委員・児童委員による活動

事業名	事業概要	担当課・関連機関
民生委員・児童委員による活動	各種援助を必要とする町民の実態把握や相談支援を行うほか、福祉行政と地域住民のつなぎ役となるなど、幅広く福祉活動に従事するための情報提供を行い、委員活動を推進する。	社会福祉課 民生委員・児童委員

## ⑤ 異世代交流の推進

事業名	事業概要	担当課・関連機関
異世代間の交流促進	町内の小・中学校が総合的な学習の時間、社会体験活動、児童会・生徒会活動等で特別養護老人ホーム等への訪問を行うなど、異世代間の交流を図る。 社会福祉協議会事業「地域ふれあい事業」との交流を行う。 保育所事業として、年数回、小学生や地域の高齢者等との交流を行っている。	学校教育課 保育所
子供防災教室	児童の防災意識の向上を目的とし、災害時における対処方法を体験する。また、団体行動を通じて、組織性・協調性を養う。	生涯学習課
児童館事業（再掲）	年間を通して、学生のボランティアを体験する場を提供する。	児童館

## ⑥ ボランティア活動の推進

事業名	事業概要	担当課・関連機関
母子愛育会ボランティアによる活動（再掲）	子育て家庭への声かけ、地域での子育て支援を実施する。	健康増進課
食生活改善推進員（ヘルスマイト）ボランティアによる活動	生涯における健康づくり活動を、食を通じて地域において推進する。	健康増進課
赤十字奉仕団ボランティアによる活動	乳幼児健康診査時の協力を行う。	社会福祉課 健康増進課

## 第4章 施策の展開

### ⑦ ヤングケアラー支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
ヤングケアラー支援事業	<p>ヤングケアラーについて身近なこととして感じてもらえるよう、広報いな・町ホームページ・SNS等を利用し、事業紹介を実施するとともにポスターやリーフレットを作成、掲示・配付する。また、県のケアラー月間(11月)に合わせてパネル展示などの啓発を実施する。</p> <p>町民や関係者、事業者向けに研修会を実施し、町立小中学校の児童・生徒向けに出前授業を実施して、支援する側される側の立場の方たちの理解を深める。</p> <p>町立小中学校の児童・生徒に対しアンケート、アセスメント・インタビュー調査を実施して実情を把握する。</p> <p>身体的精神的負担を軽減するため、悩みを語り合うことのできる介護者学習交流会を実施し、関係機関等との連携を強化し、ヤングケアラーを含めたケアラーへの支援を実施する。</p>	<p>社会福祉課 子育て支援課 学校教育課 いきいき長寿課 保険医療課 健康増進課 人権推進課</p> <p>他 関係機関</p>

### ⑧ 里親支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
里親制度に関する意識啓発	<p>何らかの理由により、児童福祉施設で生活する児童のために、里親に関する情報を町のホームページやポスターを窓口に掲示することや、里親月間には広報誌で周知を図り、支援者を募集する。</p>	<p>子育て支援課 児童相談所</p>

### (3)地域におけるこどもの居場所づくり

#### 現状と課題

こども家庭庁では、こどもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進しており、令和5年には「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる環境を整えるための具体的な方針が示されました。こどもの居場所は、こどもたちが安心して過ごし、心の安定や成長を支えるために重要です。近年において、核家族化や共働きの増加が進んでおり、家庭内での育児や家事の負担が増え、こどもたちが孤立しないようにするための支援がますます重要になっています。加えて、不登校状態にあるこどもは、学校が「居場所」となっていない状態にあります。こどもが学びたいと思った時に学べる環境を整えるとともに、みんなが安心して過ごせる場所にする必要があります。こどもが孤立しないために、多様な居場所の提供が求められています。

本町では、こどもが放課後を豊かに安全に過ごす場所づくりを進めるとともに、地域においても、こどもがその成長に合わせ集い、様々な体験ができる居場所をつくり、健全な育成の推進に努めています。また、不登校状態にある児童・生徒の実態等に応じて、相談室や教育センター等、関係機関との連携を図っています。さらに、こどもたちの居場所としての可能性も広がるこども食堂について、社会福祉協議会と連携し支援しています。本計画においても、事業を引き継ぎ、充実を図ることが求められます。

#### 具体的な取組

##### ① こどもの居場所づくり

事業名	事業概要	担当課・関連機関
放課後子供教室	生涯学習課と子育て支援課が連携して各学校との協議を行い、保護者のニーズや地域の実情を勘案し、放課後子供教室の開所時間や実施場所等の検討を行い、実施する。	生涯学習課 子育て支援課
学校外活動充実事業(WaKu 楽体体験教室)	こどもたちが様々な体験活動ができるよう、町文化協会や人材バンク登録者等の協力を得て開設する。	生涯学習課 町文化協会
スポーツレクリエーション振興(教室等の開設)	異年齢集団が地域の指導者の協力を得て、スポーツ等のサークル活動を行う。	生涯学習課 町体育協会 町スポーツ推進委員 連絡協議会
こども食堂	地域でこどもたちを支えるため、子育て世帯を対象とした、こども食堂の運営支援を行う。	子育て支援課 社会福祉協議会

## 第4章 施策の展開

### ② こどもの居場所の提供

事業名	事業概要	担当課・関連機関
伊奈町教育センター	子育て・学校生活や家庭生活上の問題・不登校・心身の障がいや発達の違い等に関する教育相談を行う他、学習指導教室として教育センターへの通級による学習指導を行う。	学校教育課
児童館事業 (再掲)	幅広い年齢(0歳~18歳未満)のこどもの成長に合わせた遊びの場を提供し、事業においては、年齢別の事業を引き続き実施する。 また、クリスマス会や芋ほり会など家族向けのイベントも行う。 さらに、育児相談など子育て支援の充実も図る。地域児童の健全育成に努める。	児童館

## 基本目標2 安心して産み、育てることができる

### (1)親とこどもの健康の確保・増進

#### 現状と課題

アンケート調査では、子育てに悩んでいることについて、就学前児童保護者では、こどもの病気や発育・発達に関すること及びこどもの食事や栄養に関することと回答する保護者が、ともに約5割となっています。小学生保護者でも、ともに約3割となっています。

母親とこどもの健康と福祉を一貫して守るために妊娠から子育てまでの切れ目のない支援や医療の充実が必要不可欠です。

切れ目のない支援や医療の充実により、妊娠中の不安、産後の母親の体調管理や育児ストレスを軽減することができます。加えて、相談機関等とのつながりを持つことで、孤立感を防ぎ、安心して出産・育児に向き合えます。今後も、母親とこどもの健康と幸福を支えるための支援を継続・充実していくことが求められます。

#### 具体的な取組

##### ① 妊産婦、乳幼児の健康診査、保健指導

事業名	事業概要	担当課・関連機関
妊産婦健康診査事業	妊娠届を提出した妊婦を対象に、母体、胎児の健康管理のため健康診査費用を補助する。妊婦健診14回、産婦健診1回と拡充し、実施する。	健康増進課
乳幼児健康診査事業	乳幼児(3～4か月児)、1歳6か月児、3歳児を対象に月1回集団健診を実施する。	健康増進課
新生児聴覚スクリーニング検査	生後1か月までに医療機関等で実施する聴覚スクリーニング検査費用を補助する。	健康増進課
母親学級、両親学級(再掲)	出産までの健康管理と準備、乳児の保育等の指導を行うため母親学級を年18回(1コース3回)実施する。赤ちゃんの保育、お風呂の入れ方、妊婦体験実習等の指導を行うため、両親学級を年6回(うち3回は土曜日)実施する。	健康増進課
乳児相談	1歳未満の乳児を対象に身体測定と保護者の個別相談を実施する。	健康増進課
育児教室	育児への助言、疾病予防、母親同士の交流を図る。小児科医師による講演と座談会を実施する。	健康増進課
幼児相談	幼児の心身の発達、発育について保健師、言語聴覚士、心理相談員による個別相談を行う。	健康増進課

## 第4章 施策の展開

子育て世代包括支援センター ((仮称)伊奈町こども家庭センター)	妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うための総合相談窓口として、保健師、助産師、社会福祉士による妊娠・出産・子育てに関する各種の相談対応や、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との連携を図る。	健康増進課
家庭訪問	保健師による妊娠届出時の面接や出生時の訪問を通じて育児支援が必要な母子の早期把握と、継続的な子育て支援を行う。	健康増進課

### ② 妊娠・出産・育児の悩み解消のための体制の充実

事業名	事業概要	担当課・関連機関
母親学級、両親学級(再掲)	出産までの健康管理と準備、乳児の保育等の指導を行うため母親学級を年18回(1コース3回)実施する。赤ちゃんの保育、お風呂の入れ方、妊婦体験実習等の指導を行うため、両親学級を年6回(うち3回は土曜日)実施する。	健康増進課
乳児相談(再掲)	1歳未満の乳児を対象に身体測定と保護者の個別相談を実施する。	健康増進課
育児相談	1歳以上就学前の幼児を対象に身体測定と保護者の個別相談を実施する。	健康増進課
家庭訪問(再掲)	保健師による妊娠届出時の面接や出生時の訪問を通じて育児支援が必要な母子の早期把握と、継続的な子育て支援を行う。	健康増進課

### ③ 感染症予防対策

事業名	事業概要	担当課・関連機関
各種予防接種実施事業	乳幼児健診、相談、家庭訪問、広報紙等を利用して、感染予防のための予防接種を勧奨する。	健康増進課

## ④ 食育の推進

事業名	事業概要	担当課・関連機関
乳幼児のための離乳食指導	離乳期を迎える乳幼児を持つ保護者を対象に離乳食の進め方、作り方等の学習機会を年6回開催する。	健康増進課 食生活改善推進員
食育増進事業	学校給食センター等と協力し、食育の大切さを指導していく。 栄養教諭等による食の指導を推進する。 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)では栄養士による食育指導や調理保育・収穫体験を通して、食の大切さを指導していく。	学校教育課 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)
親子料理教室の開催	家庭料理の大切さ、親子で料理する楽しさを体験してもらうため、親子で参加できる料理教室を年2回開催する。	健康増進課 食生活改善推進員
食育増進活動の推進	食育推進ボランティアの養成や「食」に関する料理教室開催など、地域における食育推進活動を促進する。	健康増進課

## ⑤ 小児救急医療提供体制の充実

事業名	事業概要	担当課・関連機関
小児初期救急医療運営負担事業	夜間の小児救急医療提供体制を整えるため、診療に対する財政支援を行う。	健康増進課
小児二次救急医療運営負担事業	中央地区救急医療圏における小児救急医療提供体制を整えるため、診療に対する財政支援を行う。	健康増進課

## (2)こどもの貧困に関する取組

### 現状と課題

本町におけるひとり親世帯数は、母子家庭において増加傾向が続いています。令和2年時点で母子世帯数は233世帯、父子世帯数は33世帯となっています。

令和3年の国による「子供の生活状況調査」の分析報告書によれば、ひとり親世帯で収入の低い世帯は50.2%（※）となっており、ふたり親世帯の7.5%と比べて多くなっています。また、母子世帯では54.4%と、収入が低い世帯が更に多くなっています。

町の小学生保護者へのアンケート調査では、現在の暮らしの状況が「大変苦しい」「やや苦しい」との回答は約4割、こどもに教育を受けさせるためのお金が「まったく準備できていない」との回答は約7割となっています。

なお、こども食堂について、行ったことがあるとの回答は1割弱、知っているとの回答は3割をこえており、本町において徐々に浸透していることがうかがえます。

本町では、経済的に不安定な状況に置かれがちなひとり親家庭に対して児童扶養手当の支給や医療費の助成などの経済的負担の軽減に努めてきましたが、今後も支援を継続することが重要となっています。

※国のこの報告書においては、世帯の年間収入(税込)を世帯人員数の平方根で割った「等価世帯収入」に対し、全世帯の「等価世帯収入」の中央値の1/2を、収入の基準としておりは、それに達しない世帯員の割合を示している。

### 具体的な取組

#### ① 経済的(生活)支援の充実

事業名	事業概要	担当課・関連機関
児童手当支給事業(再掲)	対象の児童を養育する家庭に対して手当を支給する。	子育て支援課
子ども医療費支給事業(再掲)	高校生世代までのこどもを養育する家庭を対象に医療費の一部を支給する。	保険医療課
就学援助費扶助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品や給食費等の一部又は全部を扶助し、義務教育の円滑な実施を図る。	教育総務課
要保護・準要保護生徒卒業祝金支給事業	中学校を卒業する要保護生徒又は準要保護生徒に対し、卒業祝金を支給する。	社会福祉協議会

## ② 教育的(学習)支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
生活困窮者自立支援事業	生活保護を受けている世帯や就学援助を受けている世帯を対象に、学習指導を行い学力の増進及び将来的な貧困の連鎖防止を図る。	埼玉県福祉部社会福祉課

## ③ ひとり親家庭等医療支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等の18歳までの児童及び20歳未満で障がいのある児童と保護者を対象として、医療費の一部を支給する。	保険医療課

## ④ ひとり親家庭の生活の安定と自立支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
児童扶養手当支給事業	父親又は母親と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、手当を支給する。また、手当支給対象世帯の世帯主、又は世帯員が JR を利用する場合は、通学定期券の割引制度を実施する。	子育て支援課
ひとり親家庭の公営住宅入居への配慮	町営住宅の入居者の募集には、ひとり親家庭を優先的に入居できるよう配慮する。	都市計画課

## ⑤ ひとり親家庭児童就学支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
母子・父子家庭児童入学祝金支給事業	小学校又は、中学校に入学する児童を養育している母子・父子家庭に対し、入学祝金を支給する。	社会福祉協議会

## ⑥ ひとり親家庭保護者の就労支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
ひとり親家庭等への就業等の情報提供	児童扶養手当受給者など様々な機会を通じて就業等に関する情報提供を行う。	子育て支援課

## 第4章 施策の展開

### ⑦ 居場所づくりの支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
生活困窮者自立支援事業(再掲)	生活保護を受けている世帯や就学援助を受けている世帯を対象に、学習指導を行い学力の増進及び将来的な貧困の連鎖防止を図る。	埼玉県福祉部 社会福祉課
こども食堂(再掲)	地域でこどもたちを支えるため、子育て世帯を対象とした、こども食堂の運営支援を行う。	社会福祉協議会 子育て支援課

### (3)障がい児施策の充実

#### 現状と課題

心身に障がいのあるこどもが健全に育ち、持てる能力を発揮して身近な地域で安心した生活を送れるよう、乳幼児期から一人ひとりの多様なニーズに応える一貫した相談支援が求められています。そのためには、関係機関が連携し、障がいを早期に発見することが必要です。

本町では、「伊奈町第7期障害福祉計画及び伊奈町第3期障害児福祉計画」に基づき、健康診査を通じた障がいの早期発見とその後の療育支援に努めています。

近年、発達障がいについての認識が浸透するにつれ、こどもの発達に関する相談が増えています。保護者がこどもの障がいを受け入れ、こども自身の発達にとって最適な支援が選択されるよう、保護者への働きかけも重要となっています。

#### 具体的な取組

##### ① 障がい児福祉施策

事業名	事業概要	担当課・関連機関
在宅福祉サービス	障がい児を養育する家庭の日常生活の改善、社会参加、経済的援護を目的として、補装具や日常生活用具の給付、心身障がい児(者)生活サポート事業、在宅重度心身障害者手当支給事業など障害福祉サービスの提供を行う。	社会福祉課

##### ② 障がい児等への支援

事業名	事業概要	担当課・関連機関
乳幼児健康診査事業(再掲)	乳幼児(3～4か月児)、1歳6か月児、3歳児を対象に月1回集団健診を実施する。	健康増進課
親子教室	親子で安心して遊ぶ中で言葉やこころの発達を促し、社会性を養い、良好な親子関係づくりの援助を行うとともに専門職やスタッフによる相談・指導体制を充実し、関係機関との連携を進める。	伊奈町子育て支援センター
障害児保育事業	発達が気になる児童に対して、専門員による巡回指導を行い、発達段階に応じた指導を進める。 保育相談を実施し、保護者と連携して保育を進めていく。	社会福祉課 子育て支援課 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)

#### 第4章 施策の展開

障害児通所訓練事業	心身に障がいのある児童の日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応を促すとともに、心理・言語などの専門員による個別指導・集団指導を実施し、療育の充実を図りながら児童の発達を促していく。	心身障害児通園施設(もも・いちご)
特別支援教育就学奨励費補助金交付事業	町内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図るため、就学に必要な経費の一部を国及び町が負担し、特別支援教育の普及奨励を図る。	教育総務課
障害児保養招待	在宅福祉の向上・障がい児の社会参加を目的に、障がい児とその家族を対象に日帰りバス旅行を実施する。	社会福祉協議会
重度心身障害者医療費支給事業	重度の心身障がいのある児童を養育する家庭を対象に医療費の一部を支給する。	保険医療課
障害児通所支援事業	障がい児や発達が気になる児童が児童発達支援や放課後等デイサービス等の療育サービスを受けられるよう適切な支給決定を行う。	社会福祉課
発達支援巡回訪問事業	発達が気になる児童への早期支援を推進するため、専門職が保育施設や幼稚園等を訪問し、保育士等に対し支援方法等について助言・指導を行う。	社会福祉課 子育て支援課
医療的ケア児保育支援事業	町立北保育所に、専門的知識や技術、経験を有する看護師を配置することで、医療的ケア児に対して安全な看護と保育補助を行う。	子育て支援課
特別児童扶養手当支給事業	精神又は身体に一定の障がいのある児童を育てている方に手当を支給する。申請を受け付けた翌月分から手当の対象になる。	社会福祉課
自立支援給付事業	児童相談所長が適当と認めた場合に、障がい児(15歳から18歳)を障がい者とみなして手続きを行い、障害福祉サービスの適切な支給決定を行う。	社会福祉課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等に日常生活用具の給付を行う。	社会福祉課
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部助成を行う。	社会福祉課

## 基本目標3 子育てを温かく見守り、支える

### (1) こどもの安全の確保

#### 現状と課題

こどもを事故や犯罪から守るためには、こどもに対し地域が全体で注意を払い、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を高めるとともに、防犯設備を充実させたり、危険箇所を改修するなど、ソフトとハードの両面からの環境整備が重要です。

本町では、警察や区、関係団体による防犯パトロールなどを実施しているほか、交通指導員をはじめ、交通安全母の会や地域ボランティアの協力を得て、登下校の見守りなどを行い、こどもの安全確保に努めています。

今後もそうした取組を継続するとともに、教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)・学校・警察・区・自主防犯組織・各家庭などが連携し、事件や事故、不審者などの情報が隔々まで共有され、不測の事態が起こることを未然に防止する町全体の体制を構築することが必要です。加えて、こどもや地域住民を対象として犯罪から自分自身を守る教育や啓発を行い、一人ひとりの防犯の意識や能力を高めることが重要となっています。

#### 具体的な取組

##### ① 防犯、交通安全のための体制整備

事業名	事業概要	担当課・関連機関
交通安全啓発事業	警察・学校・教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)・町交通指導員・町交通安全母の会の協力により各年代に応じた交通安全啓発活動を実施する。	学校教育課 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園) 危機管理課 警察署
安全マップの作成	町内の注意箇所を洗い出し、こどもたちやスクールガードリーダー等の情報による通学路等の危険箇所を年間を通して把握していく。 「こども110番の家」の整備を進め、身近な場所での防犯意識の啓発を行う。 通学路のパトロール等を通じた情報で安全マップの作成に関与する。	学校教育課 各小・中学校・各PTA
防犯・交通安全施設整備事業	夜間の犯罪・交通事故を抑止するため、防犯灯・道路照明灯の維持管理及び新設を行う。	危機管理課

## 第4章 施策の展開

### ② 地域ぐるみの防犯体制整備

事業名	事業概要	担当課・関連機関
地域ぐるみの防犯体制整備	各区に設置されている自主防犯組織の活動支援等を実施する。	危機管理課
防犯まちづくり推進事業	南部・北部地区に設置した安心安全ステーションに、安心安全指導員を配置し、防犯に関する情報発信や啓発活動の実施とともに自主防犯組織など関係機関と連携を図り犯罪抑止に努めていく。	危機管理課
いな見守り ONE TEAM 事業	「いな見守り ONE TEAM 事業」の一つとして「伊奈町見守りオレンジネットワーク事業」が含まれており、高齢者・障がい者・児童等とその家族が地域社会で安心して生活できるよう、地域の家庭に近い距離で業務を行う事業者(団体)の方が日常業務の中で家庭を見守り、何らかの「異変」に気づいた際に、町を中心とした各相談窓口の情報提供し、必要な支援に早急につながり、見守りネットワークの構築に努める。	いきいき長寿課 社会福祉課 子育て支援課 元気まちづくり課

### ③ 犯罪から身を守る教育の推進

事業名	事業概要	担当課・関連機関
防犯まちづくり推進事業	住民の防犯意識高揚のため、講習会や啓発事業を行う。	危機管理課
不審者対応啓発	町内公立・私立の幼・保・小・中・高等31施設を網羅した連絡網を活用し、犯罪の一次被害はもちろんのこと二次被害の未然防止・早期対応を図る。	学校教育課 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)
学校・保育所事故対応手引きの配布	児童生徒の安全確保の視点から対応マニュアルを作成し、職員に配布する。 作成した学校事故対応マニュアル・保育施設危機対応要領で職員全員への意識の高揚を図り、事故のない学校、保育施設を目指していく。	学校教育課 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園)
薬物乱用防止教室	学校にて部会及び有識者を招いての講演会などを行い、正しい知識を児童生徒に学ばせていく。 保護者・地域にも積極的に呼びかけ、参加を促す。	小・中学校
ネットモラル教育	児童生徒がネットトラブルを回避するための能力を身に付けられるよう支援する。	学校教育課 小・中学校

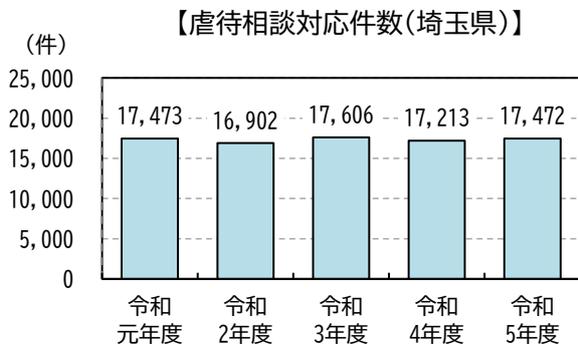
## (2)児童虐待防止対策の充実

### 現状と課題

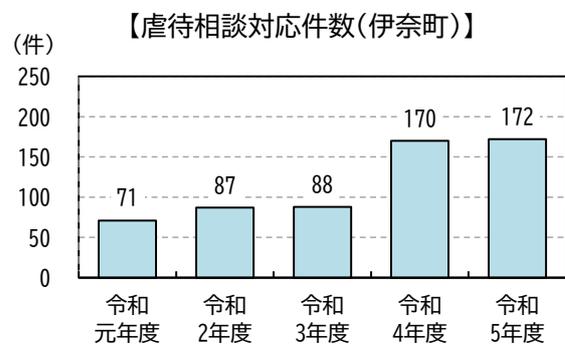
児童虐待はこどもの健やかな成長に影響を及ぼす重要な問題です。幼年期・少年期のこうした逆境体験は、その後の人生において、抑うつや不安、PTSDなどのこころの不調を抱えるリスクを高めるとされています。

わが国では、児童虐待の報告件数が年々増加しており、令和4年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は約20万件となり、平成24年度からの10年間で約3.3倍に増加しています。また、埼玉県にける虐待相談対応件数(令和3年度以前は、虐待行為がないことが確認されたケースを含む値)は、令和元年から令和3年度までほぼ横ばい、令和4年度以降もほぼ横ばいとなっており、令和5年度に17,472件となっています。

本町における虐待相談対応件数は、令和元年度から令和5年度にかけて、約2.4倍の172件となっています。また、虐待の通告経路は児童相談所が最も多くなっています。



資料:埼玉県福祉部こども安全課



資料:子育て支援課

通告経路	児童相談所	警察	保健センター	教育委員会・学校	保育所・認定こども園・幼稚園
(件)	92	0	4	20	23
	53.5%	0.0%	2.3%	11.6%	13.4%
	民生委員・児童委員	近隣・知人・親戚	家族	児童本人	その他
	0	11	3	0	19
	0.0%	6.4%	1.7%	0.0%	11.0%

【本町における虐待の通告経路】(令和5年度)

資料:子育て支援課

児童虐待が起きる背景としては、望まない妊娠・出産、育児に対する不安や負担感、日常生活でのストレス、適切な相談先のない孤立など、様々な要因があります。

本町では、児童虐待を予防し、起きてしまった場合には可能な限り早期に発見し対応するため、地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会(要対協)を中心に関係機関等が連携し、地域全体で児童虐待の防止に努めています。具体的には、要対協の実務者会議を定期的開催し、要対協で見守っている児童の近況報告と今後の対応を協議するとともに、必要に応じ、児童相談所と合同で訪問したり、虐待通告に関して、緊急ケース検討会議等を開き、即時対応を心掛けています。

今後も地域で孤立する親子が生まれることなく、やすらかな気持ちで子育てに向き合うことができるよう、地域の見守りや気軽に親子が交流できる場や相談ができる場の一層の充実が求められています。

## 第4章 施策の展開

### 具体的な取組

#### ① 児童虐待の防止

事業名	事業概要	担当課・関連機関
健康診査未受診者対応	乳児健診未受診者については全戸訪問し、1歳6か月健診、3歳児健診については、はがき、電話による受診推奨および家庭訪問をして対応する。子育て世代包括支援センター((仮称)伊奈町こども家庭センター)と連携を取り未受診に至った原因ごとに対応を図る。	健康増進課
児童虐待相談窓口の設置	児童相談所及び関係機関と連携しながら対応する。	子育て支援課
伊奈町子ども家庭総合支援拠点((仮称)伊奈町こども家庭センター)(再掲)	町内に住んでいるこどもとその家庭及び妊産婦に対して子ども家庭支援員が相談全般から家庭訪問等の専門的な支援を行い、児童虐待予防・早期発見のなどの役割を担う。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会	協議会を設置して代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を必要に応じて開催する。年数回、協議会を開催し、事例の検討を行う。	子育て支援課 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園) 健康増進課 学校教育課 社会福祉課 人権推進課 児童相談所 警察署 上尾消防署 他 関係各課

## ② 児童と保護者へのケア体制整備

事業名	事業概要	担当課・関連機関
里親制度に関する意識啓発(再掲)	何らかの理由により、児童福祉施設で生活する児童のために、里親に関する情報を町のホームページやポスターを窓口に掲示することや、里親月間には広報誌で周知を図り、支援者を募集する。	子育て支援課 児童相談所
虐待の早期発見・初期対応の徹底	虐待通告を受理したときは、48時間以内の該当児童の安全確認に引き続き努め、保護者指導等について児童相談所に指導・協力を求めるなど関係機関等の連携をより一層密にしていく。	子育て支援課 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園) 健康増進課 警察署 児童相談所
被虐待児童の見守り等	虐待通告の対象児童について、所属集団から情報収集するとともに要保護児童対策地域協議会で見守り方法等を明確にし、安全確認及び保護者への助言、情報提供を行う。	子育て支援課 教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育園) 健康増進課 警察署 児童相談所

### (3)子育てを支援する生活環境の整備

#### 現状と課題

アンケート調査では、本町で出産・子育てを行いたいと思える支援として、就学前児童保護者と小学生保護者で、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」の回答が最も多くなっています。

また、子育て関係団体ヒアリング調査でも「子どもたちに元気がない様に感じる。遊ぶ場、遊び方など制限が多く、良くも悪くも子どもだけの世界がない」との意見が出されています。

そうしたニーズや指摘に応えるとともに、子どもたちだけでなくすべての人が安心・安全に利用できる道路や公園、交通機関、公共的施設などの生活環境の整備が求められています。

#### 具体的な取組

##### ① 安心して出かけられる公共施設整備

事業名	事業概要	担当課・関連機関
公園施設整備	公園・子ども広場などの施設のユニバーサルデザイン化を推進する。また、安全性の確保のために遊具の点検を定期的実施する。 公園の緑化、多目的利用を推進する。	都市計画課 子育て支援課
町道改修・整備事業	「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、すべての人が安心・安全に利用できる道路環境整備を推進する。	土木課
町内公共施設のバリアフリー化	「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、新設、改修する町内公共施設へのユニバーサルデザインの採用、ベビーベッドやベビーチェア、各種講座開催時の託児室等の設置により、子どもや子ども連れが安心して外出できる環境の整備に努める。	各公共施設管理者
赤ちゃんの駅の普及・啓発	子育て中の家族が安心して出かけられる「赤ちゃんの駅」の利用や事業所内の導入・整備などについて周知を行い、子育て家族の外出支援を図る。	子育て支援課

## 第5章 教育・保育等の量の見込み及び確保の方策

### 1 認定区分について

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育施設などの利用のため、お子さんの年齢と保護者の就労状況等に基づく家庭の類型を基準とした認定を市町村から受けることとなります(同法第20条)。その際の認定の区分は次のとおりです(同法第19条)。

#### ■認定区分

区分	年齢	利用先	対象家庭類型
1号	3～5 歳	幼稚園・認定こども園	専業主婦(夫)家庭
2号	3～5 歳	幼稚園	共働きであるが、幼稚園利用の家庭
	3～5 歳	保育所・認定こども園	共働き家庭
3号	0、1・2 歳	保育所・認定こども園・地域型保育	共働き家庭

#### ■事業一覧

事業	利用先
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育(定員6～19人)</li> <li>・家庭的保育(定員5人以下)</li> <li>・居宅訪問型保育</li> <li>・事業所内保育所</li> </ul> (事業所の従業員のこどもに加えて、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するものに限る)
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園 (子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園)

## 2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく本町の教育・保育の提供区域は、保護者やこどもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、第2期計画と同様、以下の表のとおり設定します。

### ■本町における教育・保育事業

区分／施設・事業名		区域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育所
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育（延長保育）	78ページ
	(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	79ページ
	(3) 子育て短期支援事業	81ページ
	(4) 地域子育て支援拠点事業	82ページ
	(5) 一時預かり事業	83ページ
	(6) 病児・病後児保育事業	85ページ
	(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポート）	86ページ
	(8) 利用者支援事業	87ページ
	(9) 妊産婦健康診査	88ページ
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	89ページ
	(11)-1 養育支援訪問事業	90ページ
	(11)-2 要支援・要保護児童支援事業	91ページ
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	91ページ
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規参入事業者促進事業）	92ページ
	(14) 子育て世帯訪問支援事業	92ページ
	(15) 児童育成支援拠点事業	92ページ
	(16) 親子関係形成支援事業	92ページ
	(17) 妊婦等包括相談支援事業	93ページ
	(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	93ページ
(19) 産後ケア事業	94ページ	

町全体

### 3 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の特定教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

#### (1) 0歳児保育(3号認定こども)

##### ■利用実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(人)	計画値	63	62	61	61	61	
	実績値	67	53	67	64	59	
確保の方策(人)	認定こども園・保育所	計画値	56	56	56	56	56
		実績値	56	56	56	57	57
	地域型保育事業	計画値	9	9	9	9	9
		実績値	9	9	9	9	9

##### ■量の見込み及び確保の方策

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所・地域型保育事業において、必要な0歳児保育利用定員の確保を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		62	62	62	63	64
確保の方策(人)	認定こども園・保育所	57	57	57	57	57
	地域型保育事業等	9	9	9	9	9
確保の方策 - 量の見込み		4	4	4	3	2

## (2) 1歳児保育(3号認定こども)

### ■利用実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(人)		計画値	133	133	133	132	
		実績値	142	137	141	150	136
確保の方策(人)	認定こども園・保育所	計画値	109	109	109	108	108
		実績値	108	108	108	108	108
	地域型保育事業	計画値	24	24	24	24	24
		実績値	24	24	24	24	24
	認可外	計画値	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0

### ■量の見込み及び確保の方策

1歳児を持ち就労する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業等において、必要な1歳児保育定員の確保を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		135	137	138	138	141
確保の方策(人)	認定こども園・保育所	108	108	108	108	108
	地域型保育事業	24	24	24	24	24
	認可外	0	0	0	0	0
確保の方策 - 量の見込み		-3	-5	-6	-6	-9

※「確保の方策」として示す人数は、認可定員数に基づくものであり、「定員の弾力化」による受入枠増は含まれていません。このため、計画上の「量の見込み」と「確保の方策」の差がそのまま待機児童となるものではありません。

### (3) 2歳児保育(3号認定こども)

#### ■利用実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(人)		計画値	147	147	147	147	
		実績値	155	156	156	158	168
確保の方策(人)	認定こども園・保育所	計画値	123	123	123	123	123
		実績値	123	123	123	123	123
	地域型保育事業	計画値	24	24	24	24	24
		実績値	24	24	24	24	24
	認可外	計画値	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0

#### ■量の見込み及び確保の方策

2歳児を持ち就労する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所及び地域型保育事業等において、必要な2歳児保育定員の確保を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		135	144	146	147	147
確保の方策(人)	認定こども園・保育所	123	123	123	123	123
	地域型保育事業	24	24	24	24	24
	認可外	0	0	0	0	0
確保の方策 - 量の見込み		12	3	1	0	0

### (4) 3～5歳児保育(2号認定こども)

■利用実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(人)		計画値	410	407	395	392	387
		実績値	425	420	411	447	466
確保の方策(人)	認定こども園・保育所	計画値	425	425	425	425	425
		実績値	425	425	425	425	432
	認可外	計画値	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0	0	0

■量の見込み及び確保の方策

3～5歳児を持ち就労する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所において、必要な3～5歳児保育定員の確保を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		381	359	365	360	370
確保の方策(人)	認定こども園・保育所	432	432	432	432	432
	認可外	0	0	0	0	0
確保の方策 - 量の見込み		51	73	67	72	62

### (5) 3～5歳児教育・保育(1号認定子ども及び2号認定子ども)

#### ■利用実績

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	
量の見込み(人)		計画値	543	109	521	105	496	100
		実績値	475	28	483	30	482	30
確保の方策(人)	幼稚園・認定こども園	計画値	250		250		250	
		実績値	280		280		280	
	確認を受けない幼稚園	計画値	520		520		520	
		実績値	440		455		520	
		令和5年度		令和6年度				
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定			
量の見込み(人)		計画値	487	98	470	94		
		実績値	456	33	365	38		
確保の方策(人)	幼稚園・認定こども園	計画値	250		250			
		実績値	280		277			
	確認を受けない幼稚園	計画値	520		520			
		実績値	520		520			

#### ■量の見込み及び確保の方策

世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、幼稚園、認定こども園等において、必要な3～5歳児の教育・保育定員の確保を図ります。

		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
量の見込み(人)		395	28	372	26	378	27
確保の方策(人)	幼稚園・認定こども園	277		277		277	
	確認を受けない幼稚園	520		520		520	
確保の方策 - 量の見込み		374		398		392	
		令和10年度		令和11年度			
		1号認定	2号認定	1号認定	2号認定		
量の見込み(人)		373	26	383	27		
確保の方策(人)	幼稚園・認定こども園	277		277			
	確認を受けない幼稚園	520		520			
確保の方策 - 量の見込み		398		387			

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国が示す基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めることとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を設定します。

### (1) 時間外保育(延長保育) 対象:0～5歳

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

#### ■利用実績

本町の認可保育所と認定こども園は計12か所で、開所時間については、7時から7時30分(一部実施)まで、閉所時間については18時30分から最大20時までの延長保育を実施しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(人)	計画値	400	392	380	376	372	
	実績値	142	142	107	212	139	
確保の方策	提供体制(か所)	計画値	9	9	9	9	
		実績値	9	9	9	11	11
	定員(人)	計画値	537	537	537	537	537
		実績値	537	537	537	717	717

#### ■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえるとともに、今後の量の見込みの増加にも対応できるよう、計画期間においては令和6年度と同じ定員確保に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)		161	158	160	160	163
確保の方策	提供体制(か所)	11	11	11	11	11
	定員(人)	717	717	717	717	717
確保の方策 - 量の見込み		556	559	557	557	554

## (2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### 対象:小学1年～6年生

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### ■利用実績

本町では、保護者が昼間家庭にいない小学1～6年生の児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。令和6年5月1日時点で、17か所、定員数620人となっています。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	1～3年生 (人)	計画値	398	385	371	352	333
		実績値	214	436	414	418	450
	4～6年生 (人)	計画値	136	135	128	123	112
		実績値	56	154	149	145	157
	合計(人)	計画値	534	520	499	475	445
		実績値	270	590	563	563	607
確保の 方策	提供体制 (か所)	計画値	17	17	17	17	17
		実績値	17	17	17	17	17
	定員(人)	計画値	620	620	620	620	620
		実績値	620	620	620	620	620

#### ■小学校区別の利用実績

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小針北 小学校区	量の 見込み	1～3年生 (人)	計画値	164	158	151	144	137
			実績値	77	170	159	150	157
		4～6年生 (人)	計画値	68	66	61	59	55
			実績値	29	68	68	67	69
	確保の 方策	定員(人)	計画値	260	260	260	260	260
			実績値	260	260	260	260	260
小針南 小学校区	量の 見込み	1～3年生 (人)	計画値	82	79	76	72	68
			実績値	39	105	90	102	102
		4～6年生 (人)	計画値	26	26	25	24	21
			実績値	14	43	34	30	37
	確保の 方策	定員(人)	計画値	110	110	110	110	110
			実績値	110	148	124	132	139

## 第5章 教育・保育等の量の見込み及び確保の方策

				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小室小学校区	量の 見込み	1～3年生 (人)	計画値	76	74	72	68	64
			実績値	47	84	99	94	113
		4～6年生 (人)	計画値	27	27	26	25	23
			実績値	2	21	20	22	24
	確保の 方策	定員(人)	計画値	145	145	145	145	145
			実績値	145	145	145	145	145
南小学校区	量の 見込み	1～3年生 (人)	計画値	76	74	72	68	64
			実績値	51	77	66	72	78
		4～6年生 (人)	計画値	15	16	16	15	13
			実績値	11	22	27	26	27
	確保の 方策	定員(人)	計画値	105	105	105	105	105
			実績値	105	105	105	105	105

### ■量の見込み及び確保の方策

引き続き、学校単位でのニーズ量の充足に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1～3年生(人)	379	372	345	332	312
	4～6年生(人)	132	127	123	119	116
	合計(人)	511	499	468	451	428
確保の 方策	提供体制(か所)	17	17	17	17	17
	利用者数(人)	620	620	620	620	620
確保の方策 - 量の見込み		109	121	152	169	192

### ■小学校区別の量の見込み及び確保の方策

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小針北小学校区	量の 見込み	1～3年生(人)	132	131	120	116	109
		4～6年生(人)	58	56	54	53	51
		合計(人)	190	187	174	169	160
	確保の 方策	提供体制(か所)	7	7	7	7	7
		利用者数(人)	260	260	260	260	260
	確保の方策 - 量の見込み		70	73	86	91	100
小針小学校区	量の 見込み	1～3年生(人)	86	84	78	75	71
		4～6年生(人)	31	30	29	28	27
		合計(人)	117	114	107	103	98
	確保の 方策	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
		利用者数(人)	110	110	110	110	110
	確保の方策 - 量の見込み		-7	-4	3	7	12

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小室小学校区	量の見込み	1～3年生(人)	95	93	87	83	78
		4～6年生(人)	20	19	19	18	18
		合計(人)	115	112	106	101	96
	確保の方策	提供体制(か所)	4	4	4	4	4
		利用者数(人)	145	145	145	145	145
確保の方策 - 量の見込み		30	33	39	44	49	
南小学校区	量の見込み	1～3年生(人)	66	64	60	58	54
		4～6年生(人)	23	22	21	20	20
		合計(人)	89	86	81	78	74
	確保の方策	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
		利用者数(人)	105	105	105	105	105
	確保の方策 - 量の見込み		16	19	24	27	31

### (3) 子育て短期支援事業 対象:0～5歳

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこと  
もについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

現在は実施していませんが、今後の検討課題の一つとして捉えています。

#### (4) 地域子育て支援拠点事業 対象:0～2歳

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

##### ■利用実績

伊奈町子育て支援センター(北保育所内)、地域子育て支援センター(カオルキッズランド伊奈園内)、地域子育て支援センターふれあいひろば大きな樹(ピノ保育園内)、つどいの広場(ふれあい活動センターゆめくる内)、地域子育て支援センター(きむら伊奈保育園内)5か所の体制で事業を実施しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)	
量の見込み(人回)	計画値	12,933	12,461	12,096	11,867	11,705	
	実績値	4,939	4,751	6,948	9,987	6,766	
確保の方策	提供体制(か所)	計画値	5	5	5	5	
		実績値	5	5	5	5	
	利用者数(人回)	計画値	16,560	16,560	16,560	16,560	16,560
		実績値	16,560	16,560	16,560	16,560	16,560

##### ■量の見込み及び確保の方策

今後も、乳幼児活動や相談事業、妊産婦(プレママ)対象事業の実施や交流・参加型事業など、子育て支援の拠点として事業の充実を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人回)		8,071	8,306	8,377	8,448	8,571
確保の方策	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	利用者数(人回)	16,560	16,560	16,560	16,560	16,560
確保の方策 - 量の見込み		8,489	8,254	8,183	8,112	7,989

※1 週5日型:4か所、週3日型:1か所

※2 利用者数の考え方

(週5日×4週/月)×12月×4か所=960回

(週3日×4週/月)×12月×1か所=144回

(960回+144回)×15人/日=16,560人/回

## (5) 一時預かり事業

### (5)－1 一時預かり事業(幼稚園型) 対象:3～5歳

幼稚園等を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園等で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

#### ■利用実績

本町の幼稚園2か所及び認定こども園1か所において、預かり保育を実施しています。

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)
量の 見込み	利用者数 (人日)	計画値	21,308	21,521	21,736	21,518	21,302
		実績値	13,737	18,960	26,028	27,360	8,489
確保の 方策	提供体制 (か所)	計画値	3	3	3	3	3
		実績値	3	3	3	3	3
	利用者数 (人日)	計画値	21,780	21,780	21,780	21,780	21,780
		実績値	21,690	21,600	21,690	21,600	21,510

#### ■量の見込み及び確保の方策

保護者の利用ニーズに対応できるよう、引き続き事業を実施し、事業量の確保に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	利用者数(人日)	21,032	19,836	20,141	19,859	20,399
確保の 方策	提供体制(か所)	3	3	3	3	3
	利用者数(人日)	21,780	21,780	21,780	21,780	21,780
確保の方策 - 量の見込み		748	1,944	1,639	1,921	1,381

**(5)－2 一時預かり事業(幼稚園型以外) 対象:0～5歳**

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中保育施設において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■利用実績

町内の5か所の保育所において一時預かり保育を実施し、仕事・通院・介護やリフレッシュなどの際の、多様な保育ニーズに対応しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)	
量の見込み(人日)		計画値	300	330	350	330	
		実績値	141	59	92	124	32
確保の方策	提供体制 (か所)	計画値	5	5	5	5	
		実績値	5	5	5	5	
	利用者数 (人日)	計画値	7,056	7,056	7,056	7,056	7,056
		実績値	7,056	7,032	7,032	7,056	7,032

■量の見込み及び確保の方策

引き続き、町内の5か所の保育所において一時預かり保育を実施し、多様な保育ニーズへの対応を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)		91	90	91	91	93
確保の方策	提供体制(か所)	5	5	5	5	5
	一時預かり事業 (人日)	7,056	7,056	7,056	7,056	7,056
確保の方策 - 量の見込み		6,965	6,966	6,965	6,965	6,963

## (6) 病児・病後児保育事業 対象:0～5歳

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

### ■利用実績

町内1か所において、病後児保育を実施しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)	
量の見込み(人日)	計画値	30	30	30	30	30	
	実績値	1	8	7	8	0	
確保の方策	提供体制(か所)	計画値	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1	1	
	病後児保育事業(人日)	計画値	968	968	968	968	968
		実績値	972	968	972	972	243

### ■量の見込み及び確保の方策

母親の就労が進み、子育てと就労の両立のための支援へのニーズが増えています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安心・安全な施設や保育体制の充実を図っていきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)		7	7	7	7	7
確保の方策	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	利用者数(人日)	968	968	968	968	968
確保の方策 - 量の見込み		961	961	961	961	961

### (7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート)

**対象:町内に居住または在勤で、0歳～小学校までのこどもがいる方**

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(協力会員)の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

#### ■利用実績

伊奈町社会福祉協議会内1か所で実施しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)	
量の見込み(人日)	計画値	2,204	2,100	1,954	1,863	1,783	
	実績値	1,204	1,286	1,229	2,011	1,112	
確保の方策	提供体制 (か所)	計画値	1	1	1	1	
		実績値	1	1	1	1	
	利用者数 (人日)	計画値	2,204	2,100	1,954	1,863	1,783
		実績値	1,204	1,286	1,229	2,011	1,112

#### ■量の見込み及び確保の方策

利用者のニーズに対応できる人材の育成に注力し、安定した協力会員(援助を行う者)の確保に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人日)		1,260	1,224	1,160	1,117	1,075
確保の方策	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
	利用者数(人日)	1,871	1,817	1,722	1,659	1,596
確保の方策 - 量の見込み		611	593	562	542	521

### (8) 利用者支援事業 対象:こどもの保護者(主に就学前児童保護者)

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ■利用実績

本町では利用者支援として子育てパンフレットの発行などによる情報提供を行っています。また、子育て支援課の窓口などで、子育て中の保護者からの相談に応じています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
確保の方策 提供体制 (か所)	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1

#### ■量の見込み及び確保の方策

今後も引き続き、利用者支援事業として、子育て支援課の窓口において、保護者からの子育てに関する相談に対応していきます。

また、担当職員が研修等を受講するなど計画的にスキルアップを図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(か所)		1	1	1	1	1
確保の方策	提供体制(か所)	1	1	1	1	1
確保の方策	－ 量の見込み	0	0	0	0	0

### (9) 妊産婦健康診査 対象:すべての妊産婦

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### ■利用実績

本町では、指定医療機関において、妊婦健康診査を実施しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)
受診実人数(人)	計画値	320	317	313	310	307
	実績値	324	316	301	258	158
延べ受診者数(人)	計画値	5,440	5,389	5,321	5,270	5,219
	実績値	4,129	5,891	5,282	5,084	2,948

※令和5年度から、産婦健康診査を実施しています。

#### ■量の見込み及び確保の方策

すべての妊婦の受診を見込み、引き続き医師会等と連携し、町の指定医療機関等における受診体制の確保を図ります。また、受診可能な医療機関の増加に努めるなど、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診実人数(人)	280	285	290	295	305
延べ受診者数(人)	5,280	5,350	5,420	5,490	5,630

## (10) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

### 対象:生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

#### ■利用実績

町内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、町の保健師等が自宅を訪問し、母子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、育児についての相談や助言、その他必要な支援を行っています。また、保健センターに子育て世代包括支援センターを設置し、関係機関と連携し支援を行っています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)
訪問乳児数(人)	計画値	320	310	300	291	282
	実績値	243	245	267	243	117

#### ■量の見込み及び確保の方策

0歳児の将来人口推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んで保健師等を配置し、必要とする事業量の確保を図ります。

訪問結果により特に支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
訪問乳児数(人)	256	257	258	263	268

## (11)－1 養育支援訪問事業

### 対象：養育支援が特に必要な家庭(妊産婦も含む)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭において適切な養育の実施を確保する事業です。

#### ■利用実績

保健センターと連携し、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで発見された養育支援が必要と思われる家庭を保健師、保育士が訪問し、養育指導をしています。また、若年出産をした保護者に対する育児支援を行っています。

加えて、保健センターに子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ないサポート体制を整備しました。令和7年度からは、新たに設置する(仮称)伊奈町こども家庭センターで引き続き支援を実施します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)
訪問実人数(人)	計画値	35	37	36	35	34
	実績値	33	39	28	23	28

#### ■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業などの結果から対象者の把握に注力し、保健師、保育士等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ訪問人数(人)	31	31	31	32	32

**(11)－2 要支援・要保護児童支援事業**

要保護児童の早期発見及び適切な保護並びに要支援児童への適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携強化を図る事業です。

**■利用実績**

要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者会議を開催しました。また、個別ケース検討会議を必要に応じて開催しました。さらに、地域の児童相談所の実務者会議への参加を求め連携の強化を図るとともに、解決が困難な事例検討を実施し、児童虐待の防止を推進しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)
要保護児童数（人）	計画値	36	36	36	36	36
	実績値	64	44	47	63	63
要保護児童対策協議会 の開催回数（回）	計画値	17	17	17	17	17
	実績値	21	18	20	25	13

**■量の見込み及び確保の方策**

計画期間においては、過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
要保護児童数（人）	55	55	55	55	55
要保護児童対策協議会 の開催回数（回）	25	25	25	25	25

**(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

近隣自治体等の動向を注視し、情報収集を行っていきます。

### **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

地域子ども・子育て支援事業に新規参入する民間事業者に対して、相談・助言等を行う事業です。

今後、事業の実施について検討します。

### **(14) 子育て世帯訪問支援事業**

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭などの居宅を訪問支援員(ホームヘルパー等)が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

今後、事業の実施について検討します。

### **(15) 児童育成支援拠点事業**

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

今後、事業の実施について検討します。

### **(16) 親子関係形成支援事業**

児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

今後、事業の実施について検討します。

### (17)妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

#### ■利用実績

本町では、(仮称)伊奈町こども家庭センターにおいて、妊婦等包括相談支援を実施し、令和7年4月から開始されます。

#### ■量の見込み及び確保の方策

計画期間においては、過去の妊娠届出数の平均に面談回数3回を掛けた面談実施数の合計数と同等以上の事業量を見込み、保健師等を配置し、必要とする事業量の確保を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
面接実施合計回数(回)	780	780	780	780	780

### (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

満3歳未満で未就園のこどもに保育所等で遊びや生活の場を提供し、保護者の養育環境を支援する事業です。

#### ■利用実績

本町では、伊奈町子育て支援センター(北保育所内)において、令和8年4月から開始されます。

#### ■量の見込み及び確保の方策

計画期間においては、先進自治体の利用率等を参考に事業量を見込み、保育士等を配置し、必要とする事業量の確保を図ります。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み(人)	0	615	615	615	615
	確保の方策(人)	0	615	615	615	615
	確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0
1歳児	量の見込み(人)	0	873	873	873	873
	確保の方策(人)	0	873	873	873	873
	確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0
2歳児	量の見込み(人)	0	726	726	726	726
	確保の方策(人)	0	726	726	726	726
	確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0

### (19)産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。令和3年度から助産師の訪問によるアウトリーチ型を開始し、それに続き令和6年度から産院への宿泊による産後ケア(短期入所型)を実施しています。

なお、アウトリーチ型については委託助産師がサポートを行い、短期入所型は委託医療機関にて宿泊します。

#### ■利用実績

本町では、(仮称)伊奈町こども家庭センターにおいて、産後ケア事業を実施しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (11月現在)
アウトリーチ型 量の見込み(人日)	実績値	-	6	8	4	6
短期入所型 量の見込み(人日)	実績値	-	-	-	-	16

#### ■量の見込み及び確保の方策

計画期間においては、過去の実績値と同等以上の事業量を見込んでいます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
アウトリーチ型(人日)	30	30	30	30	30
短期入所型(人日)	137	137	137	137	137

## 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町では、子育てのための施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適切な給付を行うため、町内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行います。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

#### (1) 幼稚園の認定こども園等への移行に係る基本的考え方

幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の向上を狙った各種の施策により、幼児教育・保育のニーズが高まることが予想され、本町としては新たな保育の受け皿の確保が必要となります。また、既存の幼稚園は、認定こども園等への移行を検討する可能性が出てきます。

移行については、事業者の意向、判断が重要なので、町は、国や県の情報を適切に提供するなど、良好な関係を保ちながら認定こども園等への移行を進めていきます。

#### (2) 施設、事業者との連携方策

##### ① 教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

子ども・子育て支援制度では、地域型保育事業者は、3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、連携施設を定めることとされています。

連携施設の設定にあたり、町は、必要に応じた関与をし、より適切な連携関係が構築されるよう努めます。

##### ② 幼稚園・保育所・小学校の連携

乳幼児期の発達には連続しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基盤を培う重要なものとなります。幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が統一されていることからわかるように、幼児期から学童期への接続を重視したものとなっています。

本町では、以前から「育ちの連続性」を確保するため、こどもの発達過程や健康状態等を記録した情報を、個人情報である点に十分に配慮した上で情報共有できるよう取り組んできました。今後も、「障がいのある児童への支援、児童虐待防止の観点や、不登校児における見守りの重要性を認識しつつ、引き続き関係部署と連携を行い、情報共有に努めていきます。

##### ③ 幼児教育振興協議会

こどもの発達には連続性があり、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基盤を培うものです。「幼児期の終わり」は「学童期の初め」でもあることから、幼-小の連携・接続は、こどもの成長にとって大変重要であるため、関係機関、関係者の情報交換・情報共有をとおり円滑な連携・接続を図ります。

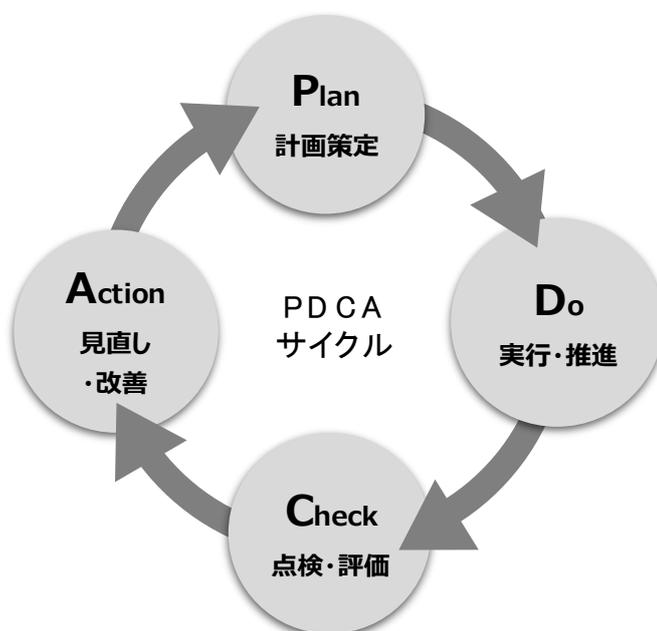
##### ④ 教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携

乳児等通園支援事業の利用終了後に、幼稚園における満3歳児クラスや教育・保育施設を円滑に利用できるよう、教育・保育施設等と連携を図り、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報共有できる体制の整備や支援に努めます。

## 2 計画の進行管理

計画に盛り込まれた施策が当初の予定どおりに実施され、期待どおりの成果をあげているかどうかを知るためには、施策ごとにその実施状況を点検することが不可欠です。点検の結果、成果が未達成の場合には、その原因を調べ、問題となっているものがある場合には必要な見直しを行い、再び施策を推進することで、計画は実効性が高いものとなります。

そのために、本計画では、第2期計画と同様に、下図に示すPDCAサイクルを用い、進行管理を行うこととします。



## 資料編

### 1 伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)策定の経過

年月日	会議名等	内容
令和6年6月27日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議	(1)伊奈町子ども・子育て支援事業計画 (第3期)の策定に係るアンケート調査につ いて
令和6年7月16日 ～ 令和6年8月14日	伊奈町子ども・子育て支援事 業計画(第3期)策定のため のアンケート調査及び関係団 体ヒアリング	就学前児童の保護者: 子ども・子育て支援 ニーズ調査 小学生の保護者: 子ども・子育て支援ニ ーズ調査の一部と生活状況調査
令和6年8月28日 ～ 令和6年9月20日	伊奈町子ども・子育て支援事 業計画(第3期)策定のため の関係団体ヒアリング	関係団体:4団体
令和6年9月30日	令和6年度 第2回子ども・子育て会議	(1)アンケート調査報告書について (2)骨子案について
令和6年11月11日	令和6年度 第3回子ども・子育て会議	(1)素案の確認及び計画全体の内容につ いて
令和6年12月13日	令和6年度 第4回子ども・子育て会議 (書面にて開催)	(1)伊奈町子ども・子育て支援事業計画 (第3期)の素案の確認について
令和6年12月27日 ～ 令和7年1月31日	町民コメントの実施	
令和7年3月13日	令和6年度 第5回子ども・子育て会議	(1)伊奈町子ども・子育て支援事業計画 (第3期)の策定について

## 2 伊奈町子ども・子育て会議条例

平成25年12月18日

条例第32号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、伊奈町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 公募による者
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(伊奈町児童福祉審議会条例の廃止)

2 伊奈町児童福祉審議会条例(平成13年条例第8号)は、廃止する。

(伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を、次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 伊奈町子ども・子育て会議委員名簿

令和7年3月現在

番号	委員区分	区分	氏名	選出団体・所属等
1	1号委員	子どもの保護者	菊川 亮介	PTA連合会
2			福井 大介	町立南保育所保護者
3			齋藤 祐子	伊奈はなぞの幼稚園保護者
4			松本 綾子	子ども育成会連絡協議会
5	2号委員	事業主を代表する者	川田 金造	伊奈町商工会
6	3号委員	労働者を代表する者	安富 良磨	連合埼玉県中央地域協議会
7	4号委員	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	戸井田 美智代	町内私立幼稚園（伊奈はなぞの幼稚園）
8			榎本 さおり	町内私立保育園（きむら伊奈保育園）
9			小林 二三枝	町内小規模保育事業所（おれんじ保育園）
10	5号委員	子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者	新井 美穂	いな子育てサポートグループ チェリー
11			◎加藤 衛	民生委員・児童委員協議会
12			矢崎 廣江	母子愛育会
13			西川 智美	伊奈町教育員会教育委員
14			○加藤 克行	地域ぐるみ青少年健全育成推進協議会
15			天沼 真理	伊奈町児童館
16	6号委員	関係行政機関の職員	田口 元信	伊奈町校長会(小室小学校)
17			猪野塚 将	埼玉県中央児童相談所
18	7号委員	公募による者	応募なし	

◎会長 ○副会長

(敬称略・順不同)

## 4 用語解説

### あ行

1号認定	満3歳以上で、幼児期の教育を希望される方。(幼稚園・認定こども園)
一時預かり	保護者の断続的又は短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭でこどもの保育が困難な場合に、保育所、幼稚園、認定こども園等で一時的にこどもを預かること。
伊奈町見守りオレンジネットワーク事業	高齢者・障がい者・児童とその家族が地域社会で安心して生活できるよう、地域の事業者(団体)が日常業務のなかで家庭を見守り、何らかの「異変」に気づいた際に、各相談窓口にて情報提供することで、必要な支援に早急につなげられるネットワークのこと。
いな見守りONE TEAM(ワンチーム)事業	認知症などにより日常的に外出時の見守り支援などが必要な高齢者・障がい者・児童等が行方不明となった場合、早期発見につなげられる支援制度のこと。「高齢者等見守りネットワーク事業」、「高齢者等見守りシール交付事業」、「高齢者等GPS機器導入補助金交付事業」、「伊奈町見守りオレンジネットワーク事業」の4つの事業を一体的に実施する。

### か行

確保の方策	「子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業について、保護者に対し「利用希望把握調査」を行った上で、5年間の「量の見込み」を推計し、それに対する具体的な提供体制を確保する(確保の方策)こととされている。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が、その年次の年齢別出生率で、仮に一生の間に生むとした子どもの数に相当する。
子育て世代包括支援センター	助産師の資格をもった「母子保健コーディネーター」や保育士等の資格をもった「子育て支援コーディネーター」が常駐し、母子健康手帳の交付や全ての妊産婦から子育て世帯までの様々な相談等ができる機関。 令和7年4月1日より子ども家庭総合支援拠点と一体的に実施するため、「こども家庭センター」と名称を変更。
こども家庭センター	従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせて、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関。令和7年4月1日より設置。

子ども家庭総合支援拠点	子どもの健やかな成長をサポートする場所として、町内に住んでいるすべての子どもとその家庭及び妊産婦に対して、子ども家庭支援員が、みなさんのさまざまな相談を専門的立場から対応する。また、児童虐待の早期発見などの役割を担っている。 令和7年4月1日より子育て世代包括支援センターと一体的に実施するため、「こども家庭センター」と名称を変更。
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援給付その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人のこどもが健やかに成長し、こどもを持つことを希望する者が安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。
こども食堂	地域住民等による民間発の取組として、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場のこと。
こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる制度のこと。令和8年度からは、子ども・子育て支援法に基づく新たな給付(乳児等のための支援給付)として全市町村で実施。
こどもの貧困	絶対的貧困(必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である状態)、又は相対的貧困(国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態)となっている18歳未満のこどもの存在及び生活状況のこと。

## さ行

里親制度	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもなどに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境のもとでの養育を提供する制度。家庭での生活を通じて、こどもが成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、こどもの健全な育成を図る制度。
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望される方。(保育所・認定こども園・地域型保育事業)
児童相談所	県の相談機関として、こどもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供するところ。児童虐待や障害、里親になりたい方の相談等に専門の職員が応じている。
児童養護施設	児童福祉法に定められた施設であり、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整え、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。
小規模保育	主に3歳未満の乳幼児を対象とし、6人以上19人以下の保育を行う事業。

## た行

地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。
---------	--

## な行

2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を希望される方。 (保育所・認定こども園)
認可保育施設(所)	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設。施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設。
認定区分	子ども・子育て支援法第19条に規定される、教育・保育施設を利用するにあたり市町村から認定を受ける3区分のこと。(→1号認定/2号認定/3号認定)
認定こども園	幼稚園(幼児期の教育を行う)と保育所(就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する)の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

## は行

ファミリーサポート事業	子育て中の保護者の日常生活を地域で支援するため、「育児の援助を受けたい人(依頼会員)」と「育児の援助に協力できる人(援助会員)」がそれぞれセンターに会員登録し、必要なときに会員同士で子育ての援助活層(有償)を行う事業。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後や夏休みなどに安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するための施設。

## ま行

民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるよう、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
-----------	--

## や行

ヤングケアラー・ 若者ケアラー	ヤングケアラーは、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。若者ケアラーは、18歳～おおむね30歳代までのケアラーのこと。
要保護児童対策地域 協議会	児童相談所や警察署、保健所等の様々な関係機関が参加し、被虐待児や養護が必要な児童や特定妊婦等に関する情報共有、支援内容の協議などを行い関係機関の連携を図る協議会。
幼児教育・保育の 無償化	令和元年10月から始まった、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児、住民税非課税世帯の0歳から2歳児までの利用料が無料になること。

## ら行

療育	障がいのある子ども等に対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障がい等の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のこと。
量の見込み	ある事業をどのくらいの人が使いたいと考えているかの見込み数。「現在の利用状況」とニーズ調査等で把握される「今後の利用希望」を踏まえ算出することを基本とする。

## わ行

ワーク・ライフ・ バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、働き方の見直しなどにより、誰もが仕事、家庭生活、地域活動や自己啓発活動などについて、多様な働き方・生き方が選択できる社会を示すこと。
------------------	---

## アルファベット

ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略称。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。
PDCA (ピーディーシーイー)	事業活動における品質管理などの管理業務を円滑に進めるための手法のひとつ。Plan-計画する、Do-実行する、Check-評価する、Action-改善する、の4段階を繰り返すことにより業務を継続的に改善すること。
SNS(エスエヌエス)	Social Networking Serviceの略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

---

## 伊奈町子ども・子育て支援事業計画(第3期)

令和7年3月発行(令和8年3月改定)

編集：伊奈町子育て支援課

〒362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目 355 番地

TEL:048-721-2111(代表) FAX:048-721-2138

---

